

官報号外 昭和二十七年七月七日

○第十三回 参議院會議錄第六十四号

官報(号外)

1

昭和二十七年七月七日(月曜日)午前十時五十三分開議	議事日程 第六十五号	昭和二十七年七月七日 午前十時開議
第一 法廷等の秩序維持に関する法律案(衆議院提出)	(委員長報告)	第二 昭和二十三年六月三十日以前に給與事由の生じた恩給の特別措置に関する法律案(衆議院提出)
第三 農林漁業組合再建築準備法の一部を改正する法律案(衆議院提出)	(委員長報告)	第四 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約に基き駐留する合衆国軍隊に水面を使用させるための漁船の操業制限等に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
第五 昭和二十六年産米穀の超過供出等についての奨励金に対する所得税の臨時特例に関する法律案(衆議院提出)	(委員長報告)	第六 製塩施設法案(内閣提出、衆議院送付)
第七 航空法案(内閣提出、衆議院送付)	(委員長報告)	第八 日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約に基く行政
予算委員	小野 齋 武雄君 哲君	水産業協同組合法の一部を改正する

昭和二十七年七月七日 參議院會議錄第六十四号 議長の報告 会議 ダイナ台風の災害に関する緊急質問

第三種類便物認可
明治二十五年三月三十一日

栄養改善法
一昨五日衆議院議長から、国会において承認することを議決した左の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。中華民国との平和條約の締結について承認を求めるの件

インドとの平和條約の締結について承認を求めるの件

北太平洋の公海漁業に関する国際條約及び北太平洋の公海漁業に関する國際條約の規定により本院の同意を求める旨の承認を求めるの件

同日内閣から、漁港審議会委員に小田賢郎君を任命したいので漁港法第九條の規定により本院の同意を求める旨の承認を求めるの件

同日内閣から、漁港審議会委員に小田賢郎君を任命したいので漁港法第九條の規定により本院の同意を求める旨の承認を求めるの件

同日内閣から、漁港審議会委員に小田賢郎君を任命したいので漁港法第九條の規定により本院の同意を求める旨の承認を求めるの件

同日内閣から、漁港審議会委員に小田賢郎君を任命したいので漁港法第九條の規定により本院の同意を求める旨の承認を求めるの件

同日内閣から、漁港審議会委員に小田賢郎君を任命したいので漁港法第九條の規定により本院の同意を求める旨の承認を求めるの件

同日内閣から、漁港審議会委員に小田賢郎君を任命したいので漁港法第九條の規定により本院の同意を求める旨の承認を求めるの件

同日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

中華民国との平和條約の締結について承認を求めるの件

インドとの平和條約の締結について承認を求めるの件

北太平洋の公海漁業に関する国際條約及び北太平洋の公海漁業に関する國際條約附屬議定書の締結について承認を求めるの件

去る四日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

大野幸一君 登壇、拍手

その第二は長良川堤防決壊事件についてであります。(「廣川はどうして来ないの」と呼ぶ者あり)岐阜県海津郡海西村堤防決壊は六ヶ町村に亘つて三千七百町歩が被害を受けた事件であります。由來この堤防は、長良川氾濫多

おつたのであります。政府は、先月二十三、四日、南は宮崎県、鹿児島から、北は千葉、茨城県の二十五県に及ぶダイナ台風について、本日まで何の報告を本会議場にいたされなかつたのは、誠に遺憾であります。特に本日重要な所管大臣、農林大臣の出席を求めておきましたが、御出席なかつたのは誠に遺憾であります。すでに、もく星号旅客航空機遭難事件、或いは日暮里事件等においては、運輸大臣からみずから求めて発言をせられたのでありますし、法務総裁もマーデー事件のときには発言を求められました。

「議長退席、副議長着席」
こういう矢先に、すでに農林省関係では、農地関係だけでも四十三億以上の各県から被害報告を受けています。ありますし、建設省関係においても四十八億以上の被害報告を先月末までに受けていますにもかかわらず、こういう問題について未だ報告を聞かなかつたのは誠に遺憾であります。これからは、我々は、常に、本院の求めがなく出いたします。

○鶴川孝夫君 私は只今の大野幸一君の勧議に賛成いたしました。

○大野幸一君 私はこの際、ダイナ台風の災害に関する緊急質問の動議を提出いたします。

○議長(佐藤尚武君) これより本日の会議を開きます。

〔大野幸一君発言の許可を求む〕

○議長(佐藤尚武君) 会議を開きます。

〔大野幸一君発言の許可を求む〕

○鶴川孝夫君 私は只今の大野幸一君の動議に賛成いたしました。

○大野幸一君 私はこの際、ダイナ台風の災害に関する緊急質問の動議を提出いたします。

○鶴川孝夫君 私は只今の大野幸一君の動議に賛成いたしました。

しといえども五十年間無事故の個所であります。農林省直轄工事であるところの排水用鉄管取入工事が遅延に遲延を重ねまして、当時からすでに不良工事と世の中から言われておつたのであります。二十六年六月も竣工いたしました。ところが翌月七月に僅かの出水があつたのであります。そこで水が逆流して排水口にもう水を吐いておつたのであります。当時、住民は、将来必ず事があるからと耳を傾けることなく在再今日に至つて、今般の出水を見たのであります。一体、今般の出水程度では堤防決壊の原因となるようなことはにならなかつたということは、農林当局も認めておるのであります。然らば、この原因は、少くとも工事の欠陥、即ち工事の瑕疵にあつたことは明らかであります。そななりますると、国家賠償法第二條第一項によりまして、「道路、河川その他の公の當造物の設置又は管理に瑕疵があつたために他人に損害を生じたときは、国又は公共団体は、これを賠償する責に任ず。」と、こういうことになつておりますのであります。本日御出席の小川原政務次官はすでに岐阜県に出張せられて詳細に調べられて來たはずであります。その結果、政府當局も常識上は工事に欠陥があつたものと認めなければならぬということを言つておるのであります。農林大臣は國家賠償法によつて賠償する意思があるかどうかといふことであります。その結果、政府當局も常識上は工事に欠陥があつたものと認めなければならぬということを言つておるのであります。その結果、政府當局も常識上は工事に欠陥があつたものと認めなければならぬということを言つておるのであります。その結果、政府當局も常識上は工事に欠陥があつたものと認めなければならぬということを言つておるのであります。

直なる見解を表明せられんことを望ます。

終りに建設大臣にお伺いしたいことは、この工事と建設省との責任を明確にし、而もこの工事に対するところの将来の対策を承わつておきたいと田代次第であります。(拍手)

○國務大臣野田卯一君登壇(拍手)のありました災害の報告の問題であつますが、災害の報告につきましては引き得る限り今後本会議を通じまして御報告申上げたいと存します。若しそれができません際には直接書面を以て生々様に御報告いたしたいと考えております。

第二点のダイナ台風等につきまして今までにとつた措置でありますから、これは直轄の工事、即ちお示しの長良川の堤防の壊れたあととの仮縫切工事その他の問題につきましては、直ちに国費を支出いたしまして、且下晝夜兼行で縫切作業を遂行中であります。

なおその他の県工事、市町村工事等につきましては、資金運用部より繰越金を出すことに政府としては決定いたしましたし、今その手続を進行中であります。

第三点の長良川の問題であります
が、これにつきましては、破堤のため海津郡一帯が水につかりまして、非常に罹災者に対してもお氣の毒に存じております。原因等につきましては詳細調査中であります。今後その結果によりまして十分再び措置をいたしたいとさうふうに考えております。(拍手)

○國務大臣(木村萬太郎君) お答えいたしまます。

長良川の堤防決壊事件、誠に遺憾な事件であります。その原因が奈辺にあるか、即ち水利施設の瑕疵に基くものかどちらか、只今詳細に調査中であります。若し水利施設の瑕疵に基くものとするならば最終的に國家が賠償責任に応すべきものと考えております。

而してこの施設について不正行為が行われた、これに公務員が関與しておられるといだしますれば、我々はこれは見逃すことはできないのであります。送りの命するところによつて断固としてこゝれは処置するつもりであります。(「よくお調べなさい」「大臣はどうした」「廣川さんどうした」と呼ぶ者あり)

〔政府委員小川原政信君登壇、拍手〕

○政府委員(小川原政信君) 只今御質問がございましたことについて、私の長良川に行つて参りましたこともあとより御報告申上げますが、大体において被害の状況を申上げたいと存する次第であります。

農地に關係いたしましては四十三億四千万円余の被害を受けております。林野におきましては、治山、林道を併せまして十五億五千万円余の被害でござります。水産におきましては漁港を含めまして一億四千万円余の被害でございまして、合計六十億四千万円以上に相成つたことは誠に遺憾の次第でございます。農作物の被害におきましては、水稻が水に浸された面積が六万八千三百三十一町歩と相成つております。その中の流失埋没いたした面積が

七百四十一町歩、かように相成つてお
りますので、誠に遺憾の次第でござい
ます。

で、これが現在の現状でございます
が、これに対しまるところの対策と
いたしましては、農林、水産、これら
の被害は約六十億四千万円でございま
すので、この国庫の支出予定所要額と
いふものが約二十六億二千九百万円に
相成るような次第でございまして、緊
急これを復旧いたしたい、かよろに考
えておるのでございまして、それに對
しましての金は七億八千万円余の金を
予備金より支出したいと、こう考えて
おるのでござります。その見返りの繫
ぎ資金といたしまして、目下それぐ
各省に対しまして交渉をいたしておる
ような次第でございますが、直ちにこ
れは次々とこれを完了して行こうとい
うようないたしておる次第でございま
す。

長良川におきましては、私も一応見
ましたのでありますが、誠に遺憾の
上もない次第でございまして、皆様に
御報告申上げる上におきましても非常
に遺憾に感じておる次第でございま
す。これは農業水利といたしまして、
この工事におきまして急速にこれをと
めるというわけに参りませんので、大
体締切を行いましてそうして排水をい
たしておる次第でありますが、その金
が大体におきまして五千円余りの金
を支出いたしたい。かよろに考えてお
りまして、その水稻の状況はどういう
ことになつておりますかと申します
るといふと、これは御承知の通りに大
分水につかりまして、そうしてこれを
排水をいたしてだんごとよい土地が
現われて参つて、これの水稻に觸する

費用におきましても一千万円余の金を支出して、直ちに近県から取寄せましてそろしてその対策を行おう。こういう状況でございまして、各村々をずっと見せて頂きましたが、それに向つて非常に多数の苗をお送りいたしました。そしてこれを一日も早く補植をいたして行きますれば、必ずこの収穫におきましては、万全を期するということは今後の天候によることであります。しかし、大体の上におきましては、これは目的通りに達することはできるであろう、かように見て参つたような次第であります。

○副議長(三木治助君) 日程第一、法廷等の秩序維持に関する法律案(衆議院提出)を議題といたします。先づ委員長の報告を求めます。法務委員長小野義夫君。

審査報告書

法廷等の秩序維持に関する法律案
右多數をもつて可決すべきものと認
決した。よつて多数意見者の署名を
附し、要領書を添えて、報告する。
昭和二十七年六月二十日
法務委員長 佐藤尚武殿
代理理事 伊藤 修
多数意見者署名
岡部 常 左藤 義詮
中山 福藏 内村 清次

玉柳 實 長谷山行穂
吉田 法晴

するに際し、その面前その他直接に知ることができる場所で、秩序を維持するため裁判所が命じた事項を行わざ若しくは執つた措置に従わず、又は暴言、暴行、けん脳その他の不穏当な行為によつて妨害し、或いは裁判の威信を著しく害する者に、秩序罰を科することによって、法廷の秩序を保持し、裁判の円滑な運用を図らんとするものであつて、現下の状勢に鑑み適切である。

一、委員会の決定の理由
本法案は、裁判所における審理を暴行、けん脳その他不穏当な行為によつて妨害し、或いは裁判の威信を著しく害する者に、秩序罰を科することによって、法廷の秩序を保持し、裁判の円滑な運用を図らんとするものであつて、現下の状勢に鑑み適切である。

二、本法の利害得失

本法の施行により、法廷の秩序保持と、裁判の円滑な運用に効果がある。

三、費用

本法の施行により、別に費用を要しない。

法廷等の秩序維持に関する法律案
第十回国会、第十一回国会及び第十二回国会において本院で継続審査をした右の本院提出案を送付する。

昭和二十七年六月七日

衆議院議長 林 譲治

(この法律の目的)
第一條 この法律は、民主社会における法の権威を確保するため、法廷等の秩序維持に関する法律を制定する。(裁判所)といふ。が法廷又は法廷外を保持することを目的とする。

第二條 裁判所又は裁判官(以下「裁判所」といふ)が法廷又は法廷外で事件につき審判その他の手続を

は、手続に要した費用の全部又は一部を本人に負担させることができない。

(抗告及び異議の申立)

第五條 地方裁判所、家庭裁判所若しくは簡易裁判所又はその裁判官のした制裁を科する裁判に対しても

は、本人は、裁判が告知された日から五日以内に、その裁判が法令に違反することを理由として、高等裁判所に抗告をすることができる。

2 前項の抗告の提起期間は、五日とする。

3 前項第二項前段及び第三項の規定は、第一項の抗告について準用する。

2 前項の抗告をするには、申立書を、原裁判所に提出しなければならない。原裁判所は、抗告を理由があるものと認めるときは、その他の

原裁判を更正することを適當と認めるとときは、その裁判を取り消し、又は本人の利益に変更することができる。

3 第一項の抗告は、裁判の執行を停止する効力を有しない。但し、抗告裁判所及び原裁判所は、抗告について裁判があるまで、裁判の執行を停止することができる。

4 高等裁判所又はその裁判官のした制裁を科する裁判に対しては、本人は、その高等裁判所に異議の申立をすることができる。異議の申立には、抗告に関する規定を準用する。

3 取容状の執行については、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十号)中勾引状の執行に関する規定を準用する。

4 第一項の命令で過料に係るものとし、裁判官の指揮によつて執行する。

5 過料の裁判の執行については、民事訴訟法(昭和二十三年法律第百三号)中勾引状の執行に関する規定を準用する。

6 第一項及び前二項の規定は、第四條第四項の規定による裁判の執行について準用する。

7 過料の裁判の執行は、当該裁判があつた時から三箇月を経過した後は、開始することができない。

8 監置の裁判を受けた者につい

二 最高裁判所の判例と相反する判断をしたこと。

三 最高裁判所の判例がない場合に、前條の規定による抗告又は異議の申立についてした高等裁判所の判例と相反する判断をしたものとし、

2 前項の抗告の提起期間は、五日とする。

3 前項第二項前段及び第三項の規定は、第一項の抗告について準用する。

2 前項の抗告をするには、申立書を、原裁判所に提出しなければならない。原裁判所は、抗告を理由があるものと認めるときは、その他の

原裁判を更正することを適當と認めるとときは、その裁判を取り消し、又は本人の利益に変更するこ

とができる。

3 第一項の抗告は、裁判の執行を停止する効力を有しない。但し、抗告裁判所及び原裁判所は、抗告について裁判があるまで、裁判の執行を停止することができる。

4 高等裁判所又はその裁判官のした制裁を科する裁判に対しては、本人は、その高等裁判所に異議の申立をすることができる。異議の申立には、抗告に関する規定を準用する。

3 取容状の執行については、刑事訴訟法(昭和二十三年法律第百三十号)中勾引状の執行に関する規定を準用する。

4 第一項の命令で過料に係るものとし、裁判官の指揮によつて執行する。

5 過料の裁判の執行については、民事訴訟法(昭和二十三年法律第百三号)中勾引状の執行に関する規定を準用する。

6 第一項及び前二項の規定は、第四條第四項の規定による裁判の執行について準用する。

7 過料の裁判の執行は、当該裁判があつた時から三箇月を経過した後は、開始することができない。

8 監置の裁判を受けた者につい

昭和十七年七月七日
参議院会議録第六十四号
法廷等の秩序維持に関する法律案

く健康を害する虞があるとき。その他重大な事由があるときは、裁判所は、本人の請求又は職権により、当該裁判の執行を停止することができる。

第八章 制裁を科する裁判につき

第五條又は第六條の規定により取消の裁判を受けた者がすでに当該制裁を科する裁判の執行を受けた場合には、その者は、国に対して、当該制裁を科する裁判の執行による補償を請求することができる。

3 前條第二項の收容状による抑留は、前項の規定の適用については、監置の裁判の執行とみなす。

3 第一項の規定による補償については、無罪の裁判を受けた者の補償に関する刑事補償法（昭和二十五年法律第一号）の規定を準用する。補償決定の公示についても同様である。

(規則)

附則
1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して六十日をこえない範囲内で、政令で定める。
2 監獄法（明治四十一年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第八條中「労役場」の下に「及び監置場」を加え、同條第一項の次に次の一項を加える。

○小野義夫君登壇、拍手

廷等の秩序維持に関する法律案の委員会における審議の経過及びその結果について御報告いたします。

として、第十一国会以来議院において審議されたものであります。当委員会におきましても、かねてより司法制度に関する小委員会の調査項目として取

骨子であります。

て必要がないのであります。更に手続上重要な点は、検察官が関與しないといふことがあります。裁判官がみづからの発意に基いて手続が開始されることがあります。以上ふた点を七つ

て簡単でありまして、本質的刑罰ではない關係上、一般的の刑事事件のよくな
複雑な手続をとつておりません。即ち、行為が裁判官の面前における明白な
ものなので、証拠調べ等も原則として

まして、二十日以下の監査又は三万円以下の過料であります。

持し、審理の円滑を期するものであります。この制度におきまして制裁の対象となる行為は、本法第二條に掲げられるいわゆる直接侮辱であり斜する制裁は、つむじ失笑罰であります。これ

機能に重大なる障害を生ずる危険があるものであります。本法案は、かような事態に対処して、法庭の秩序を破る者に対し、一定の制裁を科するの制度を設け、よつて法廷の秩序を維持するのであります。

勢を見まするに、多数の者が相呼応して、暴力を以て裁判所における審理を妨害する事件が頻々として起つておりります。若しこれをそのままに放置するときは、生率の垂れを失墜して裁判の

いたします。裁判は国の重要な機能でありまして、健全に運営されなければならぬことは申すまでもないことでござります。然るに我が国の長年の審

部 中山、吉田、羽仁等の各委員より質疑がなされたのであります。その内容は広汎に亘つておりますので、詳細は速記録に譲りますが、主なる点について申上げますと、現行裁判所法第十三條審判妨害罪等の適用によつて十分分対処が出来るのではないかといふ点、濫用に関する点、不告不理の原則による点に關する点、裁判所を当事者の地位に引下げて、妨害者と対決させる結果となり、却つてその威信を傷つける虞れがないかという点、外国の立法例、監置と刑罰との相違、第三條に定める拘束の性質、妨害を受けた裁判所と裁判所を科する裁判をする裁判所との關係、過料が制裁として殆んど無意義ではなかとの点、過料の執行の可能性等であります。これに対して提案者及び裁判所側からそれべく説明がありましたが、特に強調された点は、最近頻発するいわゆる法廷闘争に對して国民輿論の支持を得たいということであります。最後に、伊藤委員より、裁判所想定規則を以て、妨害を受けた裁判官は原則として制裁の決定を行わないこと、弁護士の訴訟法上の職務行為には本法は適用されないこと、運用上本法の制裁を科する前に先ず戒告を與えるべきこと等を明確にすべき旨の要望がありました。

羽仁五郎君

○副議長(三木治郎君) 本案に対し討論の通告がござります。順次発言を許します。第一回出す。

より反対、吉田委員より、「本法は概念が不正確であり、破防法に通ずるところがあるが、裁判所の濫用はしない」という声明を信じて賛成するとの発言があり、中山委員より、本法は現下の実情に鑑み必要であるとの理由によまり賛成と、それ／＼意見の開陳がありまして、かくて討論を打切り、採決いたしました。

社会又国際的な問題においてさまざまの社会的な対立が緊張を加えるに連れ、そのことから、やもすれば我々の政治的自由或いは市民的自由といふものに関して危機的な情勢が発生していることは、實に慎重に考えなければならぬ点だと思います。而もその状況は今後ますますいわゆる激化をして行く。そらした国内の社会状態又国際的な問題が激化するに連れて、若しその間に我々が判断を誤りましまと、政治的反対の自由という民主主義社会の根本原則そのものが或いは覆えされてしまうのではないかという重大な問題があるからであります。この点は、特に国権の最高機關として、そうして又、なかんずく長期の任期を與えられて、極めて高い見地から政治的な問題を考察し、立法権を正しく運

用しなければならない参議院の、特に私は留意しなければならない点であると思うのであります。眼前に国内においてさまざまの対立が激化する。その対立の激化といふものに巻き込まれて輕々しく立法権を使用するならば、みずからを傷つけること実に恐るべきものがある。私は本法案は、第一に、現在国内及び国際に現われておるところの対立の激化に目を奪われて、政治的自由、市民的自由、特に政治的反対の自由といふものを覆えそうとする点において恐るべき法案であると信ずるのであります。

く濫用の虞れのないものであるか、或いは全くの二つの條件にかなう法律だけが我々の立法権によつて立法を許されることである。なくとも何とかやれるもの、そうして濫用の虞れが多分にあるものの、このようなものを持ちだして立法するといふことは、我々の立法権の濫用であつて、許されないことである。我々が委員会におきまして質疑を重ねた結果、本法はなくともやれるのではないか、そして而も本法は恐るべき濫用の危険があるのではないかという結論に到達したのであります。

ることは、却つてこれは本人にとつて不利であるという経験に基いて、默秘投票の選用と、いう時代から、今日では従つてそれの正しい使用といふものに移りつあることも、裁判所側もそれに対する認めたのであります。このように、折角新らしい法律制度を作つて、最近までは選用が多かつたのであります。が、今日に至つてその選用者もその選用の不利なことを知つて正しくこれを使用する段階に今日來っているときには、従つて今日以後これらの新らしい法律及び制度が、恐らくは、やつとその正しい段階に入つて行くのではないのかといふときに、それを妨げるような他の立法をするということは、私は立法の適正な活用ではないと思うのであります。この意味で、現在我々に與えられている裁判所法或いはその他の制度によりまして、こういう法律を新たに立法しないでも裁判所の秩序と、いうものは立派に維持できるのである。即ち本法は必ずしも必要欠くべからざるものであるということができない。然るに本法は恐るべき選用の虞れがあるのでないか。この点について最高裁判所側を代表せられて岸刑事局長は、「誠に本法は両刃の剣のごときものである。相手を傷つけるのみならず、裁判所もみずからこの法律によつて傷つくなれるのである。併しながら日本の裁判官は、恐らく慣習主義をとつて、この方法を選用することはないであろう。併つて選用の虞れはない。」といふ答弁を私に向つてされたのですが、この答弁は、これを論理的に整理いたしますと、本法は恐るべき選用の危険がある、のみならず幸うじて個々の裁判官が個人的に阻止するに過ぎないとい

う、極めて危險な法律であるといふことを諸君が御了解下さると思うのであります。こういう意味で、本法は、これなくしては現在裁判が行えないものでもなければ、又恐るべき濫用の危険のないものでもない。このよくな法を立法するということは一般的に許されないことである。

第三に、本法は日本の現在の裁判制度を前進させるものであるうか、後退させるものであるうか。この点について、特に政府なり或いは裁判所側なり、この立憲者の衆議院の方々は、外國において裁判所侮辱罪法といつものがちゃんとある、いわゆるコード・コントラムドという法がある、その制度がある、従つて日本でもこのことを行なうことは決して退歩するものではない、民主主義社会においても許されておるものであるという説明をされます。併し、これは実は全く理由がないものであります、外國においていわゆる裁判所侮辱に対する制裁が存在しておりますのは、その起源におきましても、そしてその技術におきましても、そして又そくした制度が行われます社会の有様におきましても、我が國とは遺憾ながら全くその性質を異にしています。この点については、さつき委員長からも御報告がございましたが、第十一国会に本法の元のものでございました法案が提案されました当時、我々法務委員会においては弁護士連合会その他の方々の専門家の御意見を伺いましたときには、日本弁護士連合会の指導的な地位におられる山崎匡利弁護士が、この点を特に強調されました。が、外国の裁判所は、皆さんアーリカの映画我いはイギリスの映画でも御覽になりますように、全く対等の立場とを諸君が御了解下さると思うのであります。こういう意味で、本法は、

で裁判が行われています。而もこのアメリカなり、イギリスなりにおいて、或る時期においては、裁判に對して被告が非常な力を持つていて、初期のアメリカ等の場合には、場合によつては被告がピストルを携えておつて、そしてそれで裁判官を威嚇するというような、そういう状況を起源として、裁判所侮辱罪といふものの制度ができて行つたのであります。併しながら、この点において諸君がよく御承知のように、我が國においては封建時代以来、被告が武器を携えて裁判長を威嚇するなどという状況は全くないのであります。反対に、諸君もよく知られるように、被告はいわゆる白洲の砂利の上に引き据えられて、裁判官は高い所に坐つて、その間には全く平等の關係はない。上下の關係によつて裁判がなされたいた。裁判に對しては恐れ入るといふ言葉によつてこれに服せざるを得ないような關係があつたのです。このように、起源におきましても、又その技術におきましても、その制度が運用されました社会におきましても、いわゆる民主主義諸国における裁判所侮辱に対する制裁の制度は、それは日本の場合とは著しく異なつてゐる。外国の場合には、平等の關係の上において初めて裁判所侮辱といふことで制裁を加えるということに弊害がなかつたのであります。が、日本においては、今日もなおまだ、被告とそして裁判所と、或いは場合によつては弁護士と裁判所の間にさへも、まだ平等の關係は確立されていないのであります。そこに裁判所侮辱といふことを制裁することが如何なる濫用の虞れがあるかは、おのず

昭和二十七年七月七日 参議院会議録第六十四号 法廷等の秩序維持に関する法律案

から明らかなるものであるのであります。総論の第三に反対しなければならないのは、最初に申上げました国内的な緊張といふものが甚だしい。特に一言にして言いますならば、極めて現在においては決して立法にとってよい條件ではないのです。むしろ、そうゆる裁判所の問題がホットの状況にあります。そういうホットの状況といふものは決して立法にとってよい條件ではないのです。むしろ、そうしたホットの状況が或る程度まで冷えて靜まるのを待つて我々立法者は立法の問題を考えるべきであつて、今日のように熱い状態の中から直ちに立法をするといふことは、決して立法権の適正な活用をするものではないと考えます。

最後に、総論的理由として反対しなければならないのは、然らば、この法によつて現在諸君が憂えておられるような裁判所における暴力といふものは、これをなくすことができるかといふ問題であります。言うまでもなく、これについて裁判所側からも、恐らく本法によつてそろしたものなくすることはできないだろうといふことを言つております。そうして見れば、本法は効果なくして今まで申上げて來たような弊害のみがあるものと言わなければならぬのであります。

各論的に反対しなければならない第一の理由は、一体、本法は何を法典として守らうとしておるものであるかということです。この点について、本法第一條はさまざまの美しい言葉を連ねておりますが、併し実際これを立ち劃つて見ますと、裁判において、いわゆる裁判が迅速に行われるという

す。多くの裁判の中の数において極めて少く、そして、その性質において極めて限られているのであります。その性質は、第一は、占領政策、政令第三百二十五条、それに関係する問題、第二は労働関係の問題、第三は出入国、朝鮮の方々に關係する問題、これらの問題についていわゆるいろいろな危険が起つてゐるのであります。今現在日本の裁判所は、裁判そのものの威信に關係して、いわゆる法が守られないという状況があるのではないのです。従いまして、これらは裁判所の外部にその原因があるのではなくて、裁判所の内部で解決するものではございません。従いまして、この点において裁判所内部にその原因があるのではなくて、裁判所の外部にその原因があるのです。それを裁判所の内部で解決するものではございません。従いまして、この点において裁判所の外部にその原因があるといふことはできるものではございません。従いまして、この点において裁判所の外部にその原因があるといふことを反省されなければならないのです。

○議長(佐藤内閣) 時間が過ぎますから、簡単に結論に到達して下さい。

○羽仁五郎君(続) 第三に、裁判所は、特に若い裁判官の手紙を朗読されて、現在これらの問題に関して裁判官が非常に苦しんでいる。従つて何とか国民の後ろ橋を得て裁判を進めたい。そのために本法のことを知られる方が、併し裁判といふものは、諸君もよく知られるようだ。民主主義社会にな

ける最後の解決の場所であり、裁判官が神のごとき裁判官といふに言はれるのは、決して單に裁判官の地位が高いことを言うのじゃない。人間社会における最後の苦しみ、最後の苦悶を代表するのが裁判官だという意味であります。従つて、裁判官が苦しんでゐる姿ほど、この世の社会において美しく且つ尊いものはないのです。その裁判官の苦しみといふものを本法のこときものによつて簡単に解決できるところ考へ方は、これこそ、裁判が我々社会における最後の解決の場所であります。判官の苦しみといふものを本法のことを、全く理解しない考へ方と言わなければならぬのであります。

次に、なおこの法律が、特に第一條におきまして、誰が如何なる行為をなすことによってこの法にかかるのばくと、いうことが極めて漠然としております。従つて特に私が恐れる点は、弁護士の弁護権に対する不當な制限はアメリカにおいても問題になつておられます。そして、或いは、この弁護権がこれによつて制限される事が多分にあると感するからであります。最近、弁護士の弁護権に対する不當な制限は、アメリカにおいても問題になつておられます。そして、或いは、この弁護権がこれによつて制限される事が多分にあると感するからであります。最近、弁護士の弁護権を制限し、或いは、弁護士の弁護権に対する不當な制限は、アメリカのこれら最高裁判所の裁判官が、法廷侮辱ということを以て戒めなければならぬのであります。

なお、本法につきましては、これの同じことが本法に対しても考へられるべき憲法上なさなければならない明確な

云ふが、その一つは、例えば先ほど委員長の御説明に、これはいわゆる秩序罰といふものであつて、刑罰ではないと言われますが、併し二十日間に亘る自由の制奪といふものは、憲法において明記してある。ようやく、正式の裁判によつてのみ許されることであります。それを本法は正式の裁判によらずして国民の自由を奪うこと二十日に及ぼうとしている。これらの点から考えましても、本法は断じて民主主義国会において許されるべきものではないと考えるのであります。

時間が制限されますので、最後の結果につきまして、立法論につきまして申上げることができます。一言にして申上げますれば、これは要するに効果なくして、而も恐るべき弊害のある立法であると言わなければなりません。なかなか私の憂えますのは、裁判といふものは或る意味において裁判官の非常な苦悶といふことを条件としなければできないことであると同時に、他曰、裁判といふものは或る程度においてユーモアを必ず必要としているのです。然るに日本の裁判は、皆さんが御覽になりましても、この点において全くユーモアに欠けております。ところが本法が発効いたしましたと、その裁判において激しい言葉で言い争う、而もそれがユーモアによつて解決されることによつて裁判の権威が高められる。然るにユーモアさえもなくなつてしまふ。そういう意味においても本法律案は断じて私の養成し得ないところであります。或いは本法は、場合によつては裁判の持つておる最高の機能といふものを麻痺させて

昭和二十七年七月七日 參議院會議錄第六十四号

旧基礎俸給年額	仮定俸給年額
四八〇円	六二、四〇〇
五四〇円	六四、二〇〇
五六〇円	六八、四〇〇
五九〇円	七三、二〇〇
七八〇円	七八、〇〇〇
六六〇円	八二、八〇〇
九〇〇円	九三、六〇〇
一〇二〇円	一〇六、八〇〇
一四〇円	一一五、二〇〇
一六〇円	一二三、六〇〇
一三〇円	一三三、〇〇〇
一八〇円	一四一、六〇〇
一五〇円	一五一、二〇〇
一六〇円	一五六、〇〇〇
一七〇円	一六八、〇〇〇
一八〇円	一七八、〇〇〇
一九〇円	一九九、二〇〇
二〇〇円	二一三、六〇〇
二一〇円	二三八、〇〇〇
二二〇円	二四四、八〇〇
二三〇円	二六四、〇〇〇
二四〇円	二八三、二〇〇
二五〇円	三〇二、四〇〇
二六〇円	三三八、四〇〇
二七〇円	三九〇、〇〇〇
二八〇円	四四七、六〇〇
二九〇円	四五四、四〇〇
三〇〇円	四五六、〇〇〇

卷之三

○河井彌八君 昭和二十三年六月三日
以前に給與事由の生じた恩給の特別措置に関する法律案の内閣委員会に於ける審査の経過並びに結果を御報告申上げます。

この法律案は、衆議院の議員提出による法律案でありますて、先月の二十二日に内閣委員会において全会一致を以て可決すべきものと議決いたしたものであります。

本案の提案の理由の概略を申上げます。現行の恩給制度によりますれば、昭和二十三年六月以前に退職した者の恩給は、その後に退職した者の恩給と比較いたして、現在平均四割程度も不利益となつております。かよくな著しい不均衡が生じておりまする原因は、主として、終戦後数回に亘つて行われました給與制度の改正、即ち昭和二十二年七月の給與改定、昭和二十二年十月の給與改定、この調整等の諸事情に原因があるのでありますから、これらの原因によつて生じたる恩給の不均衡を適当に是正しようというのがこの法律案提案の理由であります。

次に本案の内容について説明を申上げます。この案は、衆議院におきまして、当初各政党二百六十九名の議員の発議によつて作られた原案がありまして、その後衆議院において各派共同の手でこれを修正いたし、そろとしての修正された案が衆議院に送付せられたのであります。従いまして、只今議題となつておりますのは、この修正されられたものが原案というのであります。衆議院における当初案によりますと、衆議院における當初案によりますと、恩給の不均衡をば在職年数を基

確として是正しようといだしておつたものであります。かような方法によつて恩給額の改定を実施することは、予算その他の点において相当困難があるので、これをやめて、この原案のよう、旧俸給制度の俸給額をば仮定俸給年額として恩給額を改定することに改めておるのであります。即ち、現在恩給計算の基礎となつておるのを、それ／＼五級一号、第十五級職最高俸に引上げ、中間においては四号乃至六号を引上げんとするのであります。ただ、旧俸給制度の下における教育職員、警察監獄職員その他地方の官吏等は、永年勤続にもかかわらず、俸給が比較的低くなつておるので、これらの方、即ち元の委任官程度以下の者で在職二十五年以上、警察監獄職員で在職二十年以上の者については、一段階、即ちおよそ二号俸上位の仮定俸給年額に更に引上げて改定することとしたいたしまして、従来の恩給額は大体一割五分乃至三割五分増し、即ち平均いたしまして約二割の増加となるということになります。なお昭和二十二年七月から二十三年六月までに給與事由の生じた恩給については、すでに昭和二十一年七月の改定俸給額に応じて恩給額が計算せられておりますから、その給與改定前の俸給額に適当な調整を加えて改定することといたし、若しこれによつて改定前の恩給より低くなる場合には從來の恩給額のままとすることにされております。

りますが、このことは予算編成との関係もありますので、本案には規定しないで、政令に委ねることとした。本案では、少くとも昭和二十九年一月より遅れではならないこととされております。そしてこの法律は公布の日から施行することになつております。

以上が提案理由及び内容の概略であります。

内閣委員会におきましては前後二回委員会を開きました。本案について慎重に審議をいたしました。それで、その主要な点をここに御説明申上げたいと存じます。

第一に、この法律案は当初の原案が修正せられたものであるということであるが、その理由はどういうことであるかといふ点であります。これに対する発議者即ち衆議院議員青木正君の説明によりますれば、修正の理由は三點あるということでありました。即ち第一点は、当初案は在職年数に重きを置いて恩給不均衡の是正を國らんとするものであつたが、このような方法によると、例えば在職年数に余り重きを置く結果として、係長の恩給が課長の恩給よりも多くなつて来て、いわば恩給秩序を破壊するということにもなり、又過去の俸給の価値を更変する意味において、現在の給與制度から見ても適当でない。第二点は、実在職年数と加算年数とが必ずしも明確でないために、在職年数を正確に計算することとは事務的にも非常に困難である。更に第三点は予算の点であります。国庫財源の問題と軍人恩給との関連を考慮した結果であるということを説明いたしております。

第二には、この法律案によつて恩給的不均衡は正の問題は完全に解決されただのであるかどうかといふ点であります。発議者の説明によると、本来ならばもつと完全に行わるべき不均衡は正の問題が予算的の制約のために歪められておるかのごとき印象を受けるけれども、若し然りとすれば、依然として問題を後に残しておるのでないか。眼目は不均衡の是正を行ふことにあるのであるから、若し財源がこれに伴わないといふのであるならば、不完全な法案の成立を急ぐ必要はない。たゞその時期が多少遅れても十分な財源の裏付ける下に不均衡を完全に是正することが適切であるではないか。然るに、不均衡は正の十分でないことを自覚しながら、本案の成立を認めるといふことであるならば、問題を解決しないにかかわらず解決した恰好にいたしておいて、そのためには不均衡は正に対する今後の努力の熱意が薄くなることではないかといふと、或いは発議者は将来更に又不均衡は正の意向を持つておるのではないかという質問がなされたのであります。これに対しまして発議者青木代議士の御説明によりますれば、本案によつて完全には不均衡が是正されていなければなりません。全にするためには殆んど個人々々の場合について一々格付を行わなければならぬので、これは現実問題として言ふのであります。これに対して行うことは困難であるから、結局或る程度の線を引いて、不備ではあるがこれで満足しなければならない。当初案を修正したのは單に財政的考慮だからではなくて、恩給当局の意見を聞いてみても、修正案の程度における不均衡は正すらも、又別の

視点から見れば不均衡を生じている。従つて、これ以上の不均衡は正を窮めることは、不均衡は正のために更に又別途の不均衡を生ぜしめることとなる。このようないふたつの立場がある。これに対すと、止むを得ずこの程度にとどめたのである。現在のところでは将来更にこれを是正するつもりはないという説明であります。

第三には、本案による恩給改定の結果、年間所要額はどの程度であるかと云ふ質問があつたのであります。これに対する答弁は、当初案では、人事院の資料に基いて衆議院において計算いたしましたところでは十七億円であつたが、大蔵省の計算によると二十三、四億円かかるということでありました。併し、この修正案では、年間国費二億円、地方費においてもこれとほぼ同程度の経費を要するということになりますであろう。又國家公務員の恩給改定は十八万人であつて、地方公務員も大体右と同数であるということになります。現在國家公務員の年金恩給受給者の数は約二十五万五千人であつて、その恩給受給額は約八十五億円であります。本年度の改定によつてこの額に更に只今申述べた十二億円が加わるわけとなるのであります。

第四には、本法律案による改定の実施期日の点であります。提案理由では、本年十月を目途としているが、その規定は政令に委ねることになつております。その理由はどういうわけであるか。又十月に施行することになれば、当然本年度の補正予算の問題になるわけであります。が、この財政的裏付けについて十分なる確信を持つてゐるのであるかという、発議者に對してそう

いう質疑をかけたのであります。この点につきましては大蔵当局の了解を得て、最悪の場合は昭和二十八年一月でもいたし方ないという趣旨であるかどうかといふ点について、各委員から熱心な質疑が集中されたのであります。これに対しまして発議者の説明は、実施期日を本年十月と法案のうちで規定することは、本年度の補正予算の編成を是非行うべきことをこの案によつて規定することになるのであって、この点は立法措置として適切でないこと、もう一つは軍人恩給との関連等の理由もあるために、かような場合における他の立法例に倣つて政令で規定することとしたのである。本案の表現では本年十月を実施期日とするのを明確に規定しておらないが、最悪の場合を仮定しての訴引をしているのではない、発議者としては、是非実施期日を本年十月にいたし、補正予算において財政的裏付けをするように、責任を以て最善の努力をするつもりである。それから、大蔵当局からは確實に財源の用意をするといふはつきりした言明は得ておらないけれども、発議者の気持は十分に当局が了解していると確信するといふ答弁がありました。なお又大蔵省の主計局長も出席せられまして、実施期日を本年十月にするかどうかといふ点は、本年度の補正予算編成の問題に関連することである、且つ又軍人恩給の支給時期にも関連せざるを得ないことであるから、財源の用意をすること現在ここに言明することは困難であるけれども、軍人恩給の支給時期については目下早急に実現するよう真剣に検

討中であり、而してこれと併せてこの恩給不均衡是正の財源についても十分に考慮を拂つて善処したい、即ち補正予算を組むことになるならば最善の努力を拂つて提案者の意図に副いたいといふ言明があつたのであります。かよろにいたしまして、周到にして且つ熱心な審議が重ねられまして、討論に入りましたところ、中川委員から自由党を代表して、恩給不均衡是正の問題はかねてからその必要を痛感しておつたのであるが、本案によつて不十分ながらも実現を見たことは喜びに堪えない。是正が十分でない点は遺憾であるけれども、これは目下の国の財政の現状からいたした方がないところである。この上は、補正予算が編成される際に、一日も早く取上げて本案の実現を見るよう、政府側の格段の盡力を要むといふ要望を以て賛成の意見を述べられました。次に、補員委員からは、必ず以て衆議院の提案者及び各派の人々の長い間の盡力に対して深甚の敬意を拂いたい。ただ不均衡是正については完全に行われたとは思われないがなお一層徹底的に解決するには時間の余裕がないのが残念である。実施時期については、提案者側で了解をしておる通りに、政府も最大の努力を拂うといふ藏省主計当局の言明を信頼して本案に賛成する。なお本案の影響するところは大きく、旧軍人恩給の問題とも関連するのであるから、旧軍人恩給のほうも併せて早急に成案を得るように政府の最善の努力を望みたいといふ要望は大きく、旧軍人恩給の問題とも関連します。次に、成瀬委員からは、本案はあたかも一定の予算の範囲内で割当てられたことを感じがする。事実不均衡

の是正は完全には行われておらない。従つて今後においても更に再修正をいたして是正が完全なものになることを期待する。実施期日は提案の通り本年十月であることを信じて本案に賛成とした。だが、予算の關係等のために修正を余儀なくされたことは残念である。将来なお検討の結果、是正の余地があるならば更に改正したい。実施期日は大蔵省当局の言明を信じて本案に賛成するというのであります。次に松原委員からは、自分は曾つて昭和二十三年に恩給の仮定期限を定めた提案者として深く責任を感じてゐる。當時において作った仮定期限が正しいものでなかつたことが今日歴々と現われてゐるのである。今回衆議院においてこの不均衡は正に努められた積極的態度に敬意を拂いたい。併し予算面の一一定額を定めて、これに歩調を合せたかのごとき感がするのは遺憾である。今回の仮定期限がまだ低く抑えられておることは、是正が不十分であることを意味するばかりでなく、数百万の軍人恩給に影響するところであつて、甚だ遺憾である。見えないが、止むを得ず一応賛成です。なお本年十月から実施するといふ実施期日については、單なる期待をもつて、法律の規定ではないから、この占め必ず本年十月から実施となるように努力をしてもらいたいという強い要望があつたのであります。そうして賛成の意を表されたのであります。又栗柄、竹下兩委員からも、本案実施の期日にについてでき得る限り早くなるよう努め

總理大臣に対し異議の申立をすることができる。

内閣總理大臣は、前項の規定による申立があつたときは、その申立のあつた日から三十日以内にこれについて決定し、これを申立人

第五條 政府は、前條第一項の規定による異議の申立がないときは、同項の期間の満了の日から三十日以内に、同項の規定による異議の申立があった場合において同條第二項の規定による決定があつたときは、同項の通知の日から三十日以内に、補償を受けるべき者に対して、当該補償金を交付する。

第六條 この法律により決定された補償金の額に不服がある者は、訴をもつてその増額を請求することができる。

2 前半の説においては 国を被る
とする。

2 1 この法律は、公布の日から施行する。
2 総務省設置法(昭和二十四年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第一回 いざやの一族を訪ねる

の間の安全保障條約に基き駐留する合衆国軍隊に水面を用させるための漁船の操業制限等に関する法律(昭和二十七年法律第一号)の施行に關すること。

○千田正君登壇、拍手
林漁業組合再建整備法の一部を改正す
まして、再
の自己資本
して、これ

る法律案につき、委員会におきます。これらの審議の経過並びにその結果について、本改正案の内容であります。

これを規制する半面、これによつて漁業者損失を補償しようというのがその理由であります。

について御報告申上げます。
先ず提案の理由を申上げます。農林業組合再建整備法が制定されまして以来、これに該当する組合は再建整備計画を樹立して組合再建に努力いたしておりますが、再建整備の目標としておりますするには、同法第四條に定めありますように、五年以内に第一に固定化債権と固定化在庫品を資金化すること、第二に固定資産と欠損金の合計額以上になるまで自己資本を増加することであります。問題はこの第二の自己資本の増加目標の点であります。再建整備法の対象となつております漁業協同組合及び同連合会が農林漁業資金融通法により融資を受け、製冰、冷凍施設等を作りました場合には、固定資産の額が増加いたしますが、現行法の趣旨からいたしますと、五ヵ年以内にそれだけ自己資本を増加しなければならないことになりますが、この場合、現状におきましても相当多額の増資をしなければならない状態でありますのに、更に増加目標が著しく増大いたします結果、再建整備の目標達成を極めて困難ならしめる虞れがあります。又、一方、農林漁業資金融通法により融資を受けましたものは、一ヵ年据置ありますので、再建整備を行なう期間である五年を経過いたしましても未だ三分の二以上は返済しなくともよいのでありますて、この両者の間に相矛盾するところを生ずるのであります。従い

おります。そこで、この問題を解決するためには、まず、農林漁業組合は、當該固定資産の取得又は拡充のために借入金の残額で返済期限の到来していないものに相当する金額を差し引くことがあります。そこで、この問題を解決するためには、まず、農林漁業組合は、當該固定資産の取得又は拡充のために借入金の残額で返済期限の到来していないものに相当する金額を差し引くことがあります。

委員会におきましては提案者並びに政府当局から詳細説明を聞き、慎重審議いたしましたが、詳細は速記録について御願ひたいと思います。質疑をしておきたいと思います。打切り、討論を省略し、採決をいたしました結果、全会一致を以て可決すべくものと決定いたしました次第であります。

以上御報告いたします。

次に、第四の議題になつておりますところの、上程せられました日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約に基づく駐留する合衆国軍隊に水面を供用させるための漁船の操業制限等に関する法律案につき、委員会におきましては、この問題を解決するための御報告申上げます。

先ず提案の理由を申上げます。日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約に基いて駐留する合衆国軍隊の訓練のため、日米合同委員会において協定して一定の水面が使用せられる場合練のため、日米合同委員会において協定して一定の水面が使用せられる場合に、その水面における漁船の操業が駐留軍の訓練等の支障にならないよう

業經營上、こうむつた漁業者の損失を補償しようというのがその理由であります。

次に内容について御説明いたします。日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約に基いて、日本国内及びその附近に配備されたアメリカ合衆国の陸軍、海軍又は空軍の使用に供する水面を提供するためには必要があるときには、内閣総理大臣が農林大臣の意見を聞いて、一定の区域及び期間を定めて、漁船の操業を制限し又は禁止することができるようになりますと同時に、この制限又は禁止によつて、從来その当該区域において適法に漁業を営んでいた者が、漁業經營上損失を被つた場合は、漁業經營上生じた損失のうち、通常生ずべき損失を因が補償すべきことを最初に規定し、これに關連して、損失補償の申請手続は、都道府県知事を經由して内閣総理大臣に対しても決定して、都道府県知事を通じて申請者に通知すること、補償金は一定期間内に交付し、これらの事務の実施には調達庁長官が当ること、又補償申請者の利益を保護する措置として、異議の申立てと増額請求の訴えを認めた規定等を設けてあります。

委員会におきましては、政府当局との間に質疑応答を重ね、慎重に審議をいたしましたが、質疑応答のうち主なものを申上げますと、

秋山、松浦、千田の各委員から、本法律案によれば、提供水面において漁船の操業を制限又は禁止したことによつて生じた損失についてのみ損失を補償することになつてゐるが、操業制限の水面又は隣接する水面等において、演習等のため漁業經營上損害を與えた場合、或いは提供水面の区域外の通知は如何なる方法によるか。又細干場等、漁船以外の方法によつて提供水面を使用している者に対する損害を被つた場合においても、同様に損失を補償すべきであると思うが、如何にする考えかとの趣旨の質疑が行われましたのに對し、政府当局から、提供水面においても演習等に支障のない限り漁船の操業を行ら措置を講じ、制限を最小限にとどめ、漁業經營者の損失を軽減いたしたい。演習に當つても、制限通りの規定はないが、市町村を通じ、或いは各種の公示方法により事前に速かに通報する措置を講じたいと思つてゐるが、具体的には駐留軍と交渉中である。漁業権又は入漁権に基いて漁業を営んでいる場合、或いは又網干場等は、各県の條例又は規則等によつて規定され、それが権利となつてゐるので、これらのものについては、先般制定された行政協定の実施に伴う土地等の使用等に関する特別措置法によつて補償するよう解決することになつてゐる。又本法律案は行政協定第二十五條の二項に基き、施設、区域等に関連して直接損害を救済補償しようとするものであるが、区域外のもの或いは隣接する水面の場合、行政協定第十八條の三項に規定することなく、日本においても同様の法規があることが必要である。この無過失賠償責任の問題は新らしい問題であり、又経費等についての政府において分担する建前になつてい、損失補償に必要な経費は日米両国とも駐留軍と折衝しなければならないので、今般は法律を制定する段階に至

らなかつたが、補償については責任を持つべきであると思うので、次期国会においては必ず提案する。一方、又見舞金等の問題についても、早急に解決するよう考慮しているとの答弁がありました。

又秋山委員からの、補償する損失は通常生ずべき損失であるが、具体的には如何なる算定方式により補償金額を算出するか。政府はこの種の補償金の総額のみを先づ計上しその總額から逆算して個々の補償金額を算定するよう漁業経営者に不安を抱かしめる事態も起り得る。従つて漁業経営者の実際の損失を十分に補償するに足るだけの算定方式を、漁業の実態に基いて妥当なものと早急に決定し、その累積したものと以て補償金の総額とするごく措置すべきであるが、如何なる方針をとつてあるかとの質問に対し、政府としては未だ具体的な算定方式は決定するに至っていない。補償金額の算出方法は客觀性を持つべきで、不合理なものであつてはいけないが、半面又、国の財政上與えられた現在の枠を無視することもよくなないので、両面から見て行きたいとの考え方で、且下関係当局間において、所得の算定、自家労力の評価等に関する資料に基き検討中であつて、速かに好結果が出るように努力するとお題旨の答弁がありました。これに関連してなお損失の算定基準について質疑応答が繰り返されました。その他詳細につきましては速記録によつて御覽願いたいと存じます。

質疑を打切り、討論に入りましたところ、秋山委員から、本法律案は漁船の操業制限に関するものであるが、こ

の他に、漁船の操業ではないが、他の漁業上の制約を受ける問題が生ずるの

法律案は、昭和二十六年産米穀の超過供出等についての奨励金に対する所得税の

要領書

(昭和二十二年法律第二十七号)第九條第一項に規定する総収入金額に算入しない。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

○議長(佐藤尚武君) 次に、日本國とアメリカ合衆国との間の安全保障條約に基づき駐留する合衆国軍隊に水面を使

用させるための漁船の操業制限等に關

速かに制定された。又通常生ずべき損失の算定基準も妥当な実効の舉るものとしました。

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

1 委員会の決定の理由
本法律案は、昭和二十六年産米穀の超過供出等についての奨励金か

ら生じた所得に対する所得税を課さないこととしようとするものであります。

賛成の意見があり、松浦委員から、本法律案は日米安全保障條約に基くもので、日本國全体の国防上の問題であるから、国民全體の義務負担によつてなき

べき性質のものである。従つて損失が水産業に過重にかかるのは妥当でない。今後、國全體の国防上の必要から生じた損害の補償については、損害の全体を補償するに足るだけの金額を計上して補償することを希望して賛成す

るべき事件の利害得失
2 この法律施行前昭和二十七年の臨時特例による所得税につき同法第四十六條第五項において適用する申告書を提出した者及びこの法律施行前同年分の所得税につき同法第四十六條第五項において適用する申告書を提出した者及びこの法律施行前同法第四十六條第五項における決定を受けた者は、當該申告書に記載された事項又は當該決定に係る事項(これらの事項につきこの法律施行前同法第四十六條第五項において適用する同條第四項の規定による決定)に御異議ございませんか。

○議長(佐藤尚武君) 別に御異議ございませんか。

3 律施行のため、別に費用を要しない。

○議長(佐藤尚武君) 以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

4 事件の利害得失
5 この法律施行のため、別に費用を要しない。

○議長(佐藤尚武君) 以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

6 律施行のため、別に費用を要しない。

○議長(佐藤尚武君) 以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

7 律施行のため、別に費用を要しない。

○議長(佐藤尚武君) 以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

8 律施行のため、別に費用を要しない。

○議長(佐藤尚武君) 以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

9 律施行のため、別に費用を要しない。

○議長(佐藤尚武君) 以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

10 律施行のため、別に費用を要しない。

○議長(佐藤尚武君) 以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

11 律施行のため、別に費用を要しない。

○議長(佐藤尚武君) 以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

12 律施行のため、別に費用を要しない。

○議長(佐藤尚武君) 以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

13 律施行のため、別に費用を要しない。

○議長(佐藤尚武君) 以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

14 律施行のため、別に費用を要しない。

○議長(佐藤尚武君) 以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

15 律施行のため、別に費用を要しない。

○議長(佐藤尚武君) 以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

16 律施行のため、別に費用を要しない。

○議長(佐藤尚武君) 以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

17 律施行のため、別に費用を要しない。

○議長(佐藤尚武君) 以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

18 律施行のため、別に費用を要しない。

○議長(佐藤尚武君) 以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

19 律施行のため、別に費用を要しない。

○議長(佐藤尚武君) 以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

20 律施行のため、別に費用を要しない。

○議長(佐藤尚武君) 以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

21 律施行のため、別に費用を要しない。

○議長(佐藤尚武君) 以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

22 律施行のため、別に費用を要しない。

○議長(佐藤尚武君) 以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

23 律施行のため、別に費用を要しない。

○議長(佐藤尚武君) 以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

24 律施行のため、別に費用を要しない。

○議長(佐藤尚武君) 以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

25 律施行のため、別に費用を要しない。

○議長(佐藤尚武君) 以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

26 律施行のため、別に費用を要しない。

○議長(佐藤尚武君) 以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

27 律施行のため、別に費用を要しない。

○議長(佐藤尚武君) 以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

28 律施行のため、別に費用を要しない。

○議長(佐藤尚武君) 以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

29 律施行のため、別に費用を要しない。

○議長(佐藤尚武君) 以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

30 律施行のため、別に費用を要しない。

○議長(佐藤尚武君) 以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

31 律施行のため、別に費用を要しない。

○議長(佐藤尚武君) 以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

32 律施行のため、別に費用を要しない。

○議長(佐藤尚武君) 以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

33 律施行のため、別に費用を要しない。

○議長(佐藤尚武君) 以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

34 律施行のため、別に費用を要しない。

○議長(佐藤尚武君) 以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

35 律施行のため、別に費用を要しない。

○議長(佐藤尚武君) 以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

36 律施行のため、別に費用を要しない。

○議長(佐藤尚武君) 以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

37 律施行のため、別に費用を要しない。

○議長(佐藤尚武君) 以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

38 律施行のため、別に費用を要しない。

○議長(佐藤尚武君) 以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

39 律施行のため、別に費用を要しない。

○議長(佐藤尚武君) 以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

40 律施行のため、別に費用を要しない。

○議長(佐藤尚武君) 以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

41 律施行のため、別に費用を要しない。

○議長(佐藤尚武君) 以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

42 律施行のため、別に費用を要しない。

○議長(佐藤尚武君) 以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

43 律施行のため、別に費用を要しない。

○議長(佐藤尚武君) 以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

44 律施行のため、別に費用を要しない。

○議長(佐藤尚武君) 以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

45 律施行のため、別に費用を要しない。

○議長(佐藤尚武君) 以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

46 律施行のため、別に費用を要しない。

○議長(佐藤尚武君) 以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

47 律施行のため、別に費用を要しない。

○議長(佐藤尚武君) 以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

48 律施行のため、別に費用を要しない。

○議長(佐藤尚武君) 以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

49 律施行のため、別に費用を要しない。

○議長(佐藤尚武君) 以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

50 律施行のため、別に費用を要しない。

○議長(佐藤尚武君) 以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

51 律施行のため、別に費用を要しない。

○議長(佐藤尚武君) 以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

52 律施行のため、別に費用を要しない。

○議長(佐藤尚武君) 以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

53 律施行のため、別に費用を要しない。

○議長(佐藤尚武君) 以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

54 律施行のため、別に費用を要しない。

○議長(佐藤尚武君) 以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

55 律施行のため、別に費用を要しない。

○議長(佐藤尚武君) 以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

56 律施行のため、別に費用を要しない。

○議長(佐藤尚武君) 以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

57 律施行のため、別に費用を要しない。

○議長(佐藤尚武君) 以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

58 律施行のため、別に費用を要しない。

○議長(佐藤尚武君) 以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

59 律施行のため、別に費用を要しない。

○議長(佐藤尚武君) 以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

60 律施行のため、別に費用を要しない。

○議長(佐藤尚武君) 以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

61 律施行のため、別に費用を要しない。

○議長(佐藤尚武君) 以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

62 律施行のため、別に費用を要しない。

○議長(佐藤尚武君) 以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

63 律施行のため、別に費用を要しない。

○議長(佐藤尚武君) 以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

64 律施行のため、別に費用を要しない。

○議長(佐藤尚武君) 以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

65 律施行のため、別に費用を要しない。

○議長(佐藤尚武君) 以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

66 律施行のため、別に費用を要しない。

○議長(佐藤尚武君) 以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

67 律施行のため、別に費用を要しない。

○議長(佐藤尚武君) 以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

68 律施行のため、別に費用を要しない。

○議長(佐藤尚武君) 以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

69 律施行のため、別に費用を要しない。

○議長(佐藤尚武君) 以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

70 律施行のため、別に費用を要しない。

○議長(佐藤尚武君) 以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

71 律施行のため、別に費用を要しない。

○議長(佐藤尚武君) 以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

72 律施行のため、別に費用を要しない。

○議長(佐藤尚武君) 以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

73 律施行のため、別に費用を要しない。

○議長(佐藤尚武君) 以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

74 律施行のため、別に費用を要しない。

○議長(佐藤尚武君) 以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

75 律施行のため、別に費用を要しない。

○議長(佐藤尚武君) 以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

76 律施行のため、別に費用を要しない。

○議長(佐藤尚武君) 以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

77 律施行のため、別に費用を要しない。

○議長(佐藤尚武君) 以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

78 律施行のため、別に費用を要しない。

○議長(佐藤尚武君) 以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

79 律施行のため、別に費用を要しない。

○議長(佐藤尚武君) 以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

80 律施行のため、別に費用を要しない。

○議長(佐藤尚武君) 以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

81 律施行のため、別に費用を要しない。

○議長(佐藤尚武君) 以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

82 律施行のため、別に費用を要しない。

○議長(佐藤尚武君) 以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

83 律施行のため、別に費用を要しない。

○議長(佐藤尚武君) 以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

84 律施行のため、別に費用を要しない。

○議長(佐藤尚武君) 以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

85 律施行のため、別に費用を要しない。

○議長(佐藤尚武君) 以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

86 律施行のため、別に費用を要しない。

○議長(佐藤尚武君) 以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

87 律施行のため、別に費用を要しない。

○議長(佐藤尚武君) 以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

88 律施行のため、

三 塩又はかん水の生産難易に支障がない場合で政令で定めるもの

2 前項の許可の申請が著しく効用の低下した製塩施設で改良の見込のないものに係るとき、経営の困難に因りなされたときその他正当の事由に基いてなされたときは、

公社は、その許可を拒むことがで

きない。

(予防措置の指示)

第十三條 公社は、製塩施設の効用の維持又は製塩施設の保全上必要があるときは、製塩施設に隣接する地域又は水域において、左の各号の一に該当するおそれがあると認められる施設を新たに設けようとする者に対し、製塩施設の効用を維持し又は製塩施設を保全するため必要な予防施設を設けるべきことを指示することができる。

一 製塩に使用する海水の比重をボーメー一度以上低下させるもの

二 製塩に使用する海水中に、よ、雜物又は毒物を注入し、その成分に著しい変化を與え製塩施設の性能又は塩の品質をこなうもの

三 製塩施設を損壊するもの

2 前項の予防施設を設けるため必要な費用は、その施設を設けようとする者の負担とする。但し、その予防施設を設けるため必要な費用が著しく多額である場合は、その費用の一部を當該予防施設に係る前項に規定する製塩施設により塩又はかん水を製造する前に規定する製塩施設により塩又はかん水を製造する

三 塩又はかん水の生産難易に支

障がない場合で政令で定めるも

の

2 前項の許可の申請が著しく効用の低下した製塩施設で改良の見込のないものに係るとき、経営の困難に因りなされたときその他正当の事由に基いてなされたときは、

公社は、その許可を拒むことがで

きない。

(予防措置の指示)

第十三條 公社は、製塩施設の効用の維持又は製塩施設の保全上必要があるときは、製塩施設に隣接する

地域又は水域において、左の各

号の一に該当するおそれがあると認められる施設を新たに設けようとする者に対し、製塩施設の効用を維持し又は製塩施設を保全するため必要な予防施設を設けるべきことを指示することができる。

一 製塩に使用する海水の比重をボーメー一度以上低下させるもの

二 製塩に使用する海水中に、よ、雜物又は毒物を注入し、その成分に著しい変化を與え製塩施設の性能又は塩の品質をこなうもの

三 製塩施設を損壊するもの

2 前項の予防施設を設けるため必要な費用は、その施設を設けようとする者の負担とする。但し、その予防施設を設けるため必要な費用が著しく多額である場合は、その費用の一部を當該予防施設に係る前項に規定する製塩施設により塩又はかん水を製造する前に規定する製塩施設により塩又はかん水を製造する

3 第一項の予防施設を設けるため必要な費用が著しく多額である場合には、同項の指示に従つてその予防施設を設けようとする者は、前項の規定によりその費用の一部を當該予防施設に係る第一項に規定する製塩施設により塩又はかん水を製造する者に負担させるべきことを、公社に對して請求することができる。

4 公社は、前項の請求があつた場合には、すみやかに、当該塩又はかん水を製造する者に当該費用を負担させるかどうか、及び負担させることを命じなければならない。

5 前項の命令を受けた者は、當該命令に従つて、その負担すべき金額を相手方に支拂わなければならぬ。

6 第一項に規定する者が國又は地方公共團體(港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)による港務局を含む。以下同じ。)であるときは、公社は、その必要な予備施設の設置につき、國又は當該地方公共團體に協議するものとする。

7 公社は、第一項の規定により指示をしようとする場合において、第一項に規定する者(國又は地方公共團體を除く。)が新たに設けようとする施設又は當該施設を設けようとする事業が農林省設置法(昭和二十四年法律第百五十三号)によつて改正する。

8 第三條第七号に掲げる事項に係る

る者に負担させることができるものであるとき、又は通商産業省

設置法(昭和二十四年法律第百二号)第三條各号に掲げる事項に係るものであるときは、あらかじめ、その指示につき農林大臣又は通商産業大臣に協議するものとする。

第四章 雜則

(公社の調査等)

第十四條 公社は、第三條若しくは第六條の規定による補助金の交付を受けた者に対し、當該補助の目的である事業を適正に実施させるため、必要な調査を行い、報告を受ける、又は當該事業の施行に関し必要な指示をることができる。

(異議の申立)

第十五條 第十二條又は第十三條第五項若しくは第四項の規定に基づき公社のなしの処分に対して不服がある者は、処分のあつた日から三十日以内に、公社の總裁に異議の申立をすることができる。

(実施規定)

第十六條 この法律の実施のための手続その他執行について必要な事項は、別段の定がない限り、大蔵省令で定める。

第五章 罰則

第十七條 第十二條第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

(罰則規定)

第十八條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他従業者がその法人又は人の業務により改正する。

5 農林漁業資金融通法(昭和二十六年法律第百五号)の一部を次の

6 第三條第一項の表貸付金の種類の欄中「塩田等災害復旧事業費補助法(昭和二十五年法律第二百五十七号)」を「製塩施設法(昭和二十七年法律第百五号)」に改め、同條

7 第二項中「塩田等災害復旧事業費補助法(昭和二十五年法律第二百五十九号)」を改め、同條

行の塩田等災害復旧事業費補助法は、

ものであるとき、又は通商産業省

設置法(昭和二十四年法律第百二号)第三條各号に掲げる事項に係るものであるときは、あらかじめ、その指示につき農林大臣又は通商産業大臣に協議するものとする。

6 旧塩田等災害復旧事業費補助法による補助事業に係る農林漁業費

行為を防止するため、當該業務に對し相当の注意及び監督が盡されたことの證明があつたときは、そ

の法人又は人については、この限

りではない。

○平沼彌太郎君登壇(拍手)

昭和二十六年産米穀の超過供出等についての奨励金に対する所得税の臨時特別に關する法律案の大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

本案は、昭和二十六年産米穀の超過供出等についての奨励金から生じた所得に對して、所得税を課さないことをしようとするものであります。本案は質疑を省略し、討論採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に製塩施設法案について御報告申上げます。

本案は、國內における塩の生産を維持増進し、以て日本專売公社の行う塩に関する國の專賣事業の健全な運営に資するため、公社は、塩田、濃縮施設及び塩田防災施設の災害復旧事業について、一定の比率で算出した金額の範囲内で、又塩田防災施設及び用排水施設の改良、新設事業並びに荒廃塩田地盤の改良事業については、予算の範囲内で、それべ輔助金を交付することができる」といたしますほか、製塩施設の保全及びその効用の維持のために必要な措置をなし得る規定を設けようとするものであります。なお現

人に対して前條の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用者その他の従業者の當該違反行為を防止するため、當該業務に對し相当の注意及び監督が盡されたことの證明があつたときは、それは、なお從前の例による。

6 旧塩田等災害復旧事業費補助法による補助事業に係る農林漁業費

行為を防止するため、當該業務に對し相当の注意及び監督が盡されたことの證明があつたときは、そ

の法人又は人については、この限

りではない。

○平沼彌太郎君登壇(拍手)

昭和二十六年産米穀の超過供出等についての奨励金に対する所得税の臨時特別に關する法律案の大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

本案は、昭和二十六年産米穀の超過供出等についての奨励金から生じた所

得に對して、所得税を課さないことをしようとするものであります。本案は質疑を省略し、討論採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に製塩施設法案について御報告申上げます。

本案は、國內における塩の生産を維持増進し、以て日本專賣公社の行う塩に関する國の專賣事業の健全な運営に資するため、公社は、塩田、濃縮施設及び塩田防災施設の災害復旧事業について、一定の比率で算出した金額の範囲内で、又塩田防災施設及び用排水施設の改良、新設事業並びに荒廃塩田地盤の改良事業については、予算の範囲内で、それべ輔助金を交付することができる」といたしますほか、製塩施設の保全及びその効用の維持のために必要な措置をなし得る規定を設けようとするものであります。なお現

人に対して前條の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用者その他の従業者の當該違反行為を防止するため、當該業務に對し相当の注意及び監督が盡されたことの證明があつたときは、それは、なお從前の例による。

6 旧塩田等災害復旧事業費補助法による補助事業に係る農林漁業費

行為を防止するため、當該業務に對し相当の注意及び監督が盡されたことの證明があつたときは、そ

の法人又は人については、この限

りではない。

○平沼彌太郎君登壇(拍手)

昭和二十六年産米穀の超過供出等についての奨励金に対する所得税の臨時特別に關する法律案の大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

本案は、昭和二十六年産米穀の超過供出等についての奨励金から生じた所

得に對して、所得税を課さないことをしようとするものであります。本案は質疑を省略し、討論採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に製塩施設法案について御報告申上げます。

本案は、國內における塩の生産を維持増進し、以て日本專賣公社の行う塩に関する國の專賣事業の健全な運営に資するため、公社は、塩田、濃縮施設及び塩田防災施設の災害復旧事業について、一定の比率で算出した金額の範囲内で、又塩田防災施設及び用排水施設の改良、新設事業並びに荒廃塩田地盤の改良事業については、予算の範囲内で、それべ輔助金を交付することができる」といたしますほか、製塩施設の保全及びその効用の維持のために必要な措置をなし得る規定を設けようとするものであります。なお現

人に対して前條の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用者その他の従業者の當該違反行為を防止するため、當該業務に對し相当の注意及び監督が盡されたことの證明があつたときは、それは、なお從前の例による。

6 旧塩田等災害復旧事業費補助法による補助事業に係る農林漁業費

行為を防止するため、當該業務に對し相当の注意及び監督が盡されたことの證明があつたときは、そ

の法人又は人については、この限

りではない。

○平沼彌太郎君登壇(拍手)

昭和二十六年産米穀の超過供出等についての奨励金に対する所得税の臨時特別に關する法律案の大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

本案は、昭和二十六年産米穀の超過供出等についての奨励金から生じた所

得に對して、所得税を課さないことをしようとするものであります。本案は質疑を省略し、討論採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に製塩施設法案について御報告申上げます。

本案は、國內における塩の生産を維持増進し、以て日本專賣公社の行う塩に関する國の專賣事業の健全な運営に資するため、公社は、塩田、濃縮施設及び塩田防災施設の災害復旧事業について、一定の比率で算出した金額の範囲内で、又塩田防災施設及び用排水施設の改良、新設事業並びに荒廃塩田地盤の改良事業については、予算の範囲内で、それべ輔助金を交付することができる」といたしますほか、製塩施設の保全及びその効用の維持のために必要な措置をなし得る規定を設けようとするものであります。なお現

人に対して前條の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用者その他の従業者の當該違反行為を防止するため、當該業務に對し相当の注意及び監督が盡されたことの證明があつたときは、それは、なお從前の例による。

6 旧塩田等災害復旧事業費補助法による補助事業に係る農林漁業費

行為を防止するため、當該業務に對し相当の注意及び監督が盡されたことの證明があつたときは、そ

の法人又は人については、この限

りではない。

○平沼彌太郎君登壇(拍手)

昭和二十六年産米穀の超過供出等についての奨励金に対する所得税の臨時特別に關する法律案の大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

本案は、昭和二十六年産米穀の超過供出等についての奨励金から生じた所

得に對して、所得税を課さないことをしようとするものであります。本案は質疑を省略し、討論採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に製塩施設法案について御報告申上げます。

本案は、國內における塩の生産を維持増進し、以て日本專賣公社の行う塩に関する國の專賣事業の健全な運営に資するため、公社は、塩田、濃縮施設及び塩田防災施設の災害復旧事業について、一定の比率で算出した金額の範囲内で、又塩田防災施設及び用排水施設の改良、新設事業並びに荒廃塩田地盤の改良事業については、予算の範囲内で、それべ輔助金を交付することができる」といたしますほか、製塩施設の保全及びその効用の維持のために必要な措置をなし得る規定を設けようとするものであります。なお現

人に対して前條の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用者その他の従業者の當該違反行為を防止するため、當該業務に對し相当の注意及び監督が盡されたことの證明があつたときは、それは、なお從前の例による。

6 旧塩田等災害復旧事業費補助法による補助事業に係る農林漁業費

行為を防止するため、當該業務に對し相当の注意及び監督が盡されたことの證明があつたときは、そ

の法人又は人については、この限

りではない。

○平沼彌太郎君登壇(拍手)

昭和二十六年産米穀の超過供出等についての奨励金に対する所得税の臨時特別に關する法律案の大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

本案は、昭和二十六年産米穀の超過供出等についての奨励金から生じた所

得に對して、所得税を課さないことをしようとするものであります。本案は質疑を省略し、討論採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に製塩施設法案について御報告申上げます。

本案は、國內における塩の生産を維持増進し、以て日本專賣公社の行う塩に関する國の專賣事業の健全な運営に資するため、公社は、塩田、濃縮施設及び塩田防災施設の災害復旧事業について、一定の比率で算出した金額の範囲内で、又塩田防災施設及び用排水施設の改良、新設事業並びに荒廃塩田地盤の改良事業については、予算の範囲内で、それべ輔助金を交付することができる」といたしますほか、製塩施設の保全及びその効用の維持のために必要な措置をなし得る規定を設けようとするものであります。なお現

人に対して前條の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用者その他の従業者の當該違反行為を防止するため、當該業務に對し相当の注意及び監督が盡されたことの證明があつたときは、それは、なお從前の例による。

6 旧塩田等災害復旧事業費補助法による補助事業に係る農林漁業費

行為を防止するため、當該業務に對し相当の注意及び監督が盡されたことの證明があつたときは、そ

の法人又は人については、この限

りではない。

○平沼彌太郎君登壇(拍手)

昭和二十六年産米穀の超過供出等についての奨励金に対する所得税の臨時特別に關する法律案の大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

本案は、昭和二十六年産米穀の超過供出等についての奨励金から生じた所

得に對して、所得税を課さないことをしようとするものであります。本案は質疑を省略し、討論採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に製塩施設法案について御報告申上げます。

本案は、國內における塩の生産を維持増進し、以て日本專賣公社の行う塩に関する國の專賣事業の健全な運営に資するため、公社は、塩田、濃縮施設及び塩田防災施設の災害復旧事業について、一定の比率で算出した金額の範囲内で、又塩田防災施設及び用排水施設の改良、新設事業並びに荒廃塩田地盤の改良事業については、予算の範囲内で、それべ輔助金を交付することができる」といたしますほか、製塩施設の保全及びその効用の維持のために必要な措置をなし得る規定を設けようとするものであります。なお現

人に対して前條の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用者その他の従業者の當該違反行為を防止するため、當該業務に對し相当の注意及び監督が盡されたことの證明があつたときは、それは、なお從前の例による。

6 旧塩田等災害復旧事業費補助法による補助事業に係る農林漁業費

行為を防止するため、當該業務に對し相当の注意及び監督が盡されたことの證明があつたときは、そ

の法人又は人については、この限

りではない。

○平沼彌太郎君登壇(拍手)

昭和二十六年産米穀の超過供出等についての奨励金に対する所得税の臨時特別に關する法律案の大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

本案は、昭和二十六年産米穀の超過供出等についての奨励金から生じた所

得に對して、所得税を課さないことをしようとするものであります。本案は質疑を省略し、討論採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に製塩施設法案について御報告申上げます。

本案は、國內における塩の生産を維持増進し、以て日本專賣公社の行う塩に関する國の專賣事業の健全な運営に資するため、公社は、塩田、濃縮施設及び塩田防災施設の災害復旧事業について、一定の比率で算出した金額の範囲内で、又塩田防災施設及び用排水施設の改良、新設事業並びに荒廃塩田地盤の改良事業については、予算の範囲内で、それべ輔助金を交付することができる」といたしますほか、製塩施設の保全及びその効用の維持のために必要な措置をなし得る規定を設けようとするものであります。なお現

人に対して前條の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用者その他の従業者の當該違反行為を防止するため、當該業務に對し相当の注意及び監督が盡されたことの證明があつたときは、それは、なお從前の例による。

6 旧塩田等災害復旧事業費補助法による補助事業に係る農林漁業費

行為を防止するため、當該業務に對し相当の注意及び監督が盡されたことの證明があつたときは、そ

の法人又は人については、この限

りではない。

○平沼彌太郎君登壇(拍手)

昭和二十六年産米穀の超過供出等についての奨励金に対する所得税の臨時特別に關する法律案の大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

本案は、昭和二十六年産米穀の超過供出等についての奨励金から生じた所

得に對して、所得税を課さないことをしようとするものであります。本案は質疑を省略し、討論採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

次に製塩施設法案について御報告申上げます。

本案は、國內における塩の生産を維持増進し、以て日本專賣公社の行う塩に関する國の專賣事業の健全な運営に資するため、公社は、塩田、濃縮施設及び塩田防災施設の災害復旧事業について、一定の比率で算出した金額の範囲内で、又塩田防災施設及び用排水施設の改良、新設事業並びに荒廃塩田地盤の改良事業については、予算の範囲内で、それべ輔助金を交付することができる」といたしますほか、製塩施設の保全及びその効用の維持のために必要な措置をなし得る規定を設けようとするものであります。なお現

人に対して前條の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用者その他の従業者の當該違反行為を防止するため、當該業務に對し相当の注意及び監督が盡されたことの證明があつたときは、それは、なお從前の例による。

6 旧塩田等災害復旧事業費補助法による補助事業に係る農林漁業費

行為を防止するため、當該業務に對し相当の注意及び監督が盡されたことの證明があつたときは、そ

の法人又は人については、この限

この法律施行の日から廃止せられる」ととなつております。

本案審議の詳細は速記録によつて御承知願いたいと存じます。質疑を終了し、討論に入り、森委員、油井委員、下條委員及び木村委員からそれへ希望を付して賛成の意見が述べられ、採決の結果、全会一致を以て原案通り可決すべきものと決定いたした次第であります。

右御報告申上げます。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もなければ、これより両案の採決をいたします。両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。よつて両案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 日程第七、航空法案、
日程第八、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約に基く行政協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律案、(いずれも内閣提出、衆議院送付)

三、費用

本法施行に伴い必要な人件費について、本年度予算において六百八十三万五千円が計上されています。附空証明及び航空従事者技能証明の実施等のため、新たに予算措置を必要とする。

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

航空法案

右多數をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

審査報告書

昭和二十七年六月二十日 運輸委員長 山縣 勝見

昭和二十七年六月十九日 航空法案外一件

衆議院議長 林 讓治

参議院議長佐藤尚武殿

(小字及び
は委員院修正)

多数意見者署名

前之國喜一郎 小野 哲 植原 春彦

岡田 信次 高田 寛

高木 正夫
要領書

航空法案

（小字及び
は委員院修正）

（定義） 第二條 この法律において「航空機」とは、人が乗つて航空の用に供することは、人が乗つて航空の用に供すことができる飛行機、回転翼航空機、滑空機及び飛行船その他政令で定める航空の用に供すること

ができる機器をいう。

は、航空機に乗り組んで行うその運航(航空機に乗り組んで行う無線設備の操作を含み、航空機の操縦の練習を除く。)及び整備又は改修をした航空機について行う第十

九條に規定する確認をいう。

3 この法律において「航空従事者」とは、第二十二條第一項の航空従事者技能証明を受けた者をいう。

4 この法律において「航空保安施設」とは、電波、燈光、色彩又は形象により航空機の航行を援助するための施設で、運輸省令で定めるものをいう。

5 この法律において「着陸帯」とは、特定の方向に向つて行う航空機の離陸(離水を含む。以下同じ。)又は着陸(着水を含む。以下同じ。)の用に供するため設けられる飛行場内の矩形部分をいう。

6 この法律において「進入区域」とは、着陸帯の短辺の両端及びこれと同じ側における着陸帯の中心線の延長三千メートルの点において中心線と直角をなす一直線上におけるこの点から三百七十五メートル(計器飛行の用に供する着陸帶にあつては六百メートル)の距離を有する二点を結んで得た平面をいう。

7 この法律において「進入表面」とは、着陸帯の短辺に接続し、且つ、水平面に對し上方へ運輸省令で定める角度を有する平面であつて、その投影面が進入区域と一致するものをいう。

8 この法律において「水平表面」とは、飛行場の標点の垂直上方四十

五メートルの点を含む水平面のうち、この点を中心として運輸省令で定める長さの半径で描いた円周で囲まれた部分をいう。

9 この法律において「転移表面」とは、進入表面の斜辺又は着陸帯の長辺に接続し、外側上方に水平面に対し七分の一の角度を有する平面であつて、水平表面との交線を至るまでのものをいう。

10 この法律において「航空燈火」とは、燈光により航空機の航行を援助するための航空保安施設で、運輸省令で定めるものをいう。

11 この法律において「航空交通管制区」とは、航空路における地表又は水面から二百メートル以上の高さの空域であつて、航空交通の安全のために航空局長官が指定するものをいう。

12 この法律において「航空交通管制」とは、公共の用に供する飛行場及びその附近の上空の空域であつて、飛行場及びその上空の空域における航空交通の安全のために航空局長官が指定するものをいう。

13 この法律において「有視界飛行状態」とは、航程及び雲の状況を考慮して運輸省令で定める視界上

は、着陸帯の短辺に接続し、且つ、水平面に對し上方へ運輸省令で定める角度を有する平面であつて、その投影面が進入区域と一致するものをいう。

14 この法律において「計器飛行状態」とは、良好な気象状態をいう。

(航空機に乗り組んで行うその機体及び発動機の取扱を含む。以下同じ。)を行う者及び航空長官の許可を受けて、試験飛行等のため新しい種類、等級又は型式の航空機に乗り組んでその運航を行ふ者については、適用しない。

(試験の実施)

第二十九條 航空長官は、技能証明を行ふ場合には、申請者が、その申請に係る資格の技能証明を有する航空従事者として航空業務に従事するのに必要な知識及び能力を有するかどうかを判定するため、試験を行わなければならぬ。

2 試験は、学科試験及び実地試験とする。

3 学科試験に合格した者でなければ、実地試験を受けることができる。

4 航空長官は、外國政府の授與した航空業務の技能に係る資格証書を有する者について技能証明を行ふ場合には、前三項の規定にかかるわらず、運輸省令で定めるところにより、試験の全部又は一部を行わないことができる。

(技能証明の取消)

第三十條 航空長官は、航空従事者が左の各号の一に該当するときは、その技能証明を取り消し、又は一年以内の期間を定めて航空業務の停止を命ずることができる。

一 この法律又はこの法律に基く处分に違反したとき。

二 航空従事者としての職務を行ふに當り、非行又は重大な過失があつたとき。

2 航空長官は、前項の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対し、あらかじめ期日及び場所を指定して、聽聞をしなければならない。聽聞に際しては、当該処分に係る者に意見を述べ、及び証拠を提出する機会が與えられなければならない。

(航空機乗組員免許)

第三十一條 第二十二條第二項の航空機乗組員免許は、第二十四條に掲げる資格(一等航空整備士、二等航空整備士、三等航空整備士及び航空工場整備士の資格を除く)別に行う。

2 航空機乗組員免許は、申請者に航空免状を交付することによつて行う。

第三十二條 航空長官は、航空機乗組員免許の申請があつた場合に、申請者が前條第一項の資格別に運輸省令で定める身体検査標準に適合するかどうかを審査し、これに適合する者については、航空機乗組員免許をしなければならない。

第三十三條 航空機乗組員免許の有效期間は、定期運送用操縦士及び上級事業用操縦士の資格に係るものにあつては六箇月、その他の資格に係るものにあつては一年とする。

(計器飛行証明及び操縦教育証明)

第三十四條 事業用操縦士又は自家用操縦士の資格についての技能証明を受けた者は、計器飛行の技能について航空長官の行う計器飛行証明を受けなければ、運輸省令

2 航空長官は、前項の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対し、あらかじめ期日及び場所を指定して、聽聞をしなければならない。聽聞に際しては、当該処分に係る者に意見を述べ、及び証拠を提出する機会が與えられなければならない。

2 航空機の操縦の教育の技能について、航空長官の行う操縦教育証明を受けた者でなければ、定期運送用操縦士、上級事業用操縦士の資格に係る技能証明を有しない者に対し、運輸省令で定める航空機の操縦の教育を行つてはならない。

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

2

設置者又は物件若しくは土地の所有者その他の権原を有する者を被告とする。

第五十條 公共の用に供する飛行場の設置者は、当該飛行場の設置又は第四十三條第一項の施設の変更によつて、進入表面又は転移表面の投影面と一致する土地（進入表面又は転移表面からの距離が十メートル未満のものに限る。）について前條第一項の規定による用益の制限により通常生ずべき損失を、当該土地の所有者その他の権原を有する者に対し、政令で定めるところにより補償しなければならない。

2 前項の土地の所有者は、前條第一項の規定による用益の制限によつて当該土地を従来利用していた目的に供することが著しく困難となるときは、同條第四項の場合を除き、政令で定めるところにより飛行場の設置者に対し、その土地の買収を求めることができる。

3 前條第五項から第七項までの規定は、前項の場合に適用する。（航空障害燈の設置）

第五十一條 飛行場の設置者は、運輸省令で定めるところにより、水平表面の上に出てゐる物件に航空障害燈を設置しなければならない。但し、航空長官は、政令で定めるところにより、前項に規定する物件以外の物件で、航空機の航行の安全を著しく害するおそれがあるものに航空障害燈を設置しなければならない。

2 航空長官は、政令で定めるところにより、前項に規定する物件以外の物件で、航空機の航行の安全を著しく害するおそれがあるものに航空障害燈を設置しなければならない。

第五十二条 航空機の運航のための取扱をしてはならない。

2 飛行場の設置者は、占有者は、飛行場の設置者又は航空保安施設の設置者は、前項の使用料その他の使用の条件を定めたときは、運輸省令で定める方法に従い、当該航空障害燈を管理しなければならない。

3 前二項の物件の所有者又は占有者は、飛行場の設置者又は占有者が飛行場の運行を行う航空障害燈の設置を拒むことができない。

4 第一項又は第二項の規定により航空障害燈を設置した者は、運輸省令で定める方法に従い、当該航空障害燈を管理しなければならない。

（類似燈火の制限）

第五十二條 何人も、航空燈火の明りよけの知識を妨げ、又は航空燈火と誤認されるおそれがある燈火（以下「類似燈火」という。）を設置してはならない。

2 航空長官は、類似燈火の設置者に対し、期限を定めて当該燈火のしやへいその他航空燈火の認識を妨げず、又は航空燈火と誤認されないようにするための措置をとるべきことを命ずることができるものである。

3 前項の場合において、類似燈火が航空燈火の設置の時において設置されている場合には、同項の措置に要する費用は、当該航空燈火の設置者が負担する。

（汚損行為等の禁止）

第五十三條 何人も、航空保安施設の設置すべき一人の相続人は、被相続人のこの法律の規定による地位を承継する。

4 前項の相続人は、被相続人のこの法律の規定による地位を承継すべき一人の相続人（相続人が二人以上ある場合においては、その協議により定めた設置者の地位を承継すべき一人の相続人）は、被相続人のこの法律の規定による地位を承継する。

第五十四条 飛行場の設置者は、運輸省令で定めるところにより、水素の供給する飛行場又は航空保安施設の設置者は、公共の用に供する飛行場又は航空保安施設の使用料その他の使用の条件について、特定の使用者に対し、不当

3 前二項の物の所有者又は占有者は、飛行場の設置者又は占有者が飛行場の運行を行う航空障害燈の設置を拒むことができない。

2 飛行場の設置者は、前項の使用料その他の使用の条件を定めたときは、運輸省令で定める無線設備の設置者は、前項の使用料その他の使用の条件を定めたときは、運輸省令で定める無線設備の設置者又は航空保安施設の設置ともに、これを公表しなければならない。これを変更したときも同様である。

4 第四十七條第一項、第五十一條（飛行場の設置者等の地位の承継）

第五十五条 この法律に基く飛行場の設置者は、航空保安施設の設置者又は航空保安施設の設置者地位は、第三項の場合を除き、これを承継しようとすると航空長官の許可を受けなければ、承継しない。

（飛行場の設置者等の地位の承継）

第五十六条 航空機には、左に掲げる場合に係るものに限る。及び第五十四條の規定は、航空長官が飛行場又は航空保安施設を管理する場合に準用する。

第六章 航空機の運航

（国籍等の表示）

第五十七条 航空機には、運輸省令で定めるところに従い、国籍、登録記号及び所有者の氏名又は名称を表示しなければ、これを航空の用に供してはならない。

（航空日誌）

第五十八条 航空機の使用者は、運輸省令で定める様式の航空日誌を備えなければならない。

（特別の飛行を行ふ場合の装備）

第五十九條 航空機（運輸省令で定める航空機を除く。）には、左に掲げる書類を備え付ければ、これを航空の用に供した場合又は整備し若しくは改造した場合には、運輸省令で定める航空機に運航するための特別の装備を装備する。

（航空機に備え付ける書類）

第六十條 航空機は、左に掲げる書類を備え付ければ、これを航空の用に供してはならない。

（航空機の燃料）

第六十一條 運輸省令で定める航空機には、落下傘、救命胴衣、非常用に供してはならない。

（特別の飛行を行ふ場合の装備）

第六十二條 液結防止装置、外気温度計、酸素吸入装置、航法計器その他の運輸省令で定める航空の全のための特別の装備を装備する。

（航空機でなければ、高高度飛行、雲中飛行その他の運輸省令で定める特別の飛行を行つてはならない。

（航空機の燃料）

第六十三條 航空機は、航空運送事業の用に供する場合又は計器飛行状態の場合は、飛行の途中において計器飛行状態において飛行することが予想される場合においては、運輸省令で定める量の燃料

2 第三十九條第三項、第三十九條第二項、第四十條、第四十六條、第五十九條、第五十條及び第五十一条の規定は、航空長官が飛行場又は航空保安施設を設置し、又はその施設に変更を加える場合に準用する。

3 第四十七條第一項、第五十一條（飛行場の設置者等の地位の承継）

第五十五条 この法律に基く飛行場の設置者は、航空保安施設の設置者地位は、第三項の場合を除き、これを承継しようとすると航空長官の許可を受けなければ、承継しない。

4 第四十九條第一項の規定は、航空長官が飛行場又は航空保安施設を設置し、又はその施設に変更を加える場合に準用する。

5 第四十九條第一項、第五十一條（飛行場の設置者等の地位の承継）

第五十六条 航空機は、左に掲げる場合に係るものは、運輸省令で定める無線設備を設置しなければ、これを航空の用に供してはならない。

6 第六十條 航空機は、左に掲げる場合に係るものは、運輸省令で定める無線設備を設置しなければ、これを航空の用に供してはならない。

7 第六十一條 液結防止装置、外気温度計、酸素吸入装置、航法計器その他の運輸省令で定める航空の全のための特別の装備を装備する。

8 第六十二條 航空機でなければ、高高度飛行、雲中飛行その他の運輸省令で定める特別の飛行を行つてはならない。

9 第六十三條 航空機は、航空運送事業の用に供する場合又は計器飛行状態の場合は、飛行の途中において計器飛行状態において飛行することが予想される場合においては、運輸省令で定める量の燃料

二 耐空証明書
三 航空日誌

（義務無線設備）

合には、運輸省令で定める無線設備を設置しなければ、これを航空の用に供してはならない。

10 第六十條 航空機は、左に掲げる場合に係るものは、運輸省令で定める無線設備を設置しなければ、これを航空の用に供してはならない。

11 第六十一條 液結防止装置、外気温度計、酸素吸入装置、航法計器その他の運輸省令で定める航空の全のための特別の装備を装備する。

12 第六十二條 航空機でなければ、高高度飛行、雲中飛行その他の運輸省令で定める特別の飛行を行つてはならない。

13 第六十三條 航空機は、航空運送事業の用に供する場合又は計器飛行状態の場合は、飛行の途中において計器飛行状態において飛行することが予想される場合においては、運輸省令で定める量の燃料

業者の置く運航管理者の承認を受けなければ、出発し、又はその飛行計画を変更してはならない。

第七十八條 前條の運航管理者は、航空庁長官の行う運航管理者技能検定に合格した者でなければならない。

2 運航管理者技能検定は、申請者が前條の業務を行うために必要な航空機、航空保安施設、無線通信及び気象に関する知識及び技能を有するかどうかを判定するために行う。

3 運航管理者技能検定は、運輸省令で定める年齢及び航空機の運航に関する経験を有する者でなければ受け、受けることができない。

4 第二十七條、第二十九條及び第三十條の規定は、運航管理者技能検定に準用する。

5 運航管理者技能検定の申請手続その他の実施細目は、運輸省令で定める。

(離着陸の場所)
第七十九條 航空機（運輸省令で定める航空機を除く。）は、陸上においては飛行場以外の場所において、水上にあつては運輸省令で定める場所において、離陸し、又は着陸してはならない。但し、やむを得ない事由がある場合において、航空庁長官の許可を受けたときは、この限りでない。

(飛行の禁止区域)
第八十條 航空機は、運輸省令で定める航空機の飛行に関し危険を生ずるおそれのある区域の上空を行ふことは、はならない。但し、航空庁

長官の許可を受けた場合は、この限りでない。

(最低安全高度)

第八十一條 航空機は、離陸又は着陸を行ふ場合を除いて、地上又は水上の人又は物件の安全及び航空機の安全を考慮して運輸省令で定める高度以下の高度で飛行してはならない。但し、航空庁長官の許可を受けた場合は、この限りでない。

(巡航高度)

第八十二條 航空機は、地表又は水面から、有視界飛行状態においては九百メートル以上、計器飛行状態においては三百メートル以上の高度で巡航する場合には、運輸省令で定める高度で飛行しなければならない。

(航空機の衝突予防)

第八十三條 航空機は、他の航空機又は船舶との衝突を予防するため進路及び速度について運輸省令で定める方法に従い、航行しなければならない。

(編隊飛行)
第八十四條 航空機は、航空庁長官の許可を受ければ、編隊で飛行してはならない。

(航空機の衝突予防)

第八十五條 航空機は、運航上の必要な航空機を除く。は、陸上においては飛行場以外の場所において、水上にあつては運輸省令で定める場所において、離陸し、又は着陸してはならない。但し、やむを得ない事由がある場合において、航空庁長官の許可を受けたときは、この限りでない。

(飛行の禁止区域)

第八十六條 航空機は、運輸省令で定める航空機の飛行に関し危険を生ずるおそれがある区域の上空を行ふことは、はならない。但し、航空庁

の他人に迷惑を及ぼすような方法で操縦してはならない。

(爆発物等の輸送禁止)

第八十六條 爆発性又は易燃性を有する物件その他人に危害を與え又は他の物件を損傷するおそれのある物件で運輸省令で定めるものは、航空機で輸送してはならない。

(曲技飛行)

第九十一條 航空機は、左に掲げる空域以外の空域で運輸省令で定める高さ以上の空域において行う場合であつて、且つ、飛行行程が五キロメートル以上ある場合でなければ、宙返り、横転その他の曲技飛行を行つてはならない。但し、航空庁長官の許可を受けた場合は、この限りでない。

(無操縦者航空機)

第八十七條 第六十五条及び第六十六条の規定にかかるらず、操縦者が乗り組まないで飛行することができる装置を有する航空機は、航空庁長官の許可を受けた場合には、これららの規定に定める航空機乗組員を乗組ませないで飛行させることができる。

(無操縦者航空機)

第八十七条 第六十五条及び第六十六条の規定にかかるらず、操縦者が乗り組まないで飛行することができる装置を有する航空機は、航空庁長官の許可を受けた場合には、

一 一人又は家屋の密集している地域の上空

二 航空路

三 航空交通管制圖

(操縦練習の実施)

第九十二条 第三十五条第一項の許可を受けた者は、航空機の操縦の練習を行う場合には、第三十四条

第二項の操縦教育証明を受けた者の監督の下に行わなければならぬ

と認めるときは、当該航空機について飛行の方法を限定することが

できる。

(操作練習等の場所)

第九十三条 前條の航空機の操縦の練習又は航空機の試験のための飛行は、航空交通管制区又は航空交

通管制處において行つてはならない。但し、航空庁長官の許可を受けた場合は、この限りでない。

(有視界飛行状態における飛行)

第九十四条 航空機は、有視界飛行状態においては、計器飛行を行つてはならない。

(計器飛行状態における飛行)

第九十五条 航空機は、定期運送用操縦士若しくは上級事業用操縦士の資格の技能証明を有する者又は事業用操縦士若しくは自家用操縦士の資格の技能証明を有する者が受けたもののが操縦するのでなければ、計器飛行状態において飛行してはならない。但し、航空交通管制区において飛行してはならない場合、この限りでない。

(落下、心降下)

第九十条 航空庁長官の許可を受けた者でなければ、航空機から落下さんで降下してはならない。

(曲技飛行)

第九十一条 航空機は、左に掲げる空域以外の空域で運輸省令で定める高さ以上の空域において行う場合であつて、且つ、飛行行程が五キロメートル以上ある場合でなければ、宙返り、横転その他の曲技飛行を行つてはならない。但し、航空庁長官が航空交通の安全を考慮して、離陸若しくは着陸の順序、時機若しくは方法又は飛行の方法について與える指示に従つて飛行しなければならない。

(航空交通の指示)

第九十六条 航空機は、航空交通管制区又は航空交通管制区において飛行してはならない。

(航空交通管制区)

第九十七条 航空機は、計器飛行状態において、航空交通管制区を飛行場から出発し、又は航空交通管制区若しくは航空交通管制区を飛行しようとするときは、運輸省令で定めるところにより航空庁長官に飛行計画を通報し、その承認を受けなければならぬ。

(飛行計画及びその承認)

第九十八条 航空機による物件の曳航は、運輸省令で定める安全上の基準に従つて行わなければならぬ

と認めるときは、当該航空機について飛行の方法を限定することが

できる。

(物件の曳航)

第九十九条 第三十五条第一項の許可を受けた者は、航空機の操縦の練習を行ふ場合には、第三十四条

第二項の操縦教育証明を受けた者の監督の下に行わなければならぬ

と認めるときは、当該航空機について飛行の方法を限定することが

できる。

(操縦練習等の場所)

第九十三条 前條の航空機の操縦の練習又は航空機の試験のための飛行は、航空交通管制区又は航空交

通管制處において行つてはならない。但し、航空庁長官の許可を受けた場合は、この限りでない。

(有視界飛行状態における飛行)

第九十四条 航空機は、有視界飛行状態においては、計器飛行を行つてはならない。

(計器飛行状態における飛行)

第九十五条 航空機は、定期運送用操縦士若しくは上級事業用操縦士の資格の技能証明を有する者又は事業用操縦士若しくは自家用操縦士の資格の技能証明を有する者が受けたもののが操縦するのでなければ、計器飛行状態において飛行してはならない。但し、航空交通管制区において飛行してはならない場合、この限りでない。

(飛行の禁止区域)

第九十六条 航空機は、定期運送用操縦士若しくは上級事業用操縦士の資格の技能証明を有する者又は事業用操縦士若しくは自家用操縦士の資格の技能証明を有する者が受けたもののが操縦するのでなければ、計器飛行状態において飛行してはならない。但し、航空交通管制区において飛行してはならない場合、この限りでない。

(粗暴な操縦の禁止)

第九十七条 航空機は、運航上の必要がないのに低空で飛行を行い、高調音を発し、又は急降下し、そ

の資格の技能証明を有する者又は事業用操縦士若しくは自家用操縦士の資格の技能証明を有する者が受けたもののが操縦するのでなければ、計器飛行状態において飛行してはならない。但し、航空交通管制区において飛行してはならない場合、この限りでない。

(粗暴な操縦の禁止)

第九十八条 航空機は、航空交通管制区又は航空交通管制区において飛行してはならない。

(航空交通管制区)

第九十九条 航空機は、航空交通管制区若しくは航空交通管制区を飛行しようとするときは、運輸省令で定めるところにより航空庁長官に飛行計画を通報し、その承認を受けなければならぬ。

(飛行計画及びその承認)

第一百条 第三十五条第一項の飛行計画の承認を受けた者は、航空機は、前條の航空機の長官の指

示に従うの外、飛行計画に従つて航行しなければならない。但し、航空機の故障があつた場合において運輸省令で定める方法に従つて航行するときは、この限りでない。

(飛行計画及びその承認)

第一百一条 第三十五条第一項の飛行計画の承認を受けた者は、航空機は、前條の航空機の長官の指

示に従うの外、飛行計画に従つて航行するときは、この限りでない。

(飛行計画及びその承認)

第一百二条 第三十五条第一項の飛行計画の承認を受けた者は、航空機は、前條の航空機の長官の指

示に従うの外、飛行計画に従つて航行するときは、この限りでない。

(飛行計画及びその承認)

第一百三条 第三十五条第一項の飛行計画の承認を受けた者は、航空機は、前條の航空機の長官の指

示に従うの外、飛行計画に従つて航行するときは、この限りでない。

(飛行計画及びその承認)

第一百四条 第三十五条第一項の飛行計画の承認を受けた者は、航空機は、前條の航空機の長官の指

示に従うの外、飛行計画に従つて航行するときは、この限りでない。

(飛行計画及びその承認)

第一百五条 第三十五条第一項の飛行計画の承認を受けた者は、航空機は、前條の航空機の長官の指

示に従うの外、飛行計画に従つて航行するときは、この限りでない。

(飛行計画及びその承認)

第一百六条 第三十五条第一項の飛行計画の承認を受けた者は、航空機は、前條の航空機の長官の指

示に従うの外、飛行計画に従つて航行するときは、この限りでない。

(飛行計画及びその承認)

第一百七条 第三十五条第一項の飛行計画の承認を受けた者は、航空機は、前條の航空機の長官の指

示に従うの外、飛行計画に従つて航行するときは、この限りでない。

(飛行計画及びその承認)

第一百八条 第三十五条第一項の飛行計画の承認を受けた者は、航空機は、前條の航空機の長官の指

示に従うの外、飛行計画に従つて航行するときは、この限りでない。

(飛行計画及びその承認)

昭和二十七年七月七日 参議院会議録第六十四号 航空法案外一件

に従つて航空交通に関する航空長官の指示を聽取し、及び航空長官に当該航空機の位置、飛行状態その他運輸省令で定める事項を通報しなければならない。

(到着の通知)

第九十八條 前條の飛行計画の承認を受けた航空機の機長は、当該航空機が飛行計画で定めた飛行終了ときは、遅滞なく航空長官にその旨を通知しなければならない。

(着陸場の立入の禁止)

第九十九條 何人も、みだりに着陸場に立ち入つてはならない。

第七章 航空運送事業等

(免許)

第二条 前項の免許を受けようとする者は、申請書に事業計画(航空機の運航及びこれを行うために必要な整備に関する計画)をい、以下同じ)、事業収支見積、運航開始の予定期日その他運輸省令で定める事項を記載し、これを運輸大臣に提出しなければならない。

第三条 運輸大臣は、申請者に対し、前項に規定するものの外、商業登記簿の原本その他必要な書類の提出を求めることができる。

(免許基準)

第一百條 運輸大臣は、前條の免許を受けた者(以下「定期航空運送事業者」という)は、当該免許に係る事業の用に供する航空機その他の施設について航空長官の検査を審査しなければならない。

受け、これに合格しなければ、運航を開始してはならない。

一 当該事業の開始が公衆の利用に適応するものであること。

二 当該事業の開始によつて当該路線における航空輸送力が航空輸送需要に対し、著しく供給過剰にならないこと。

三 当該事業が航空保安上適当な事業計画を有するものであること。

四 申請者が当該事業を適確に遂行するに足る能力を有するものであること。

五 申請者が左に掲げる者に該当するものないこと。

イ 第四條第一項各号に掲げる者

ロ 定期航空運送事業、不定期航空運送事業又は航空機使用事業の免許の取消を受け、その取消の日から二年を経過しない者

ハ この法律の規定に違反して、禁じ以上の刑に処せられて、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

ニ 法人であつて、その役員が

ロ又はハの一に該当するもの

ハこの法律の規定により運輸省令で定める航空機の運航及び整備に関する事項について運航規程及び整備規程を定め、航空長官の認可を受けなければならぬ

五 他の航空運送事業者との間に、不当な競争をひき起すこととなるおそれがないものであること。

四 旅客又は荷主が当該事業を利用することを著しく困難にするおそれがないものであること。

五 他の航空運送事業者との間で、運航規程及び整備規程の認可

第六百四條 定期航空運送事業者は、運輸省令で定める航空機の運航及び整備に関する事項について運航規程及び整備規程を定め、航空長官の認可を受けなければならぬ

五 他の航空運送事業者との間に、運航規程及び整備規程の認可

第六百六條 定期航空運送事業者は、運送約款を定め、運輸大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときは、運輸大臣の認可をしよ

五 他の航空運送事業者との間に、運航規程及び整備規程の認可

第六百八條 定期航空運送事業者は、その業務を行つ場合には、天候その他やむを得ない事由のある場合を除く外、事業計画に定めるところに従わなければならない。

二 運輸大臣は、定期航空運送事業者が前項の規定に違反して、事業計画に従つて運航を開始しなければならない。但し、運輸大臣にあらかじめ届け出た場合においては、当該期日前に運航を開始することを妨げない。

三 特定の旅客又は荷主に対する不當な差別的取扱をするものでないこと。

四 旅客又は荷主が当該事業を利用するに、不当な競争をひき起すこととなるおそれがないものであること。

五 他の航空運送事業者との間に、運航規程及び整備規程の認可

第六百九條 定期航空運送事業者は、事業計画を変更しようとするとき

二 運輸大臣の認可を受けなければならぬ

三 第一百一條(第一項第五号に係るものを除く)の規定は、前項の認可について準用する。

二 第一百一條(第一項第五号に係るものを除く)の規定は、前項の認可について準用する。

れを変更しようとするときも同様である。

二 運輸大臣は、前項の認可をしようとするときは、左の基準によつてこれをしなければならない。

一 公衆の正当な利益を害するおそれがないものであること。

二 少くとも運賃及び料金の收受並びに運送に関する事項が定められていること。

一四六二一

運賃及び料金並びに運送約款を當業所その他の事業所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

(事業計画)

定期航空運送事業者は、その業務を行つ場合には、天候その他やむを得ない事由のある場合を除く外、事業計画に従つて運送事業者を行つべきことを命ずることができる。

定期航空運送事業者は、運輸大臣は、定期航空運送事業者が前項の規定に違反して、事業計画に従つて運航を開始しなければならない。

定期航空運送事業者は、運輸大臣の認可を受けなければならぬ

運送約款を定め、運輸大臣の認可を受けなければならない。

定期航空運送事業者は、運輸大臣の認可を受けなければならない。

一

占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十一年法律第五十四号)の規定は、適用しない。但し、不公正な競争方法を用いる場合又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に運賃又は料金を引き上げることとなる場合は、この限りでない。

(事業改善の命令)

第一百二十二条 運輸大臣は、定期航空運送事業者の事業について公共の福祉を阻害している事業があると認めるときは、当該定期航空運送事業者に対し、左の各号に掲げる事項を命ずることができる。

- 一 事業計画を変更すること。
- 二 運賃、料金又は運送約款を変更すること。
- 三 航空機その他の施設を改善すること。

(事業の支拂うこととあるべき損害賠償のため保険契約を締結すること)。

四 航空事故により支拂うこととあるべき損害賠償のため保険契約を締結すること。

(名義の利用、事業の貸渡等)

第一百三十三条 定期航空運送事業者は、その名義を他人に定期航空運送事業のため利用させてはならない。

第二百四十二条 定期航空運送事業者は、事業の貸渡その他のいかなる方法をもつてするかを問わず、定期航空運送事業を他人にその名において經營させることはできない。

第二百四十三条 定期航空運送事業者が定期航空運送事業の免許は、その効力を當該定期航空運送事業を譲渡する

場合において、譲渡人及び譲受人が、その譲渡及び譲受について運輸大臣の認可を受けたときは、譲受人は、譲渡人のこの法律の規定による地位を承継する。

2 第百一條の規定は、前項の認可について適用する。

(事業の合併)

第一百五十五条 定期航空運送事業者が法人の合併の場合(定期航空運送事業者たる法人と定期航空運送事業を営まない法人が合併する場合において、定期航空運送事業者たる法人が存続するときを除く。)において、定期航空運送事業者たる法人又は合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、定期航空運送事業者のこの法律の規定による地位を承継する。

2 第百一條の規定は、前項の認可について準用する。

(相続)

第一百六十六条 定期航空運送事業者が死亡した場合には、その相続人(相続人が二人以上ある場合には、その協議により定めた事業を承継すべき一人の相続人)は、被相続人たる定期航空運送事業者のこの法律の規定による地位を承継する。

2 前項の相続人は、被相続人の死後六十日以内にその相続について運輸大臣の認可を申請しなければならない。

(事業の譲渡及び譲受)

第一百四十二条 定期航空運送事業者が定期航空運送事業の免許は、その効力を當該定期航空運送事業を譲渡する

失う。認可の申請に対し、認可しない旨の処分があつた場合において、その日以後についても同様である。

3 第百一條の規定は、前項の認可について準用する。

(事業の休止)

第一百十七条 定期航空運送事業者は、その事業を休止しようとするとときは、運輸大臣の許可を受けなければならない。

2 運輸大臣は、当該休止によつて公衆の利便が著しく阻害されるおそれがあると認める場合を除く。外、前項の許可をしなければならない。

(事業の廃止)

第一百十八条 定期航空運送事業者は、その事業を廃止したときは、一年をこえる期間についてすることができない。

(事業の停止及び免許の取消)

第一百十九条 運輸大臣は、定期航空運送事業者が左の各号の一に該当するときは、六箇月以内において定期航空運送事業に準用する。

2 第三十條第二項の規定は、前項において準用する第百十九條の規定による事業の停止又は免許の取消の場合は、六箇月以内において定期航空運送事業に準用する。

(航空機使用事業)

第一百二十条 第二項の規定は、前項において準用する第百十九條の規定による事業の停止又は免許の取消の場合は、六箇月以内において定期航空運送事業に準用する。

(航空機使用事業)

第一百二十二条 航空機使用事業を經營しようとする者は、運輸大臣の免許を受けなければならない。

2 第百二十二条第一項第一号及び第二号に係るものを除く。)の規定は、前項の免許について準用する。

2 正当な理由がないのにこの章の規定により認可を受けた事業

を実施しないとき。

(免許の失効)

第一百二十三条 定期航空運送事業者が、その旨を運輸大臣に届け出なければならぬ。

2 第百二十二条第一項第一号及び第二号に係るものを除く。)の規定は、前項の免許を受けた者は、定期航空運送事業を經營しようとする者は、運輸大臣の免許を受けなければならない。

(不定期航空運送事業)

第一百二十四条 不定期航空運送事業者を經營しようとする者は、運輸大臣の免許を受けなければならない。

2 第百二十二条第一項第一号及び第二号に係るものを除く。)の規定は、前項の免許を受けた者は、定期航空運送事業を經營しようとする者は、運輸大臣の免許を受けなければならない。

(航空機使用事業)

第一百二十五条 この章に規定する免許、許可又は認可には、條件又は期限を附し、及びこれを変更することができる。

(免許等の條件)

第一百二十六条 この章に規定する免許、許可又は認可には、條件又は期限を附し、及びこれを変更することができる。

(免許等の条件)

第一百二十七条 この章に規定する免許、許可又は認可には、條件又は期限を附し、及びこれを変更することができる。

(免許等の条件)

第一百二十八条 この章に規定する免許、許可又は認可には、條件又は期限を附し、及びこれを変更することができる。

(免許等の条件)

第一百二十九条 この章に規定する免許、許可又は認可には、條件又は期限を附し、及びこれを変更することができる。

(免許等の条件)

第一百三十条 第二項の規定は、前項において準用する第百十九條の規定による事業の停止又は免許の取消の場合は、六箇月以内において定期航空運送事業に準用する。

(航空機使用事業)

第一百三十二条 第二項及び第三項並びに告示しようとする者は、運輸大臣の免許を受けなければならない。

2 第百二十二条第一項第一号及び第二号に係るものを除く。)の規定は、前項の免許について準用する。

2 正当な理由がないのにこの章の規定により認可を受けた事業

を実施しないとき。

(第二百二十二条)

第一百二十四条 第二項第一号及び第二号に係るものを除く。)の規定は、前項の免許について準用する。

2 第百二十四条第一項第一号及び第二号に係るものを除く。)の規定は、前項の免許について準用する。

(第二百二十三条)

第一百二十四条 第二項第一号及び第二号に係るものを除く。)の規定は、前項の免許について準用する。

(第二百二十四条)

第一百二十四条 第二項第一号及び第二号に係るものを除く。)の規定は、前項の免許について準用する。

運事業者」といふ)の当該事業の用に供する航空機を除く。)は、左に掲げる航行を行なう場合において、その上空を航行することが危険な区域として運輸省令で定める区域の上空を航行しようとするときは、航空室長官の許可を受けなければならない。

一 本邦外から出発して本邦内に

國の国籍を有する人又は外國の法人の
令に基いて設立された法人その他の
團体の使用する航空機（外國人
國際航空運送事業者が當該事業の
用に供する航空機を除く。）は、本
邦内の各地間に於て航空の用に
供してはならない。但し、航空局
長官の許可を受けた場合は、この
限りでない。

組員の資格について当該航空機の航空機業者
国籍を有する外國が行つた證明、免許その他の行為及びこれらに係
る資格證書その他の文書は、第一項、第五十九條、第六十五條か
ら第六十七條まで又は第九十五条

め、事故に係る航空機の使用者若しくは航空機乗組員、事故の救助者若しくは航空機乗組員、事故の救助者若しくは報告若しくは資料の提出を止め、又はその職員に、事故の現地に立ち入り、航空機その他の物を検査させることができる。
前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、日

理若しくは使用、航空機の使用、
航空業務、航空運送事業、航空機
使用事業、航空運送代理店業又は
航空運送取扱業に關し報告を求め
ることができる。

一 航空機又は裝備品の整備、改
造又は製造をする者

二 飛行場又は航空保安施設の設

二 本邦内から出発して本邦外に到達する航行

航空機は、航空局長官の許可を受けるければ、第一百二十九條 外国の国籍を有する各号に掲げる航行により運輸省会員

令で定めるところにより、第六條第一項の規定による耐空証明書、第十條第一項の規定による耐空証明、同條第二項の耐空証明書、第二十條第一

4
これを呈示しなければならない。
第二項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

四　航空運送事業又は航空機使用
事業を經營する者
五　前号に掲げる者以外の者で航
空機を使用するもの

官 報 (号 外)

第一項各号及び第二項の航空機は、
第一項各号に掲げる航行を行なう場合において航空局長官の要求があつたときは、運航なくその指定する飛行場に着陸しなければならぬ。
(外國航空機の国内使用)
第一百二十七條 外國、外國の公共団体若しくはこれに準ずるもの、外

第三百三十一條 第百二十七條但書の許可に係る航空機又は外国人国籍航空運送事業者が当該事業の用に供する航空機は、有償で本邦内の各地間において発着する旅客又は貨物の運送の用に供してはならない。但し、運輸大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

当該事業の用に供する航空機
第九章 雜則
(事故調査)

航空運送代理店業又は航空運送取扱業を經營する者は、事業を廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

3 第百三十二條第三項及び第四項の規定は、前項の場合に準用する。
(手数料の納付)
第一百三十五條 左の表の上欄に掲げる者(國を除く。)は、それぞれ、同表の下欄に掲げる金額の範囲内で政令で定める額の手数料を納めなければならない。

通管制闘において、航空機の操縦の練習又は航空機の試験のための飛行を行つた者（機長等の職務に関する罪）

十一 第五十九條の規定に違反して、着陸帶に立ち入つた者

第一百五十一條 機長がその職権を擅用して、航空機内にある者に対する義務のない事を行わせ、又は行うべき権利を妨害したときは、二年以下の懲役に処する。

第一百五十二条 機長が第七十五條の規定に違反して、自己の指揮する航空機を去つたときは、五年以下の懲役に処する。

第一百五十三条 機長が左の各号の一に該当するときは、五万円以下の罰金に処する。

一 第七十六條第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

二 第七十七條の規定に違反して、航空機を出発させ、又は飛行計画を変更したとき。

三 第八十四條第一項の規定に違反して、航空機を編隊で運航したとき。

四 第九十八条の規定による通知をせず、又は虚偽の通知をしたとき。

第五百五十四条 航空機乗組員が左の各号の一に該当するときは、五万円以下の罰金に処する。

一 第七十九條の規定に違反して、航空機を離陸させ、又は着陸させたとき。

二 第八十條から第八十三條まで の規定に違反して、航空機を運航したとき。

四 第八十五條の規定に違反して、航空機を編隊で運航したとき。

五 第九十一條の規定に違反して、曲技飛行を行つたとき。

六 第九十四條の規定による違反して、計器飛行を行つたとき。

七 第九十五条の規定に違反して、計器飛行状態において航空機を運航したとき。

八 第九十六條の規定による指示に従わないで、航空機を運航したとき。

九 第九十七條第一項の規定により承認を受けてしなければならない事項を承認を受けないでしたとき。

十 第九十七條第二項の規定に違反して、飛行計画に従わないで、航空機を運航したとき。

十一 第九十七條第三項の規定による聽取若しくは通報をせず、又は虚偽の通報をしたとき。

十二 第百二十六條第一項又は第二項の規定に違反して、許可を受けないで航空機を運航したとき。

十三 第百二十六條第四項の規定による着陸の要求に従わなかつたとき。

一 機長以外の航空機乗組員が前項各号の一に該当するときは、行為者を罰する外、機長に対しても同項の刑に処する。但し、機長以外の航空機乗組員の当該違反行為を防止するため、相当の注意及び監督が盡されたことの証明があつた

ときは、機長についてはこの限りでない。
(航空運送事業者等の業務に関する罪)
第一百五十五条 左の各号の一に該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。
一 第百條第一項、第二百二十一條第一項又は第二百三十三条第一項
二 第百三十三条第一項(第二百二十二條第一項又は第二百二十四條第一項において準用する場合を除む)の規定による免許を受けてしまければならない事項を免許を受けないでした者
三 第百十三條第二項(第二百二十二条第一項において準用する場合を除む)の規定に違反して、その主義を他人に利用させた者
四 第百二十九條の規定により許可を受けしなければならない事項を許可を受けないでした者
五 第百三十條の規定に違反して、同條の航空機を運送の用に供した者

者、不定期航空運送事業者又は空機使用事業者が、左の各号のに該当するときは、五万円以下罰金に処する。

一 第百四條第一項（第二百二十條第一項において準用する場合を含む。）に規定する運航規程は整備規程によらないで、航機を運航し、又は整備したとき。

二 第百五條第一項（第二百二十條第一項において準用する場合を含む。）に規定する運航規程は整備規程によらないで、航機を運航し、又は整備したとき。

三 第百六條第一項（第二百二十條第一項において準用する場合を含む。）に規定する運送約款によらないで、運賃又は料金を收取したとき。

四 第百八條第二項又は第二百十條（第二百二十二條第一項又は第二百二十四條第一項において準用する場合を含む。）の規定による認可を受けないで、運送契約を締結したとき。

五 第百九條第一項（第二百二十條第一項又は第二百二十四條第一項において準用する場合を含む。）の規定による認可を受けないで、事業計画を変更したとき。

六 第百十條第一項（第二百二十條第一項において準用する場合を含む。）の規定による認可を受けないで、運輸に関する協定としたとき。

七 第百十七條第一項（第二百二十條第一項において準用する

合を含む)の規定に違反して、
許可を受けないで事業を休止し、
たとき。
八 第百十九條(第一百二十二条第一項又は第二項による停止の命令に違反したとき)
第一百一十九條(左の各号の一に該当する者は、三五円以下の罰金に処する。)
第一項又は第二項又は第三項による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者。
二 第百三十二條第二項又は第三百三十四條第三項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者。
三 第百三十二條第二項の規定による資料の提出の求めに応じしなかつた者。
四 第百三十四條第二項の規定による質問に対して虚偽の陳述をした者。
(両罰規定)
第五十九條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第一百四十四條から第百四十八條まで、第一百五十條及び第一百五十五條から前條までの違反行為をしたときは、行為者を罰する。その法人又は人は人に對しても各本條の罰金刑を科する。但し、法人又は人の代理人、使用人その他の従業者の当該違反行為を防止するため当該業務に対し相当

の注意及び監督が盡されたこととの証明があつたときは、その法人又は人についてはこの限りでない。

(過料) 第百六十條 左の各号の一に該當する者は、五万円以下の過料に処する。

第一百七條の規定による掲示をせず、又は虚偽の掲示をした者

二 第百十八條(第百二十二條第二項に一項又は第二百二十四條第一項において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚

偽の届出をした者

第三百一十一條 左の各号の一に該当する者は、三万円以下の過料に処する。

一 第七條第一項、第五十五條第四項又は第三百三十三條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第五十四條第二項の規定によ

る届出若しくは公表をせず、又は虚偽の届出若しくは公表をし

た者

第三百六十二條 第九條、第二十一條又は第三十六條の規定による命令の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

(附 則) (施行期日) 1 この法律は、公布の日から施行する。但し、附則第十四項の規定は、昭和二十七年四月一日から適用する。(経過規定)

2 国内航空運送事業令(昭和二十五年政令第三百二十七号。以下「旧令」といふ)は、同令附則第二項但書の規定を除き、廃止する。

但し、この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用について

は、旧令は、この法律の施行後もなお効力を有する。

二 第一條の規定にかかる限りでは、百條第一項の規定にかかる限りでは、次項の者が運航する航空機により旧令の免許に係る事業計画に従い、他人の需要に応じ有償で旅客又は貨物を運送する事業を經營することがで

きる。

三 この法律の施行の際現に旧令第一條の三第一項の許可を受けて国内航空運送事業の実施のため必要な航空機の運航をしている者は、

四 第百二十三條第一項の規定にかかわらず、前項の政令で定める日ま

では、同項の者のために旧令の許可に係る事業計画に従い、有償で旅客又は貨物の運送以外の行為の

請負を行なう事業を經營することができる。

5 旧令第二條の四から第八條まで、第十條及び第十一條の規定並びにこれらの規定の違反行為に係る罰則の規定は、前項に掲げる者について、なお効力を有する。

6 第四項の者の使用する航空機とみなす。

7 前項の航空機及びその航空機の航空機乗組員は、第三百三十條の規定の適用については、第二百一十七条但書の許可及び第三百三十條但書の許可を受けて使用する航空

機乗組員とみなす。

8 外国人の国際航空運送事業に関する政令(昭和二十六年政令第三百三十三号)は、廃止する。但し、

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、同令は、この法律の施行後もなお効力を有する。

9 この法律の施行の際現に前項の政令第三條第一項の免許を受けた國際航空運送事業を営んでいる者(同令附則第四項の規定により免許を受けた者とみなされた者を含む。)のうち、日本国との平和條約第二十五条の連合国の法人その他

の団体はこの法律の施行後四年間、連合国以外の国の法人その他

の団体はこの法律の施行後一年間、第百二十九條の許可を受けた者とみなす。但し、日本国と該該国との間に第百二十六條第一項各号に掲げる航行により行なう航空運送事業に関し、協定が締結された場合において、その協定の効力発生の時以後については、この限りでない。

10 航空局長官は、この法律の施行の際現に存する飛行場でその時に於て航空局長官の設置するものについてその名称、位置、設備の概要その他の運輸省令で定める事項

をこの法律の施行後、遅滞なく告示しなければならない。この法律の施行後六箇月以内に航空局長官の設置する飛行場についても同様

四十九條」とあるのは、「附則第十項」と読み替えるものとする。

(他の法令の改廃) 12 登録税法(明治二十九年法律第二十七号)の一部を次のよう改正する。

第十四条の二の次に次の一條を加える。

第十四条の三 航空機ノ登録ヲ受クルトキハ左ノ區別ニ從ヒ登録税ヲ納ムヘシ

一 新規登録 每一噸 一千円

二 登録ノ変更 航空機每一箇 金三百円

三 登録ノ抹消 航空機每一箇 金五十円

但シ一噸未満ノ端数ハ一噸トシテ計算ス

13 事業者団体法(昭和二十三年法律第二百九十一号)の一部を次のよう改正する。

第七條第六号の次に次の二号を加える。

14 行政機関職員定員法(昭和二十四年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第一條第一項の表の運輸省の項目中「航空局」、「二、二〇九人」を「航空計空」、「二八、一三〇人」に改める。

15 運輸省設置法の一部を次のよう改正する。

第四條第一項中第五十三号を第六十一号とし、第五十二号の二から第五十二号の四までを次のよう改める。

第六條第一項第八号の二の次に三号の三とし、第三号の次に次の二号を加える。

三の二 定期航空運送事業における運賃及び料金の認可又は

変更の命令

第六條第一項第八号の二の次に次の二号を加える。

八の三 定期航空運送事業の免許若しくはその取消又は事業の停止

五十三 航空機の登録をすること。

五十四 航空機及びその装備品の證明及び検査すること。

五十五 航空従事者に關する證明及び航空機乗組員免許をすること。

五十六 航空機の操縦の練習の許可をすること。

五十七 航空路を指定すること。

第四條第一項第五十五号の次に五号を加える。

第十四条の二の次に五号を加える。

五十八 飛行場及び航空保安施設の設置及び管理を行い、並びにこれらを行う者に対し、

許可し、及び必要な命令を下すこと。

五十九 航空交通管制区及び航空交通管制権を指定し、並びに航空機の航行について許可し、承認し、及び指示を與えること。

六十 航空運送事業及び航空機使用事業を免許し、又は許可し、並びにこれらの事業の業務に關し、許可し、認可し、その他必要な命令をすること。

第六條第一項中第三号の二を第三号の三とし、第三号の次に次の二号を加える。

三の二 定期航空運送事業における運賃及び料金の認可又は

変更の命令

第六條第一項第八号の二の次に三号の三とし、第三号の次に次の二号を加える。

三の二 定期航空運送事業の免

許若しくはその取消又は事業の停止

第六條第一項中第十一号の四を削り、第十一号の三を第十一号の四に、第十一号の二を第十一号の三に改め、第十一号の次に次の二号を加える。

十一の二 定期航空運送事業における法人の合併又は事業の譲渡及び譲受の認可 第三十九条第一項中鉄道建設審議会の項の次に次の二項を加える。航空大臣の諸間に応じて審議會—航空に関する重要な事項を調査審議すること。

第五十九条の二第一項を次のよう改める。

第五十九条の四中第一号から第八号までを次のよう改める。

一 航空機の登録に関すること。
二 航空機の安全性に関すること。

三 航空機及びその装備品の修理及び改造(航空運送事業者又は航空機使用事業者の行う自家修理及びこれに準ずるものに限る)に関すること。

四 航空機及びその装備品の流通及び消費の増進、改善及び調整に関すること。

五 航空従事者に関する証明及び航空機乗組員免許に関すること。

六 航空機の操縦の練習の許可に関すること。

七 航空従事者の教育及び養成に関すること。

八 航空路の指定に関すること。
九 航空路の調査及び航空路誌の編集に関すること。
十 飛行場及び航空保安施設の設置及び管理並びにこれらに関する許可その他の行為に関すること。

十一 飛行場及び航空保安施設の改善のための調査及び研究に関すること。

十二 航空交通の安全に関すること。

十三 航空運送事業及び航空機使用事業に関する免許、許可又は認可に関すること。

十四 前号に掲げる事業の運賃及び料金に関すること。
十五 航空機の事故調査に関すること。

十六 航空庁の所掌に係る事務に関する事業の発達、改善及び調整に関すること。

十七 航空機の出入国等に関する政令(昭和二十七年政令第六十五号)による飛行場又は、廃止する。但し、この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、同令は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

十八 土地收用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のよう改正する。

第十三条第十二号を次のよう改める。

第十六条 土地收用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のよう改正する。

第十七条 航空機の出入国等に関する政令(昭和二十七年法律第二百十九号)による飛行場又は、廃止する。但し、この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、同令は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

種類	目的
航空保安施設及び管理に関する業務	飛行場及び航空保安施設の設置及び管理に関する業務
航空無線識別施設及び航空無線通信施設の管理に関する業務	飛行場及び航空保安施設の設置及び管理に関する業務
航空機の操縦	飛行場及び航空保安施設の設置及び管理に関する業務

17 航空機の操縦(昭和二十七年法律第二百十九号)による飛行場又は、廃止する。但し、この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、同令は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

18 土地收用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のよう改正する。

第十三条第十二号を次のよう改める。

第十六条 土地收用法(昭和二十六年法律第二百十九号)の一部を次のよう改正する。

第十七条 航空機の出入国等に関する政令(昭和二十七年法律第二百十九号)による飛行場又は、廃止する。但し、この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、同令は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

資格	業務範囲
定期運送用操縦士	航空機に乗り組んで左に掲げる行為を行ふこと。 一 上級事業用操縦士の資格を有する者が行うことができる行為 二 航空運送事業の用に供する航空機の操縦を行うこと。
上級事業用操縦士	航空機に乗り組んで左に掲げる行為を行ふこと。 一 事業用操縦士の資格を有する者が行うことができる行為 二 不定期航空運送事業の用に供する最大離陸重量二万三千六百五十キログラム以下の航空機の操縦を行うこと。
事業用操縦士	航空機に乗り組んで左に掲げる行為を行ふこと。 一 自家用操縦士の資格を有する者が行うことができる行為 二 報酬を受けて、無償の運航を行う航空機の操縦を行うこと。 三 航空機使用事業の用に供する航空機の操縦を行うこと。
一等航空通話士	航空機に乗り組んで天測による以外の方法で航空機の位置及び針路の測定並びに航法上の資料の算出を行うこと(航法上、地上物標又は航空保安施設の利用が完全でない飛行区間が三百キロメートルをこえる航空機に乗り組んで行う場合を除く)。
一等航空機関士	航空機に乗り組んで電波法第四十一条に規定する第一級無線通信士の資格を有する無線従事者の行うことのできる無線設備の操作を行うこと。

<p>二等航空通信士</p> <p>航空機に乗り組んで電波法第四十條に規定する第二級無線通信士の資格を有する無線従事者の行うことのできる無線設備の操作を行ふこと。</p>
<p>三等航空通信士</p> <p>整備（運輸省令で定める範囲の大修理を除く。）をした航空機について第十九條に規定する確認の行為を行ふこと。</p>
<p>一等航空整備士</p> <p>整備（運輸省令で定める範囲の大修理を除く。）をした航空機について第十九條に規定する確認の行為を行ふこと。</p>
<p>二等航空整備士</p> <p>航空機に乗り組んで電波法第四十條に規定する第二級無線通信士の資格を有する無線従事者の行うことのできる無線設備の操作を行ふこと。</p>
<p>三等航空整備士</p> <p>整備（運輸省令で定める範囲の大修理を除く。）をした最大離陸重量二千五百キログラム以下の航空機について第十九條に規定する確認の行為を行ふこと。</p>

官 報 (号 外)

要性の面よりするときは二分の一まで引上げたいとの意見が述べられましたのでありまするが、委員会におきましては、この点に関し慎重審議の結果、独立後における航空事業発足の際でもあるので、今後の推移を見守つて必要あらば所要の措置をとることとしたいたいという結論に達したのであります。

より、本法案は独立後における航空安全を確保するため、航空機の検査が適切に行われるよう、運輸、通産両当局が虚心坦懐に努力をいたすことを要望する。なお又二委員より、本法案は、航空事故については事故原因の調査手続の規定があるにとどまるが、航空審判のごとき制度を考慮すると同時に、救助を速かならしめるため救助体制の確立を要望するとの発言があつたのであります。更に又一委員より、次のごとき決議を付せらるるよう要望するとの趣旨の賛成意見がそれべく述べられましたのであります。次にその決議案を申上げます。

航空機は最も高度の安全性が要求される交通機関である。従つて航空機の安全性を確保するためには、法律的にも行政的にも安全検査の責任が明確にされなければならない。

ある一元的行政措置を講じ、以て責任の紛糾を未然に防がれんことを要望する。

右決議する。

次に、採決に入りましたところ、本法案は原案通り可決すべきものと多数を以て決定いたしました次第であります。

いたしましたところ、これ又多数を以て可決されましたのであります。次に、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基く行政協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律案につきまして御報告申上げます。

まして、日本に駐留する合衆国軍隊が使用いたしまする飛行場及び航空保安施設、並びに、合衆国によつて、合衆国のために、又は合衆国の管理の下に、公の目的で運航される航空機及びその乗組員につきまして、航空法の特例を設けようとするものであります。

○議長（佐藤尚武君）両案に対し討論の通告がござります。発言を許します。
す。小酒井義男君。
〔小酒井義男君登壇、拍手〕
○小酒井義男君 私は社会党第四提案を代表いたしまして、只今議題となつております航空法に賛成をし、同時に、上程をされておりますところの行政協定に基く航空法の特例に関する法律案に反対をいたします。
御承知のように、敗戦以来七年間、

我が国においては、航空機を所持することも、日本人による航空機の操縦も許されなかつたのであります。が、この

たび、これが我が国の民間の航空事業を自由的に行うことのできる機会を得

るに当たりまして、これに必要な法律を制定することは、これは当然必要なことでありますし、更に将来の民間航空機の発達を我々は希求しますがゆえに、この法案に含まれてあるところの課題を

が十分実行の上に移されて行くことの期待をするものであります。併しながら、去る七月の一日にわざか羽田空港が我が國の管理に移されたのみでありまして、その他の飛行場はまだこれが我が国におけるところの自主的な管理を行ふに至つております。

で、政府としても民間航空に必要なところの飛行場の我が国の自主的な管理が行えるような措置をとるべきであるということを要求しておきたいと申します。同時に、この民間航空の名によつて、若し軍備のための空軍の再建を意図するというようなことがありますなれば、これは我々は憲法の建前からも決して見逃すことのできない問題でありますので、これらのことが将来行われる危険性があるときには、飽くまでも決して見逃すことのできない問題であります。

までも「これを阻止するための反対」を擡げて行くという態度を明らかにいたたてておいて、航空法に対する賛成の意図を表明するものであります。

統一して、上程をされておりますところの日本国とアメリカ合衆国との間の間の安全保障條約に基く行政協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律案に對する反対の意見を述べたいと思ひます。

をいたします趣旨は、この法案の中に
おいて航空の安全性を確保するに必要
な国際民間航空條約に規定されている

ところの條件を備えているものでありますから、私は航空法のそうちた趣旨

を活かして行く上において、この特例を認めるということになつたのでは、折角我々が賛意を表したいところの統空法が、実質的な意味をなさなくなるからであります。御承知のように、本

国会において、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約に基く行政協定に關係するところの法案がたくさん出ております。私はここにその法案を挙えておりますが、国有財産の管理に関する法律、関税法等の臨時特例に関する法律、所得稅法等の臨時特例

に関する法律、地方税法の臨時特例に関する法律、國稅犯則取締法等の臨時特例に関する法律、道路運送法等の特例に関する法律、たゞこ専充法等の臨時特例に関する法律、郵便法の特例に関する法律、電信電話料金法等の特例に関する法律、電波法の特例に関する法律、土地等の使用等に関する特別措置法の法律、行政協定に伴う刑事特別法、行政協定に伴う民事特別法、行政協定の実施に伴う水先法の特例、国家公務員

員法等の一部を改正する法律 更に日本
今までで可決をせられましたところの
水面を使用させるための漁船の操業制
限等に関する法律、それと現在上程し
ておりますところの航空法の特例に
関する法律と、この十七の法律案は、
これは我が国の経済に、国民生活に如
何に大きな制約を加えるかということ
は、それらの法案審議の際に各委員会
が十分討議をされたものと信じます。

私はこの航空法の制定によつて、我が國民は、海上からと陸上においてと、更に空からの三つの方向から、多くの

経済的な制約と、行動の上におけると
ころの制約とを受け、このために幾多

の不利益な條件がかけられて来るといふことを見逃すことができないと想います。吉田内閣によつて行はれて来ておりまことに、この行政協定に坐らるところの屈辱的な我々に與えられない

ところの條件といふものは、我が國の歴史の上に私は試したことのできない遺点を印するものであるとしてこれを補調しなければならないと信じております。

かかる理由の下に、我々は、航空法の特例を許すことによって、航空

に定められているところの安全を維持するための必要な条件が、これが阻害するための条件が、これが阻害せられ 国民が更に空からの暗い蔭の下に不安と危険の下にさらされなければならないということに対し、強い政府の反省を求めて、反対の討論とする次第であります。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) これにて討論の通告者の発言は終了いたしました。討論は終局したものと認めます。

これより両案の採決をいたします。

○議長(佐藤尚武君) 次に、日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障條約をに基く行政協定の実施に伴う航空法の特例に関する法律案全部を問題に供し、まず航空法案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

— 10 —

るため、これらの土地について第三條第一項本文に掲げる権利を設定し、又は移転する場合には、省令で定めるところにより、当事者が都道府県知事の許可（これらの権利を取得する者が同一の事業の目的に供するため五千坪をこえる農地について権利を取得する場合には、農林大臣の許可）を受けなければならぬ。但し、左の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

一 これら権利を取得する者が

國又は都道府県である場合

二 土地收用法その他の法律によつて農地若しくは採草放牧地又はこれらに關する権利が收用され、又は使用される場合

三 その他省令で定める場合

^{第三條第三項及び第四項〇}の規定は、前項の場合に準用する。

第二節 小作地等の所有の制限

（所有できない小作地及び小作採草放牧地）

第六條 国以外の者は、何人も左に掲げる小作地又は小作採草放牧地

一 その所有者の住所のある市町村の区域（採草放牧地にあつては、これに隣接する市町村の区域を含む。以下この節で同様とする。）の外にある小作地又は小作採草放牧地

二 その所有者の住所のある市町村の区域内にある小作地又は小作採草放牧地でその住所のある都道府県について別表で定める面積（都道府県知事が農林大

所有者又はその世帯員でない者が

平穡に且つ公然と耕作又は養畜の事業に供しているものは、小作地又は小作採草放牧地とみなす。

6 第一條の規定の適用については、次條第一項第五号及び第六号に掲げる小作地又は小作採草放牧地の面積は、その所有者の所有面積に算入しない。

第七條 左の各号の一に該当する小作地又は小作採草放牧地は、前條第一項の規定にかかるらず、所有することができる。

（所有制限の例外）

第七條 左の各号の一に該当する小作地又は小作採草放牧地は、前條第一項の規定にかかるらず、所有することができる。

（第七條第一項第五号の規定による公示及び通知）

2 前項第一号、第三号及び第五号の指定は、有効期間を限り、又はその他の條件をつけてすることができる。

3 第一項の規定の適用については、小作地又は小作採草放牧地の所有者で第二條第六項に掲げる事由により、一時その住所がその所有する小作地又は小作採草放牧地のある市町村の区域内にないもの

は、自作農又はその世帯員であつた者で第二條第六項に掲げる事由以外の事由によりその住所がその所有する農地のある市町村の区域内になくなり、その者の配偶者又はその者と住居及び生計を一にして、且つ、その農地の所有者がその農地の区域に住んでいた二親等内の血族がその農地について引き続き耕作をしてい

て、且つ、その農地の所有者がそ

の農地として耕作、採草又は家畜の放牧をすることができないな

つたため、小作地又は小作採草放牧地として貸し付けられていい

る土地であつて、自作農であつた者又はその世帯員が耕作、採

草又は家畜の放牧をすることができるようになれば直ちにこれ

をすると市町村農業委員会が認めたもの

五 新開墾地、焼畑、切替畠等収穫の著しく不定な小作地で、省令で定める手続に従い、都道府

六 第二十六條から第三十一條までの規定による利用権の設定に従つた土地

七 その他省令で定める小作地又は小作採草放牧地

（八）新開墾地、焼畑、切替畠等収穫の著しく不定な小作地で、省令で定める手続に従い、都道府

（九）新開墾地、焼畑、切替畠等収穫の著しく不定な小作地で、省令で定める手續に従い、都道府

（十）新開墾地、焼畑、切替畠等収穫の著しく不定な小作地で、省令で定める手續に従い、都道府

（十一）新開墾地、焼畑、切替畠等収穫の著しく不定な小作地で、省令で定める手續に従い、都道府

（十二）新開墾地、焼畑、切替畠等収穫の著しく不定な小作地で、省令で定める手續に従い、都道府

（十三）新開墾地、焼畑、切替畠等収穫の著しく不定な小作地で、省令で定める手續に従い、都道府

（十四）新開墾地、焼畑、切替畠等収穫の著しく不定な小作地で、省令で定める手續に従い、都道府

（十五）新開墾地、焼畑、切替畠等収穫の著しく不定な小作地で、省令で定める手續に従い、都道府

（十六）新開墾地、焼畑、切替畠等収穫の著しく不定な小作地で、省令で定める手續に従い、都道府

（十七）新開墾地、焼畑、切替畠等収穫の著しく不定な小作地で、省令で定める手續に従い、都道府

（十八）新開墾地、焼畑、切替畠等収穫の著しく不定な小作地で、省令で定める手續に従い、都道府

（十九）新開墾地、焼畑、切替畠等収穫の著しく不定な小作地で、省令で定める手續に従い、都道府

（二十）新開墾地、焼畑、切替畠等収穫の著しく不定な小作地で、省令で定める手續に従い、都道府

（二十一）新開墾地、焼畑、切替畠等収穫の著しく不定な小作地で、省令で定める手續に従い、都道府

（二十二）新開墾地、焼畑、切替畠等収穫の著しく不定な小作地で、省令で定める手續に従い、都道府

（二十三）新開墾地、焼畑、切替畠等収穫の著しく不定な小作地で、省令で定める手續に従い、都道府

（二十四）新開墾地、焼畑、切替畠等収穫の著しく不定な小作地で、省令で定める手續に従い、都道府

（二十五）新開墾地、焼畑、切替畠等収穫の著しく不定な小作地で、省令で定める手續に従い、都道府

（二十六）新開墾地、焼畑、切替畠等収穫の著しく不定な小作地で、省令で定める手續に従い、都道府

（二十七）新開墾地、焼畑、切替畠等収穫の著しく不定な小作地で、省令で定める手續に従い、都道府

（二十八）新開墾地、焼畑、切替畠等収穫の著しく不定な小作地で、省令で定める手續に従い、都道府

（二十九）新開墾地、焼畑、切替畠等収穫の著しく不定な小作地で、省令で定める手續に従い、都道府

（三十）新開墾地、焼畑、切替畠等収穫の著しく不定な小作地で、省令で定める手續に従い、都道府

（三十一）新開墾地、焼畑、切替畠等収穫の著しく不定な小作地で、省令で定める手續に従い、都道府

第三十條 市町村農業委員会は、裁定をしたときは、逕轍なく、省令で定める手続に従い、その旨をその裁定の申請者及び第二十八條第一項の通知をした者に通知する」とともに、これを公示しなければならない。第八十五條第一項第三号の規定による訴願に対する裁決によつて裁定の内容が変更されたときもまた同様とする。

2 利用権を設定すべき旨の裁定について前項の公示があつたときは、その裁定の定めるところにより、当事者間に協議がととのつたものとみなす。

3 民法第二百七十二条但書（永小作権の譲渡又は賃貸の禁止）及び第六百十二條（質権の譲渡又は転貸の禁止）の規定は、前項の場合には、適用しない。

（市町村等の利用権設定）
第三十一條 第二十六條から前條までの規定は、市町村又は農業協同組合が耕作の事業を行う者のために第二十六條第一項に掲げる事項を目的とする土地又は立木の利用権を取得する必要があると認めた場合に準用する。

第三十二條 耕作の事業を行ふ者が

第二十六條第一項に掲げる事項を行ふことを目的とする有償の契約については、第十八條から第二十条まで及び第二十五条の規定を適用する。

第四節 競売及び公売の特例
（競売の特例）
第三十三條 民事訴訟法（明治二十年法律第二十九号）又は競売法

（明治三十一年法律第十五号）による競売手続の開始決定のあつた農地又は採草放牧地について、競売地又は採草放牧地に付された農地又は採草地を含む。において許すべき競売価額の申出がないときは、その競売を申し立てた者は、省令で定める手続に従い、農林大臣に対し、國がその土地を買取るべき旨を申し出ることができる。

2 農林大臣は、前項の申出があつたときは、左に掲げる場合を除いて、次の競売期日、再競売期日又は入札期日までに、裁判所に付し、その土地を第十二條第一項の政令で定めるところにより算出された額で買取る旨を申し入れなければならぬ。

（市町村農業委員会への通知）

第一 最低競売価額又は最低入札価額が第十二條第一項の政令で定めるところにより算出した額を一額で買取る旨を申し入れなければならぬ。

（市町村農業委員会への通知）
第三十五條 農林大臣は、第三十三条又は前條の規定により國が農地又は採草放牧地を取得したときは、國は、市町村農業委員会に対し、その旨を通知しなければならない。

（第五節 国からの売渡（農地、採草放牧地等の売渡の相手方））
第三十六條 國は、第九條第一項若しくは第二項若しくは第十五條第一項の規定により買取し、又は第十六條第一項の規定に基づく申出により買取した農地及び採草放牧地、所管換又は所管替を受けて第十七條第一項の政令で定めるところにより算出した額とする。

（公売の特例）
第三十四條 国税徴収法（明治三十年法律第二十一号）による滞納処

分（その他の法令により同法の滞納処分の例による場合を含む。）に

より公売に付された農地又は採草放牧地について買受人がない場合

に、滯納処分を行ふ行政庁が、省令で定める手続に従い、農林大臣

に対し、國がその土地を第十二條

第一項の政令で定めるところによ

り算出した額で買取るべき旨の申出をしたときは、農林大臣は、

前條第二項第二号及び第三号に掲

げる場合を除いて、その行政庁に

対し、その土地を買取る旨を申

し入れなければならない。

2 前項の申入があつたときは、國

は、公売により買受人となつたも

のとみなす。

（市町村農業委員会の関係書類の提出）

第一 その土地が小作地又は小作採

地放牧地（次号に掲げるものを

除く。）である場合には、その土

地につき現に耕作又は養畜の事

業を行つてゐる者（耕作又は養

畜の事業を行つてゐた者又は

その世帯員の死亡又は第二條第

六項に掲げる事由によつて耕作

又は養畜の事業を行うことがで

きなくなつたため、その土地を

貸し付けている場合において、

その貸主が耕作又は養畜の事業

を行ふことができるようになれ

ば直ちにその事業を行ふと市町

村農業委員会が認めた場合にあ

つてはその貸主で自作農とし

て農業に精進する見込があるも

のと認められたもの

二 その土地が共同利用すること

が適当な採草放牧地である場合

には、地方公共団体又は農業協

同組合

三 前二号以外の場合には、自作

農地として農業に精進する見込がある者で市町村農業委員会が適

度す。但し、第八十條の規定により売り拂い、又は所管換若しくは所管替をする場合は、この限りではない。

一 その土地が小作地又は小作採

地放牧地（次号に掲げるものを

除く。）である場合には、その土

地につき現に耕作又は養畜の事

業を行つてゐる者（耕作又は養

畜の事業を行つてゐた者又は

その世帯員の死亡又は第二條第

六項に掲げる事由によつて耕作

又は養畜の事業を行うことがで

きなくなつたため、その土地を

貸し付けている場合において、

その貸主が耕作又は養畜の事業

を行ふことができるようになれ

ば直ちにその事業を行ふと市町

村農業委員会が認めた場合にあ

つてはその貸主で自作農とし

て農業に精進する見込があるも

のと認められたもの

二 売り渡すべき農地又は採草放

牧地の所在、地番、地目及び面積

一 売り渡しの相手方の氏名又は名称

及び住所

（買受の申込）

第三十九條 前條第一項の農地又は

採草放牧地を買取る旨を申込書を

提出したときは、これに基き、

市町村農業委員会に提出しなけれ

ばならない。

（市町村農業委員会の関係書類の提出）

第一 その土地が小作地又は小作採

地放牧地（次号に掲げるものを

除く。）である場合には、その土

地につき現に耕作又は養畜の事

業を行つてゐる者（耕作又は養

畜の事業を行つてゐた者又は

その世帯員の死亡又は第二條第

六項に掲げる事由によつて耕作

又は養畜の事業を行うことがで

一 前條第一号から第三号までに掲げる事項
二 売渡の期日
三 対価
四 対価の支拂の方法
五 その他必要な事項

第一項(第十四條第二項で準用する場合を含む)の政令で定めるところにより算出した額とする。

第二項(第十一條第三項の規定は、第一項の場合に準用する。)

(効果)

第四十條 前條の規定による売渡通知書の交付があったときは、その通知書に記載された売渡の期日に、その農地若しくは探草放牧地の所有権又は附帯施設である土地、立木若しくは工作物の所有権若しくは水の使用に関する権利は、その売渡の相手方に移転する。

(対価の支拂)

第四十一條 第三十六條の規定により売り渡した農地、探草放牧地及び附帯施設の対価の支拂は、支拂期間三十年(据置期間を含む)以内、年利五分五厘の均等年賦支拂とし、又は滞納者の居住地若しくは財産所在地の属する市町村に対してもその処分を請求することができる。

第五条 第三十六條の規定により市町村に對して処分を請求したときは、市町村は、市町村税の例によつてこれを処分する。この場合には、国は、徵收金額の百分の四をその市町村に交付しなければならない。

第六条 第四十一條の対価及び第二項の延滞金の先取特權の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

第七条 第一号又は第三号に該当する土地は、傾斜、土性その他の條件が政令で定める基準に適合し、その農地、探草放牧地又は附帯施設を買入する者の申出があつたときは、その対価の全部又は一部につき一時支拂の方法によるものとする。

第八条 市町村が避けられない災害によつて前項の規定による徵收金を失

中「延滞加算税額」とあるのは、

とろにより、その責任を免除することができる。

(督促、滞納処分等)

第四十三條 第三十六条の規定による売渡を受けた者がその指定された期日までにその対価を支拂わなかつたときは、國は、督促状により、期限を指定してその支拂を督促しなければならない。

第二項の督促状で指定された期限までに對価の支拂がないときは、その期限満了日の翌日から対価の支拂の日までの日数に応じ、滞納額百円につき一日四錢の割合を乗じて計算した金額を延滞金として徴収する。

第三項の対価及び前項の延滞金は、國税滞納処分の例により処分して徴収する。

第一項の対価及び前項の延滞金は、國税滞納処分の例により処分して徴収する。

第三項の対価及び前項の延滞金は、國税滞納処分の例により処分して徴収する。

第一項の対価及び前項の延滞金は、國税滞納処分の例により処分して徴収する。

(國に対する買收の申出)

第四十五條 市町村農業委員会又は農業協同組合は、都道府県知事に對し、前條第一項各号に掲げる土地、立木、工作物又は権利(以下「土地等」という。)を國が買收すべき旨を申し出ることができる。

第三章 未墾地等の買收及び売渡

第一節 買收

第四十四條 國は、自作農を創設し、又は自作農の經營を安定させることの必要があるときは、第四十六條 都道府県知事は、第四

六條から第五十四條までの規定に従い、左に掲げるものを買收することができる。

第一開発して農地とすることが適当な土地及びその土地について耕作の事業を行ふべき自作農が

又は、又は滞納者の居住地若しくは財産所在地の属する市町村に對してその処分を請求することができ

る。

第一開発して農地とすることが適

当な土地及びその土地について耕作の事業を行ふべき自作農が

又は、又は滞納者の居住地若しくは財産所在地の属する市町村に對してその処分を請求することができ

る。

二 土地の利用予定の概要

都道府県開拓審議会は、前項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、その土地等の所有者にその旨を通知しなければならない。

市町村農業委員会は、前項の規定による通知ができないときは、通知の内容を記載した書類を維持する。

市町村農業委員会は、前項の規定による通知を受けたときは、遅滞なく、その土地等の所有者にその旨を通知しなければならない。

(土地の形質の変更等の制限)

第四十九條 前條第一項の規定によると公示があつたときは、その公示に係る土地の形質を変更し、又はその公示に係る立木若しくは工作物を收去し、若しくは損壊してはならない。但し、その公示の日から起算して三箇月を経過した場合及び省令で定める場合は、この限りでない。

(買収令書の交付及び縦覽)

第五十条 都道府県知事は、第四十一条第四項の期間が満了したとき(その期間内に同項の規定による意見書の提出があつた場合には、同様第五項の規定による詔問に対する回答書を作成し、これをその土地等の所有者に、その謄本を市町村農業委員会に交付しなければならない。

一 土地等の所有者の氏名又は名稱及び住所

二 土地についてのその所在、地番、地目及び面積、立木についての種類及び所在の場所、権利についてはその種類及び内容

三 買収の期日

四 対価

五 対価の支拂の方法(次條第二項の規定により対価を供託する場合には、その旨)

六 その他必要な事項

(より買収令書を作成する場合において、買収すべき土地等の上に先

いて、買収すべき土地等の上に先

取特権、質権又は抵当権があると

きは、その権利を有する者に対

し、省令で定めるところにより、

対価の供託の要否を二十日以内に

都道府県知事に申し出るべき旨を

通知しなければならない。この場

合には、買収令書及びその謄本の

交付は、その期間経過後にしなけ

ればならない。

二 都道府県知事は、第一項の規定

による買収令書の交付をすること

ができるときは、その内容を公

示して交付に代えることができる。

三 都道府県知事は、第一項の規定

による買収令書の交付をすること

ができるときは、その内容を公

示して交付に代えることができる。

四 市町村農業委員会は、買収令書

の謄本の交付を受けたときは、遅滞なく、その旨を公示するとともに

前公示の日の翌日から起算

して二十日間、その事務所でこれを縦覽に供しなければならない。

(対価)

第五十一條 前條第一項第四号の対価は、政令で定めるところにより算出した額とする。

2 買収すべき土地等の上に先取特権、質権又は抵当権がある場合に付託しないでもよい旨の申出があつたときを除いて、國は、その対価を供託しなければならない。

3 國は、前項に規定する場合の

特権、質権又は抵当権を有する者

は、前條第二項若しくは第三項の規定により供託された対価に対し

てその権利を行なうことができる。

4 國が買収令書に記載された買収の期日までに對価の支拂又は供託をしないときは、その買収令書

5 第十三條第四項の規定は、第一項及び前項の場合に準用する。

(補償金の交付)

第六十二條 第一項の規定により外、左に掲げる場合にも対価を供託することができる。

一 対価の支拂を受けるべき者が受領を拒み、又は受領すること

ができない場合

二 対価の支拂を受けるべき者を確知することができない場合

三 差押又は仮差押により対価の支拂を受けた場合

(効果)

四 第五十二条 国が買収令書に記載された買収の期日までに對価の支拂をしたときは、その期日十四條第一項第一号若しくは第三号の土地の所有権、同項第四号の立木若しくは工作物の所有権又は同様第五号の権利は、國が取得し、同項第二号の権利は、消滅す

る。

2 前項の規定により國が第四十四條第一項第一号若しくは第三号の土地又は同項第四号の立木若しくは工作物の所有権を取得したときは、その土地、立木又は工作物に關する所有権以外の権利は、その時に消滅する。

3 前項の規定により消滅する先取特権、質権又は抵当権を有する者は、前條第二項若しくは第三項の規定により供託された対価に対し

てその権利を行なうことができる。

4 國が買収令書に記載された買収の期日までに對価の支拂又は供託をしないときは、その買収令書

3 第五十二条第一項の規定により

國が取得した土地が、その取得の時

に電気事業者が所有権、地上権、質権又は使用貸借による権利に基

づき電線路の施設の用に供してい

るものである場合には、その取得の時

に、その電気事業者のためにそ

の電線の支持物の用地でその電

線路の施設を目的として、その

土地を承役地とし、その電線路に

近接する発電所、変電所、開閉所

又は電線の支持物の用地でその電

線路の施設を目的として、その

利の消滅の時に有していた者に対し、政令で定めるところにより算出しだ額の補償金を交付する。

2 前項の規定による地役権の設定は、その登記がなくても、その手続は、省令で定める。

(電線路施設用地の特例)

第三十五条 第五十二条第一項の規定により國が取得した土地につき

その取得の時に公益事業令(昭和二十四年政令第三百四十三号)によ

る電気事業者又は同令附則第三

項の規定によりなお努力を有する

旧電気事業法(昭和六年法律第六

十一号)第三十條第二項の事業を

営む者(以下「電気事業者」と総称する)のために電線路の施設(電

線の支持物を除く。以下この條で

同様とする)を目的とする地役権

又は電線の支持物の設置を目的と

する)のために電線路の施設(電

線の支持物を除く。以下この條で

同様とする)を目的とする地役権

である工場財團、鉄道財團又は軌

道財團に属しているときは、その

地役権は、その抵当権の目的とな

るものをとする。

5 第二項の規定により地役権が設定された場合において、その設定の時にその要役地が抵当権の目的となる工場財團、鉄道財團又は軌道財團に属しているときは、その

地役権は、その抵当権の目的とな

るものをとする。

(不用物件の収去)

第六十六条 國は、第四十四条の規定により買収した土地又は工作物に

關する所有権以外の権利は、そ

の時に消滅する。

3 前項の規定により消滅する先取特権、質権又は抵当権を有する者

は、前條第二項若しくは第三項の規定により供託された対価に対し

てその権利を行なうことができる。

4 國が買収令書に記載された買収の期日までに對価の支拂又は供託をしないときは、その買収令書

2 第五十二条第一項の規定により

國が取得した土地が、その取得の時

に電気事業者が所有権、地上権、質

権又は使用貸借による権利に基

づき電線路の施設の用に供してい

るものである場合には、その取得の時

は、地役権の存続期間は、従前の権利の存続期間とする。

3 前項の地役権は、承役地の所有者が工作物の設置その他電線路の施設の妨げとなる行為をしないこ

とを内容とする。

3 第二項の規定による地役権の設定は、その登記がなくても、その手続

は、その登記がなくても、その手續

は、地役権の存続期間は、従前の権利の存続期間とする。

3 前項の地役権は、承役地の所有者が工作物の設置その他電線路の施設の妨げとなる行為をしないこ

とを内容とする。

3 第二項の規定による地役権の設定は、その登記がなくても、その手續

は、その登記がなくても、その手續

一四七九

昭和二十七年七月七日 参議院会議録第六十四号 農地法案外一件

- 4 第五十九條から第五十三條まで
の規定は、前項の規定による請求
があつた場合に適用する。この
場合において、第五十條第一項中
「第四十八條第四項の期間が満了
したとき（その期間内に同項の規定
による意見書の提出があつた場合
には、同條第五項の規定による請
問に対し都道府県開拓審議会から
國が買收することが適當である旨
の答申があつたときは）」とある
のは、「第五十五條第三項の規定に
よる請求があつたときは」と読み
替えるものとする。

- 者が適当である旨の答申があつた場合に準用する。この場合において、漁業権又は入漁権について、これらの規定中「買収」とあるのは、「権利消滅」と、「買收令書」とあるのは、「権利消滅通知書」と、対価とあるのは、「補償金」(第五十條第一項にあっては「補償金額」と読み得る)とあるのは、「補償金」(第五十條第一項第四号及び第五十一條第一項にあっては「補償金額」と読み得るものとする。

國が権利消滅通知書に記載された漁業権又は入漁権の消滅の期日までに補償金の支拂又は供託をしたときは、その期日に、その漁業権(その上にある先取特権及び抵當権を含む)又は入漁権は、消滅する。

前項の規定により消滅する先取特権又は抵當権を有する者は、第三項で準用する第五十一條第二項又は第三項の規定により供託された補償金に対してその権利を行うことができる。

國が買收令書に記載された公有水面の埋立をする権利の買收の期日までに対価の支拂又は供託をしたときは、その期日に、その権利は、國が取得する。

國が権利消滅通知書又は買收令書に記載された権利消滅の期日又は買收の期日までに補償金又は対価の支拂又は供託をしていないときは、その権利は、その権利消滅通知書又は買收令書は、効力を失う。

(使用)

第五十七條 第十三條第四項の規定は、第四項及び前二項の場合に準用する。

- 場合において、事務所、作業所、飯場、軌道等の用地として使用することが必要な土地又は井戸、土堤等の施設で他の土地又は施設をもつて代替することが著しく困難なもののがその附近にあるときは、これを使用することができる。
2 前項の規定により土地又は施設を使用するには、都道府県知事は、その適否について都道府県開拓審議会の意見を聞かなければならぬ。
3 第五十條第一項、第三項及び第四項並びに第五十一條第三項の規定は、前項の規定による諮問に対する回答とし土地又は施設を使用することが適当である旨の答申があつた場合に準用する。この場合において第五十條中「貰取令書」とあるのは、「使用令書」と、同條第一項中「貰取の期日」とあるのは「使用権の内容」、使用開始の期日及び使用期間」と読み替えるものとすらる。
4 使用の対価は、近傍類似の土地又は施設の地代、借賃等を考慮した相当額とする。
5 都道府県知事が第三項で准用する第五十條の規定により使用令書を交付したときは、その使用開始の期日、その土地又は施設の使用権を國が取得し、その土地又は施設に関する所有権その他の権利とは、その使用権の行使の妨げとなる範囲で使用の期間その行使を停止される。

- (被使用者の買収請求)
第五十九條 前條の規定による土地若しくは施設の使用が三年以上わたるときは又はその使用によつてその土地若しくは施設を從来用いた目的に供することが著しく困難となるときは、その土地又は施設の所有者は、省令で定める手続従い、国に対し、その買収を請求することができる。
第五十九條から第五十五條まで、規定は、前項の請求があつた場合に適用する。

- 定による意見書の提出がないときは、合には、同條第五項の規定による
諮詢に対し都道府県開拓審議会から國が買收することが適當である旨の答申があつたとき)は、その土地を買收することについて、農林大臣に対し、その承認を申請しなければならない。

5 第五十條から第五十五條までの規定は、前項の承認があつた場合に準用する。

五、公有水面埋立法(大正十年法)
律第五十七号)により農林大臣

が造成した埋立地。

(土地配分計画)

第六十二條 前條の規定による土地等の売渡は、土地配分計画に基いて行うものとする。

2 前項の土地配分計画は、政令で定めるところにより、農林大臣又は都道府県知事が地区ごとに作成する。

3 前項の規定により土地配分計画を作成した地区については、都道府県知事(政令で定める地区)によ

りては、農林大臣は、その所在、予定売渡口数及び予定売渡面積を公示しなければならない。

(買受予約申込書の提出)

第六十三條 前條第三項の規定によ

る公示があつた地区内の第六十一

條に掲げる土地等を買い受けよう

とする者は、省令で定める買受予

約申込書をその者の住所の所在地

を管轄する市町村長を経由して、

その土地等の属する地域を管轄す

る都道府県知事に提出しなければ

ならない。

2 前項の買受予約申込書は、前條

第三項の規定による公示の日から起算して三十日以内に前項の市町

村長に到達するように提出しなければならない。

(売渡予約書の交付)

第六十四條 都道府県知事は、前條の規定により買受予約申込書の提出なしした者で自作農として農業に精進する見込のあるもののうちから都道府県開拓審議会の意見を聞いて適当と認められる者を選定

し、その者に省令で定める売渡予約書を交付する。但し、その地区内で農業を営む者の生活上必要でなくことができる業務に従事する者又は農業協同組合、土地改良区若しくは市町村その他の地方公共団体から前條の規定により買受おいて、都道府県知事が都道府県開拓審議会の意見を聞いてその者に売り渡すことを相当と認めたときは、これらの者に対してても売渡

(買受の申込)

第六十五條 前條の規定による売渡予約書の交付を受けた者は、省令で定めるところにより、その土地等の属する市町村の区域に設置された市町村農業委員会に買受申込書を提出しなければならない。

(市町村農業委員会の関係書類の進達)

第六十六條 市町村農業委員会は、

前條の規定による買受申込書の提

出があつたときは、その者に売り渡すべき土地等を定め、左に掲げ

る事項を記載した書類を都道府県

知事に進呈しなければならない。

一 売渡の相手方の氏名又は名称

及び住所

二 売り渡すべき土地の面積及び

所在の場所並びに売り渡すべき

立木がある場合には、その樹種

及び数量

三 売渡の期日

四 対価

五 対価の支拂の方法

六 その他必要な事項

七 その他必要な事項

二 その他必要な事項

三 その他省令で定める事項

(賣渡通知書)

第六十七條 都道府県知事は、前條の規定により進達された書類に記載されたところに従い、左に掲げ

る事項を記載した売渡通知書を作成し、これを売渡の相手方に、その謄本をその市町村農業委員会に記載されたところに従い、左に掲げ

ることができると認められる場合は、この限りでない。

3 第四十三條 第一項の規定は、第一項の規定による使用の対価の徵収について適用する。

(代地の充渡)

第六十九條 第五十九條の規定により買収した土地(その土地の上にあり立木を含む)の同様に掲げる者やの売渡は、都道府県知事がその者に左に掲げる事項を記載した売渡通知書を交付して行う。

1 前條第一号及び第二号に掲げ

る事項

2 前條第一号及び第二号に掲げ

る事項

3 前條第一号及び第二号に掲げ

る事項

4 前條第一号及び第二号に掲げ

る事項

5 前條第一号及び第二号に掲げ

る事項

6 前條第一号及び第二号に掲げ

る事項

7 前條第一号及び第二号に掲げ

る事項

8 前條第一号及び第二号に掲げ

る事項

9 前條第一号及び第二号に掲げ

る事項

10 前條第一号及び第二号に掲げ

る事項

11 前條第一号及び第二号に掲げ

る事項

12 前條第一号及び第二号に掲げ

る事項

13 前條第一号及び第二号に掲げ

る事項

14 前條第一号及び第二号に掲げ

る事項

15 前條第一号及び第二号に掲げ

る事項

16 前條第一号及び第二号に掲げ

ることができると認められる場合又は、この限りでない。

2 前條の規定は、前項の規定による売渡について適用する。

(売渡後の検査)

第七十一條 都道府県知事は、第六十一条の規定により充渡した土地等につき第六十七條第一項第六号の時期到来後遅滞なく、その状況を検査しなければならない。

3 第二十二条 国は、第六十一條の規定により土地等の充渡を受けた者又はその一般承継人が左の各号の

一に該当した場合は、その土地等の

号の時期到来後遅滞なく、その状況を検査することができる。

第六十七條第一項第六号の時期到来後三年を経過したときは、この限りでない。

1 前條の規定による検査の結果

果、充渡して農地とすべき土地の開墾を完了していないことが

明らかとなつた場合

2 前條の規定による検査の結果

果、その土地等を充渡通知書に記載された用途に供していないことが

明らかとなつた場合

3 前條の規定による検査の結果

果、充渡通知書に記載された用途に供していなかった場合

4 前條の規定による検査の結果

果、充渡通知書に記載された用途に供していなかった場合

5 前條の規定による検査の結果

果、充渡通知書に記載された用途に供していなかった場合

6 前條の規定による検査の結果

果、充渡通知書に記載された用途に供していなかった場合

7 前條の規定による検査の結果

果、充渡通知書に記載された用途に供していなかった場合

8 前條の規定による検査の結果

果、充渡通知書に記載された用途に供していなかった場合

9 前條の規定による検査の結果

果、充渡通知書に記載された用途に供していなかった場合

10 前條の規定による検査の結果

果、充渡通知書に記載された用途に供していなかった場合

11 前條の規定による検査の結果

果、充渡通知書に記載された用途に供していなかった場合

12 前條の規定による検査の結果

果、充渡通知書に記載された用途に供していなかった場合

13 前條の規定による検査の結果

果、充渡通知書に記載された用途に供していなかった場合

番、地目及び面積、立木についてはその樹種、数量及び所在の場所、工作物についてはその種類及び所在の場所、権利についてはその種類及び内容

三 買收の期日

四 対価

五 対価の支拂の方法（第四項で準用する第五十一條第二項の規定により対価を供託する場合に

六 その他必要な事項

3 前項第四号の対価は、その土地等を第六十一條の規定により売り渡したときの対価に相当する額とする。

4 第五十條第二項及び第三項、第五十一條第二項及び第三項並びに第五十二條から第五十五條までの規定は、第一項の規定による買收について準用する。

第五十三條 第六十一条の規定により売り渡された土地等の売渡通知書に記載された第六十七條第一項第六号の時期到来後三年を経過する前にその土地等の所有権、地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利又は賃借権その他の権利を設定し、又は移転する場合には、省令で定めるところにより、当事者が農林大臣の許可を受けなければならぬ。但し、左に掲げる場合は、この限りでない。

一 土地收用法その他の法律によつてその土地等が收用され、又は使用される場合

二 遺産の分割によつてこれらの

2 前項の許可は、條件をつけてすることができる。

3 第一項の許可を受けないでした行為は、その効力を生じない。

（農地及び採草放牧地に関する規定の適用除外）

第七十四條 第六十一条の規定により売り渡された土地であつて農地では、その旨

三 買收の対価

四 対価

五 対価の支拂の方法（第四項で準用する第五十一條第二項の規定により対価を供託する場合に

六 その他必要な事項

3 前項第四号の対価は、その土地等を第六十一條の規定により売り渡したときの対価に相当する額とする。

4 第五十條第二項及び第三項、第五十一條第二項及び第三項並びに第五十二條から第五十五條までの規定は、第一項の規定による買收について準用する。

第五十三條 第六十一条の規定により売り渡された土地等の売渡通知書に記載された第六十七條第一項第六号の時期到来後三年を経過する前にその土地等の所有権、地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利又は賃借権その他の権利を設定し、又は移転する場合には、省令で定めるところにより、当事者が農林大臣の許可を受けなければならぬ。但し、左に掲げる場合は、この限りでない。

一 土地收用法その他の法律によつてその土地等が收用され、又は使用される場合

二 遺産の分割によつてこれらの

（除外）の規定にかかわらず、省令で定めるところにより、同法を適用する。

2 国がこの法律により土地を買收する場合において、必要があるときは、都道府県知事は、省令で定める手続に従い、土地台帳法第十八條（地種の申告）、第二十六條（申告）、第四十條（申告義務の維持）又は第四十二條（質権者又は地上権者の申告義務）の規定による申告を土地所有者、質権者又は地上権者に代つてすることができる。

3 第一項の規定により農林大臣が管理する国有財産につき国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第三十二条第一項の規定により備えなければならない台帳の取扱について、省令で特例を定めることができる。

4 第一項の規定により農林大臣が管理する土地、立木、工作物及び権利の使用料の徵収については、第四十二条の規定を準用する。

五 対価

六 その他必要な事項

3 前項第四号の対価は、その土地等を第六十一條の規定により売り渡したときの対価に相当する額とする。

4 第五十條第二項及び第三項、第五十一條第二項及び第三項並びに第五十二條から第五十五條までの規定は、第一項の規定による買收について準用する。

第五十三條 第六十一条の規定により売り渡された土地等の売渡通知書に記載された第六十七條第一項第六号の時期到来後三年を経過する前にその土地等の所有権、地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利又は賃借権その他の権利を設定し、又は移転する場合には、省令で定めるところにより、当事者が農林大臣の許可を受けなければならぬ。但し、左に掲げる場合は、この限りでない。

一 土地收用法その他の法律によつてその土地等が收用され、又は使用される場合

二 遺産の分割によつてこれらの

2 農林大臣は、前項の規定による管理の権限の一部を、政令で定めることにより、都道府県知事に与わせることができる。

3 第一項の規定により農林大臣が管理する国有財産につき国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第三十二条第一項の規定により備えなければならない台帳の取扱について、省令で特例を定めることができる。

4 第一項の規定により農林大臣が管理する土地、立木、工作物及び権利の使用料の徵収については、第四十二条の規定を準用する。

五 対価

六 その他必要な事項

3 前項第四号の対価は、その土地等を第六十一條の規定により売り渡したときの対価に相当する額とする。

4 第五十條第二項及び第三項、第五十一條第二項及び第三項並びに第五十二條から第五十五條までの規定は、第一項の規定による買收について準用する。

第五十三條 第六十一条の規定により売り渡された土地等の売渡通知書に記載された第六十七條第一項第六号の時期到来後三年を経過する前にその土地等の所有権、地上権、永小作権、質権、使用貸借による権利又は賃借権その他の権利を設定し、又は移転する場合には、省令で定めるところにより、当事者が農林大臣の許可を受けなければならぬ。但し、左に掲げる場合は、この限りでない。

一 土地收用法その他の法律によつてその土地等が收用され、又は使用される場合

二 遺産の分割によつてこれらの

の買收前の所有者に売り拂わなければならぬ。この場合の売り拂の対価は、その買收の対価に相当する額（耕地整理組合費、土地区割整理組合費その他省令で定める費用を国が負担したときは、その額をその買收の対価に加算した額）とする。

（公簿の閲覧等）

第八十一條 国又は都道府県の職員は、登記所、漁業免許に関する登録の所管庁又は市町村の事務所について、この法律による買收、買取、使用、消滅請求又は売渡しに係るための調査、査定、測量、測量の障害となる竹木その他の物を除去させ、若しくは移転させるし、又はその原本の交付を受けることができる。

六 その他必要な事項

3 第一項の規定により農林大臣が

管理する土地、立木、工作物及び権利の使用料の徵収については、第四十二条の規定を準用する。

七 登記の特例

八 登記の特例

九 登記の特例

十 登記の特例

十一 登記の特例

十二 登記の特例

十三 登記の特例

十四 登記の特例

十五 登記の特例

十六 登記の特例

十七 登記の特例

十八 登記の特例

十九 登記の特例

二十 登記の特例

二十一 登記の特例

二十二 登記の特例

二十三 登記の特例

二十四 登記の特例

二十五 登記の特例

二十六 登記の特例

二十七 登記の特例

二十八 登記の特例

二十九 登記の特例

三十 登記の特例

三十一 登記の特例

三十二 登記の特例

三十三 登記の特例

三十四 登記の特例

三十五 登記の特例

三十六 登記の特例

三十七 登記の特例

三十八 登記の特例

三十九 登記の特例

四十 登記の特例

四十一 登記の特例

四十二 登記の特例

四十三 登記の特例

四十四 登記の特例

四十五 登記の特例

四十六 登記の特例

四十七 登記の特例

四十八 登記の特例

（登記の特例）

（登記の特例）

（登記の特例）

（登記の特例）

（登記の特例）

示をもつて通知に代えることがで
きる。

4 第一項の規定による立入は、工
作物、宅地及びかき、さく等で困
まれた土地に対しでは、日出から

日没までの間でなければしてはな
らない。

5 国は、第一項の土地又は工作物
の所有者又は占有者が同項の規定
による調査、測量又は物件の除去
若しくは移転によつて損失を受け
た場合には、省令で定めるところ
により、その者に対し、通常生ず
べき損失を補償する。

6 第一項の規定による立入調査の
権限は、犯録検査のために認めら
れたものと解してはならない。
(報告の徴取)

第八十三条 農林大臣又は都道府県
知事は、この法律を施行するため
必要があるときは、土地の状況等
に關し、都道府県農業委員会又は
市町村農業委員会から必要な報告
(小作地又は小作採草放牧地の状
況の繪覽)

第八十四条 市町村農業委員会は、
毎年八月一日現在の小作地及び小
作採草放牧地の所有状況を記載し
た書類を作成し、これを九月一日
から同月三十日までの間市町村農
業委員会の事務所で縦覽に供しな
ければならない。

(訴願等)

第八十五条 左に掲げる処分(次項
に規定するものを除く。)に対し不
服がある者は、市町村農業委員会
の処分に対するは都道府県知事
に、都道府県知事又は農林大臣の

処分に対する通知に代えることがで
きる。

一 第三條第一項、第四條第一
項、第五條第一項又は第二十條

第一項の規定による許可に関する
処分

二 第十一條第一項(第十四條第
二項、第十五條第二項及び第十
六條第二項で準用する場合を含
む。)の規定による買収令書の交
付

三 第二十七條の規定による申請
に基く裁定

四 第三十九條第一項の規定によ
る売渡通知書の交付

五 第五條第一項(第五十五條第
四項、第五十六條第三項、第五
十七條第三項、第五十八條第二
項又は第五十九條第五項で準用
する場合を含む。)又は第七十二
條第二項の規定による買収令
書、権利消滅通知書又は使用令
書の交付

六 第六十七條第一項の規定によ
る売渡通知書の交付

七 第七十三條第一項の規定によ
る許可に関する処分

2 第四條第一項、第五條第一項又
は第七十三條第一項の規定による
許可に関する処分であつて、鉱業
権者、租賃権者又は採石業者を相
手方とするものに対して不服があ
れる者は、土地調整委員会の裁定を
申請することができる。

(土地の面積)

第八十六条 この法律の適用につい
ては、土地の面積は、土地台帳の
地積による。但し、土地台帳の地
積が著しく事実と相違する場合及
び土地台帳の地積がない場合に
ぞ訴願することができる。

は、実測に基き、市町村農業委員会
(第三章の適用については、都道
府県知事)が認定したところによ
る。

(換地予定地に相当する従前の土
地の指定)

第八十七条 第八條の規定による公
示又は第九條若しくは第十五條の
規定による買収をする場合にお
いて、その公示又は買収の対象とな
るべき農地を明らかにするため特
に必要があるときは、都道府県知
事は、旧耕地整理法(明治四十二
年法律第三十号)に基づく耕地整理、
都市計画法(大正八年法律第二十
六号)第十二條第二項で準用する
旧耕地整理法の規定による土地区
劃整理又は土地改良法に基づく土
地改良事業に係る規約によつて、
換地処分の効力前に從前の土地に
代えて使用又は収益をすることが
できるものとして指定された土地
又はその土地の部分に相当する從
前の土地又は土地の部分を地目、
地積、土性等を考慮して指定する
ことができる。

3 農林大臣は、第一項の規定によ
り処理を命じたときは前項の規
定により必ずから処理するとき
は、その旨を告示しなければなら
ない。

(市町村農業委員会に関する特例)

4 第九十条 農業委員会法(昭和二十
六年法律第八十八号)第二條第一
項但書の規定により、市町村農業
委員会が置かれていない市町村に
ついてのこの法律の適用について
は、この法律中「市町村農業委員
会」とあるのは、「市町村長」と読
み替えるものとする。

5 第九十二条 第一項の規定によ
る職員の調査、測量、除去又は
移転を拒み、妨げ、又は忌避し
た者

6 第九十三条 左の各号の一に該当す
る者は、六箇月以下の懲役又は五
千円以下の罰金に処する。

7 第四十九條の規定に違反した
者の

8 第九十四条 法人の代表者又は法人
若しくは人の代理人、使用人その
他の従業者がその法人又は人の業
務又は財産に關し前二條の違反行
為をしたときは、行為者を罰する
外、その法人又は人に対し前二
條の罰金刑を科する。但し、法人
又は人の代理人、使用人その他の
従業者の當該違反行為を防止する
ため、當該業務又は財産に對し相
當の注意及び監督が盡されたこと
の証明があつたときは、その法人
又は人については、この限りでな
い。

(代行)

第八十九條 農林大臣は、この法律
の目的を達成するため特に必要が
あると認めるときは、この法律に
より市町村農業委員会の権限に屬
する事項を都道府県知事に処理
させることができる。

2 農林大臣は、この法律の目的を
達成するため特に必要があると認
めるときは、この法律により都道
府県知事の権限に屬させた事項を
処理することができる。

3 農林大臣は、第一項の規定によ
り処理を命じたときは前項の規
定により必ずから処理するとき
は、その旨を告示しなければなら
ない。

(市町村農業委員会に関する特例)

4 第九十三条 左の各号の一に該当す
る者は、六箇月以下の懲役又は五
千円以下の罰金に処する。

5 第九十二条 第一項の規定によ
る職員の調査、測量、除去又は
移転を拒み、妨げ、又は忌避し
た者

6 第九十四条 法人の代表者又は法人
若しくは人の代理人、使用人その
他の従業者がその法人又は人の業
務又は財産に關し前二條の違反行
為をしたときは、行為者を罰する
外、その法人又は人に対し前二
條の罰金刑を科する。但し、法人
又は人の代理人、使用人その他の
従業者の當該違反行為を防止する
ため、當該業務又は財産に對し相
當の注意及び監督が盡されたこと
の証明があつたときは、その法人
又は人については、この限りでな
い。

7 第九十五条 第一項の規定によ
る職員の調査、測量、除去又は
移転を拒み、妨げ、又は忌避し
た者

8 第九十六条 法人の代表者又は法人
若しくは人の代理人、使用人その
他の従業者がその法人又は人の業
務又は財産に關し前二條の違反行
為をしたときは、行為者を罰する
外、その法人又は人に対し前二
條の罰金刑を科する。但し、法人
又は人の代理人、使用人その他の
従業者の當該違反行為を防止する
ため、當該業務又は財産に對し相
當の注意及び監督が盡されたこと
の証明があつたときは、その法人
又は人については、この限りでな
い。

9 第九十七条 第一項の規定によ
る職員の調査、測量、除去又は
移転を拒み、妨げ、又は忌避し
た者

10 第九十八条 第一項の規定によ
る職員の調査、測量、除去又は
移転を拒み、妨げ、又は忌避し
た者

11 第九十九条 第一項の規定によ
る職員の調査、測量、除去又は
移転を拒み、妨げ、又は忌避し
た者

12 第一百条 第一項の規定によ
る職員の調査、測量、除去又は
移転を拒み、妨げ、又は忌避し
た者

13 第一百一条 第一項の規定によ
る職員の調査、測量、除去又は
移転を拒み、妨げ、又は忌避し
た者

14 第一百二条 第一項の規定によ
る職員の調査、測量、除去又は
移転を拒み、妨げ、又は忌避し
た者

15 第一百三条 第一項の規定によ
る職員の調査、測量、除去又は
移転を拒み、妨げ、又は忌避し
た者

16 第一百四条 第一項の規定によ
る職員の調査、測量、除去又は
移転を拒み、妨げ、又は忌避し
た者

にあつては区又は区長に、全部事
務組合又は役場事務組合のある地
にあつては組合又は組合管理者に
適用する。

第五章 罰則

第九十二条 第三條第一項、第四條
第一項、第五條第一項、第二十條

第一項(第三十二條で準用する場
合を含む。)、第二十三條又は第七
十三條第一項の規定に違反した者
は、三年以下の懲役又は十万円以
下の罰金に処する。

第九十三条 左の各号の一に該当す
る者は、六箇月以下の懲役又は五
千円以下の罰金に処する。

9 第四十九條の規定に違反した
者の

10 第九十四条 法人の代表者又は法人
若しくは人の代理人、使用人その
他の従業者がその法人又は人の業
務又は財産に關し前二條の違反行
為をしたときは、行為者を罰する
外、その法人又は人に対し前二
條の罰金刑を科する。但し、法人
又は人の代理人、使用人その他の
従業者の當該違反行為を防止する
ため、當該業務又は財産に對し相
當の注意及び監督が盡されたこと
の証明があつたときは、その法人
又は人については、この限りでな
い。

11 第九十五条 第一項の規定によ
る職員の調査、測量、除去又は
移転を拒み、妨げ、又は忌避し
た者

12 第九十六条 法人の代表者又は法人
若しくは人の代理人、使用人その
他の従業者がその法人又は人の業
務又は財産に關し前二條の違反行
為をしたときは、行為者を罰する
外、その法人又は人に対し前二
條の罰金刑を科する。但し、法人
又は人の代理人、使用人その他の
従業者の當該違反行為を防止する
ため、當該業務又は財産に對し相
當の注意及び監督が盡されたこと
の証明があつたときは、その法人
又は人については、この限りでな
い。

13 第九十七条 第一項の規定によ
る職員の調査、測量、除去又は
移転を拒み、妨げ、又は忌避し
た者

14 第九十八条 第一項の規定によ
る職員の調査、測量、除去又は
移転を拒み、妨げ、又は忌避し
た者

15 第九十九条 第一項の規定によ
る職員の調査、測量、除去又は
移転を拒み、妨げ、又は忌避し
た者

16 第一百条 第一項の規定によ
る職員の調査、測量、除去又は
移転を拒み、妨げ、又は忌避し
た者

17 第一百一条 第一項の規定によ
る職員の調査、測量、除去又は
移転を拒み、妨げ、又は忌避し
た者

18 第一百二条 第一項の規定によ
る職員の調査、測量、除去又は
移転を拒み、妨げ、又は忌避し
た者

19 第一百三条 第一項の規定によ
る職員の調査、測量、除去又は
移転を拒み、妨げ、又は忌避し
た者

20 第一百四条 第一項の規定によ
る職員の調査、測量、除去又は
移転を拒み、妨げ、又は忌避し
た者

21 第一百五条 第一項の規定によ
る職員の調査、測量、除去又は
移転を拒み、妨げ、又は忌避し
た者

にあつては区又は区長に、全部事
務組合又は役場事務組合のある地
にあつては組合又は組合管理者に
適用する。

第五章 罰則

第九十二条 第三條第一項、第四條
第一項、第五條第一項、第二十條

第一項(第三十二條で準用する場
合を含む。)、第二十三條又は第七
十三條第一項の規定に違反した者
は、三年以下の懲役又は十万円以
下の罰金に処する。

第九十三条 左の各号の一に該当す
る者は、六箇月以下の懲役又は五
千円以下の罰金に処する。

10 第四十九條の規定に違反した
者の

11 第九十四条 法人の代表者又は法人
若しくは人の代理人、使用人その
他の従業者がその法人又は人の業
務又は財産に關し前二條の違反行
為をしたときは、行為者を罰する
外、その法人又は人に対し前二
條の罰金刑を科する。但し、法人
又は人の代理人、使用人その他の
従業者の當該違反行為を防止する
ため、當該業務又は財産に對し相
當の注意及び監督が盡されたこと
の証明があつたときは、その法人
又は人については、この限りでな
い。

12 第九十五条 第一項の規定によ
る職員の調査、測量、除去又は
移転を拒み、妨げ、又は忌避し
た者

13 第九十六条 法人の代表者又は法人
若しくは人の代理人、使用人その
他の従業者がその法人又は人の業
務又は財産に關し前二條の違反行
為をしたときは、行為者を罰する
外、その法人又は人に対し前二
條の罰金刑を科する。但し、法人
又は人の代理人、使用人その他の
従業者の當該違反行為を防止する
ため、當該業務又は財産に對し相
當の注意及び監督が盡されたこと
の証明があつたときは、その法人
又は人については、この限りでな
い。

14 第九十七条 第一項の規定によ
る職員の調査、測量、除去又は
移転を拒み、妨げ、又は忌避し
た者

15 第九十八条 第一項の規定によ
る職員の調査、測量、除去又は
移転を拒み、妨げ、又は忌避し
た者

16 第九十九条 第一項の規定によ
る職員の調査、測量、除去又は
移転を拒み、妨げ、又は忌避し
た者

17 第一百条 第一項の規定によ
る職員の調査、測量、除去又は
移転を拒み、妨げ、又は忌避し
た者

18 第一百一条 第一項の規定によ
る職員の調査、測量、除去又は
移転を拒み、妨げ、又は忌避し
た者

19 第一百二条 第一項の規定によ
る職員の調査、測量、除去又は
移転を拒み、妨げ、又は忌避し
た者

20 第一百三条 第一項の規定によ
る職員の調査、測量、除去又は
移転を拒み、妨げ、又は忌避し
た者

21 第一百四条 第一項の規定によ
る職員の調査、測量、除去又は
移転を拒み、妨げ、又は忌避し
た者

22 第一百五条 第一項の規定によ
る職員の調査、測量、除去又は
移転を拒み、妨げ、又は忌避し
た者

にあつては区又は区長に、全部事
務組合又は役場事務組合のある地
にあつては組合又は組合管理者に
適用する。

第五章 罰則

第九十二条 第三條第一項、第四條
第一項、第五條第一項、第二十條

第一項(第三十二條で準用する場
合を含む。)、第二十三條又は第七
十三條第一項の規定に違反した者
は、三年以下の懲役又は十万円以
下の罰金に処する。

第九十三条 左の各号の一に該当す
る者は、六箇月以下の懲役又は五
千円以下の罰金に処する。

10 第四十九條の規定に違反した
者の

11 第九十四条 法人の代表者又は法人
若しくは人の代理人、使用人その
他の従業者がその法人又は人の業
務又は財産に關し前二條の違反行
為をしたときは、行為者を罰する
外、その法人又は人に対し前二
條の罰金刑を科する。但し、法人
又は人の代理人、使用人その他の
従業者の當該違反行為を防止する
ため、當該業務又は財産に對し相
當の注意及び監督が盡されたこと
の証明があつたときは、その法人
又は人については、この限りでな
い。

12 第九十五条 第一項の規定によ
る職員の調査、測量、除去又は
移転を拒み、妨げ、又は忌避し
た者

13 第九十六条 法人の代表者又は法人
若しくは人の代理人、使用人その
他の従業者がその法人又は人の業
務又は財産に關し前二條の違反行
為をしたときは、行為者を罰する
外、その法人又は人に対し前二
條の罰金刑を科する。但し、法人
又は人の代理人、使用人その他の
従業者の當該違反行為を防止する
ため、當該業務又は財産に對し相
當の注意及び監督が盡されたこと
の証明があつたときは、その法人
又は人については、この限りでな
い。

14 第九十七条 第一項の規定によ
る職員の調査、測量、除去又は
移転を拒み、妨げ、又は忌避し
た者

15 第九十八条 第一項の規定によ
る職員の調査、測量、除去又は
移転を拒み、妨げ、又は忌避し
た者

16 第九十九条 第一項の規定によ
る職員の調査、測量、除去又は
移転を拒み、妨げ、又は忌避し
た者

17 第一百条 第一項の規定によ
る職員の調査、測量、除去又は
移転を拒み、妨げ、又は忌避し
た者

18 第一百一条 第一項の規定によ
る職員の調査、測量、除去又は
移転を拒み、妨げ、又は忌避し
た者

19 第一百二条 第一項の規定によ
る職員の調査、測量、除去又は
移転を拒み、妨げ、又は忌避し
た者

20 第一百三条 第一項の規定によ
る職員の調査、測量、除去又は
移転を拒み、妨げ、又は忌避し
た者

21 第一百四条 第一項の規定によ
る職員の調査、測量、除去又は
移転を拒み、妨げ、又は忌避し
た者

22 第一百五条 第一項の規定によ
る職員の調査、測量、除去又は
移転を拒み、妨げ、又は忌避し
た者

にあつては区又は区長に、全部事
務組合又は役場事務組合のある地
にあつては組合又は組合管理者に
適用する。

第五章 罰則

第九十二条 第三條第一項、第四條
第一項、第五條第一項、第二十條

第一項(第三十二條で準用する場
合を含む。)、第二十三條又は第七
十三條第一項の規定に違反した者
は、三年以下の懲役又は十万円以
下の罰金に処する。

第九十三条 左の各号の一に該当す
る者は、六箇月以下の懲役又は五
千円以下の罰金に処する。

10 第四十九條の規定に違反した
者の

11 第九十四条 法人の代表者又は法人
若しくは人の代理人、使用人その
他の従業者がその法人又は人の業
務又は財産に關し前二條の違反行
為をしたときは、行為者を罰する
外、その法人又は人に対し前二
條の罰金刑を科する。但し、法人
又は人の代理人、使用人その他の
従業者の當該違反行為を防止する
ため、當該業務又は財産に對し相
當の注意及び監督が盡されたこと
の証明があつたときは、その法人
又は人については、この限りでな
い。

12 第九十五条 第一項の規定によ
る職員の調査、測量、除去又は
移転を拒み、妨げ、又は忌避し
た者

13 第九十六条 法人の代表者又は法人
若しくは人の代理人、使用人その
他の従業者がその法人又は人の業
務又は財産に關し前二條の違反行
為をしたときは、行為者を罰する
外、その法人又は人に対し前二
條の罰金刑を科する。但し、法人
又は人の代理人、使用人その他の
従業者の當該違反行為を防止する
ため、當該業務又は財産に對し相
當の注意及び監督が盡されたこと
の証明があつたときは、その法人
又は人については、この限りでな
い。

14 第九十七条 第一項の規定によ
る職員の調査、測量、除去又は
移転を拒み、妨げ、又は忌避し
た者

15 第九十八条 第一項の規定によ
る職員の調査、測量、除去又は
移転を拒み、妨げ、又は忌避し
た者

16 第九十九条 第一項の規定によ
る職員の調査、測量、除去又は
移転を拒み、妨げ、又は忌避し
た者

17 第一百条 第一項の規定によ
る職員の調査、測量、除去又は
移転を拒み、妨げ、又は忌避し
た者

18 第一百一条 第一項の規定によ
る職員の調査、測量、除去又は
移転を拒み、妨げ、又は忌避し
た者

19 第一百二条 第一項の規定によ
る職員の調査、測量、除去又は
移転を拒み、妨げ、又は忌避し
た者

20 第一百三条 第一項の規定によ
る職員の調査、測量、除去又は
移転を拒み、妨げ、又は忌避し
た者

21 第一百四条 第一項の規定によ
る職員の調査、測量、除去又は
移転を拒み、妨げ、又は忌避し
た者

22 第一百五条 第一項の規定によ
る職員の調査、測量、除去又は
移転を拒み、妨げ、又は忌避し
た者

官 報 (号 外)

右全会一致をもつて可決すべきものと譲決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

多數意見者署名

昭和二十七年六月一十六日

八日

鹿	宮	大	熊	長	佐	福	高	愛	香	德	山	廣	岡	島	鳥	和	奈	兵	大	京	激
兒																歌					
島	崎	分	本	崎	賀	岡	知	媛	川	島	日	島	山	根	取	山	良	阪	都	二・四	質
一・〇	二・七	二・一	三・一	一・一	三・〇	一・五	一・九	一・二	一・〇	一・一	一・三	一・六	一・〇	一・三	一・九	一・八	一・九	一・〇	一・九	二・〇	三・〇
三・五	五・〇	六・四	七・〇	三・一	四・五	三・一	二・八	一・五	一・三	一・九	三・三	三・八	五・七	六・六	〇・七	〇・八	二・三	三・一	二・二	一・五	〇・七
〇・七	〇・九	〇・六	一・〇	〇・七	〇・九	〇・八	〇・七	〇・六	〇・六	〇・七	〇・七	〇・六	〇・五	〇・七	〇・八	〇・六	〇・六	〇・六	〇・六	〇・七	〇

右の内閣提出案は本院においてこれ
を可決した。

本法施行に要する経費は昭和二十七年度予算に計上されている。

一、委員会の決定の理由
本法律案は、農地法の施行に伴い、その経過措置並びに關係法令の改廃について規定するものであつて必要な措置と認める。

二、事件の利害得失
農地法施行の便に資する。

三、費用

片柳	眞吉
岡村文四郎	
三浦	辰雄
松永	加賀
島村	赤澤
西山	操
龜七	與仁
	大野木秀次郎
	飯島連次郎
	軍次
	三橋八次郎
	宮本
	邦彦

三、自作農創設特別措置法（昭和二十一年法律第四十三号）

(措置法による買収等の経過規定)
第二條 左に掲げる土地、権利又は立木、工作物その他の物件で農地施行の時までに買収又は使用の効力が生じてないものは、なお從前の例により買収し、又は使用するものとする。
一 旧自作農創設特別措置法(以下「措置法」という。)第六條第五項の規定による公告があつた農地買収計画に係る農地
二 措置法第十五條第三項で準用する同法第六條第五項の規定による公告があつた買収計画に係る農業用施設、水の使用に関する権利、立木、土地又は建物
三 措置法第三十一條第四項(同法第三十八條第二項で準用する場合を含む。)の規定による公告があつた未墾地買収計画に係る土地、権利、立木又は建物その他の工作物
四 措置法第三十七條第二項で準用する同法第三十一條第四項の規定による公告があつた買収計画に係る土地(その土地の上にある立木を含む。)
五 措置法第四十條の第四項の規定による公告があつた牧野買収計画に係る採草放牧地、立木、建物その他の工作物又は権利
六 農地法の施行前に措置法第三條、第十五條、第三十條、第三十三條第二項、第三十六條第一項、第三十七條又は第四十條の二の規定により買収し、又は使用した土地、権利又は立木、工作物その他

の物件及び前項の規定により買收し、又は使用した土地、権利又は立木、工作物その他の物件の買收又は使用に関する効果、対価又は報償金の支拂、損失の補償、異議の申立、訴願、訴訟、登記、土地台帳法（昭和二十二年法律第三十号）の適用等については、なお從前の例による。

3 農地法の施行前に措置法第二十一条の規定により交換された農地及び農地法の施行前に措置法第二十八条（同法第二十九條第二項及び第四十一條第四項で準用する場合を含む。）の規定により政府が買取つた土地、立木又は建物の登記及び土地台帳法の適用については、なお從前の例による。

（措置法による売渡の経過規定）

第三條 農地法の施行前に措置法第二十條（同法第二十八條第四項若しくは第五項又は第四十一條第二項で準用する場合を含む。）の規定による売渡通知書の交付があつた土地、権利又は立木、工作物その他の物件の売渡に関する効果、消失の補償、対価の徴収、訴訟、登記、土地台帳法の適用等については、なお從前の例による。

2 農地法の施行の際現に措置法第二十九條第一項の規定する農業用施設、水の使用に関する権利、立木、土地又は建物として國が所有しているもの及び前條第一項第二号の規定により國が買收した農業用施設、水の使用に関する権利、立木、土地又は建物は、なお從前の例により売り渡すものとし、その売渡に関する効果、損失の補

(譲渡令による譲渡の経過規定)
第四條 農地法の施行前に旧自作農
創設特別措置法及び農地調整法の
適用を受けるべき土地の譲渡に關
する政令（以下「譲渡令」といふ。）
第二條第一項の規定による譲渡令と
書の交付があつた土地物件又は権利の譲
渡に伴う同令第三條第三項の支拂
金の徵收、訴願、登記、土地合帳
法の適用等については、なお從前
の例による。
(国有農地、採草放牧地等の管理
及び売渡)
第五條 農地法の施行の際措置法第
四十六條第一項の規定により農林大臣
が現に管理している農地及び
採草放牧地（第三條、次項及び次
條に規定するものを除く。並びに
第二條第一項第一号若しくは第五
号又は前條の規定により國が取得
した農地及び採草放牧地は、農地
法第二章第五節及び第四章の規定
の適用については、國が同法第九
條の規定により買收したものとみ
なす。

その他の工作物、農業用施設又は水の使用に関する権利で前号地で措置法第四十一條第四項で適用する同法第二十八條の規定により國が買い取つたもの五 措置法第四十一條第一項第三号の規定による決定があつた土地物件

2 左に掲げる土地（その土地の上にある立木を含む。以下この項で同様とする。）で農地法の施行の際農林大臣が措置法第四十六條第一項の規定により現に管理しているもの及び第二條第一項第四号の規定により國が買収した土地は、農地法第六十九條及び第七十八條の規定の適用については、同法第五十九條の規定により買収したものとみなす。

一 措置法第三十七條第一項の規定により買収した土地

二 措置法第四十一條の三第一項の規定により売り渡すべきものと決定された土地
(隣接市町村の指定地域における小作地の所有)

第七條 農地法の施行の際、措置法第三條第一項第一号の規定により、その住所のある市町村の区域に準ずるものとして、隣接する市町村の区域内で指定されている地域において現に小作地を所有している者は、その小作地のうち農地法第六條第一項第二号に規定する面積からその住所のある市町村の区域内において所有する小作地の面積を差し引いた面積をこえない

ものを、同項第一号の規定にかかるわらず、なお所有することができます。

(措置法による指定の効力)

第八條 農地法の施行の際、措置法

第五條第三号の規定により試験研

究又は農事指導の目的に供してい

るものとして現に指定を受けてい

る小作地は、農地法の施行の日か

ら一年を限り、同法第七條第一項

第二号の規定による指定を受けた

ものとみなす。

2 農地法の施行の際現に措

置法第五條の規定による指

定を受けている都道府県

五條第四号の規定による都道府県

知事の指定を受けている区域内に

ある小作地は、農地法第七條第一

項第三号の規定による指定を受け

たものとみなす。

3 農地法の施行の際現に措置法第五條第五号の規定による指定を受けている小作地は、農地法の施行の日から一年を限り、同法第七條第一項第三号の規定による指定を受けたものとみなす。

(調整法により定めた小作料の額

の制限)

第九條 農地法の施行の際現に農地

につき「農地調整法」(以下「調整法」という)第九條ノ五第一項の規定により定められている小作料

の額(その農地につき同法第九條

ノ三第一項但書の規定により都道府県知事の許可を受けた小作料の額があるときは、その額)は、農

地法第二十一條の規定によりその農地についての小作料の最高額の決定及び公示があるまでは、同條

第一項の規定により定められ、同

條第二項の規定による公示があつた額とみなす。

(調整法による処分に対する訴願)

第八條 農地法の施行前に調整法に

よつてした市町村農業委員会の処

分に対する訴願については、第一

條の規定にかかわらず、なお從前

(未墾地の一時使用)

第十條 農地法の施行前に調整法に

よつてした市町村農業委員会の処

分に対する訴願については、第一

條の規定にかかわらず、なお從前

の例による。

(未墾地の一時使用)

第十一條 農地法の施行の際現に措

置法第四十一條の二の規定による

使用をしている者は、農地法第六

十四條の規定により売渡予約書の

交付を受け、同法第六十八條の規

定によりその土地等の使用をして

いる者とみなす。

(売渡後の未墾地の特例)

第十二條 農地法の施行前に措置法

第四十一條第一項第一号、第三号

若しくは第四号又は同條第四項で

準用する同法第二十八條の規定に

より売り渡した土地、権利又は立

木、工作物その他の物件(探草放

牧地にあつては、同法第四十條の

六第一項の規定により指定された

ものに限る。以下のこの條で同様と

する)及び第三條に規定する土

地、権利又は立木、工作物その他

の物件は、農地法第七十一條から

第七十四條までの規定の適用につ

いては、同法第六十一條の規定に

より充り渡したものとみなす。こ

の場合は、その者は、政令で定

めた算式により算出された額を国に

支拂わなければならない。この場

合において、算式中Pは農地法第

創設特別措置法第四十一條第二項

で準用する同法第二十條第一項の

売渡通知書に記載された売渡の時

期到来後」とあるのは、「旧自作農

地調整法(昭和十三年法律第六

十七号)」を「農地法」に改める。

第八十七條第七項中「自作農創

後」と、同法第七十二條第一項但書、第七十三條第一項及び第七十

四條中「第六十七條第一項第六号

の時期到来後三年」とあるのは

「売渡の時期から起算して八年」と

読み替えるものとする。

(措置法等による処分等の効力)

第十三條 第二條から前條までに規

定するものを除く外、農地法の施

行前に措置法の調整法、譲渡合文

はこれらの法令に基く命令の規定

によつてした処分、手続その他の

行為は、農地法又は同法に基く命

令中にこれに相当する規定がある

ときは、これらの規定によつてし

たものとみなす。

(支拂金の徴収)

第十四條 措置法第十六條(同法第

二十九條第二項で準用する場合を

含む)同法第二十八條(同法第二

十九條第二項又は第四十一條第四

項で準用する場合を含む)若しく

は同法第四十一條第一項第一号若

しくは第二号の規定による土地の

売渡又は第三條に規定する土地の

売渡を受けた者又はその一般承繼

人がその売渡を受けた日から十年

を経過しない間にその土地を譲渡

したときは、その者は、政令で定

めた算式により算出された額を国に

支拂わなければならない。この場

合において、算式中Pは農地法第

創設特別措置法第四十一條第二項

で準用する同法第二十條第一項の

売渡通知書に記載された売渡の時

期到来後」とあるのは、「旧自作農

地調整法(昭和十三年法律第六

十七号)」を「農地法」に改める。

第八十七條第七項中「自作農創

た額、Pは措置法による売渡の対価、ロは充渡を受けた日から譲渡の日までの経過年数(一年に満たない端数は、一年とする)とする。

(旧自作農創設特別措置法等によ

り充り渡した土地についての特

例)

第一百十條 農地の所有権の交換分

合により所有者が失うべき土地

が農地法第三條第二項第六号に

規定する土地であるときは、そ

の交換分合によりその所有者が

取得すべき土地でこれと地目、

地積その他の條件が近似するも

のをその失うべき土地に代るべきものとして交換分合計画で定

用する。

2 農地法第四十二條及び第四十三

條の規定は、前項の規定による國

に対する支拂金の徴収について準

用する。

3 第一項に規定する売渡を受けた士

地について士地改良法(昭和二十

四年法律第百九十五号)による土

地の所有権の交換分合が行われた

場合には、次條の規定による改正

後の同法第百十條第一項(同法第

百十一條で準用する場合を含む)の

規定によりその土地に代るべき

ものと定められた土地又は改正前

の同法第百十條第三項(同法第百

十一條で準用する場合を含む)の

規定により指定された土地をそれ

ぞ第一項に規定する売渡を受けた

土地とみなして同項の規定を適

用する。

(土地改良法の一部改正)

第十五條 土地改良法の一部を次の

ようにより改正する。

第三條第四項中「自作農創設

特別措置法(昭和二十二年法律第

四十三号)第四十一條の二第一

項」を「農地法(昭和二十七年法律

第十一号)第六十八條第一項」に改

める。

第六十五條中「農地調整法」及び

「農地調整法(昭和十三年法律第六

十七号)」を「農地法」に改める。

第八十七條第七項中「自作農創

設特別措置法第四十一條第一項

第一項」を「農地法(昭和二十七年法律

第十一号)第六十八條第一項」に改

める。

第十七條 農業委員会法(昭和二十

委員会におきましては、本法律案の目的及びこれに基く方針の当否、農地の維持、農地の廃棄とその防止、農地改革の経過及びその成果、農地改革の改革の進捗とその防止並びに農地改革の成績の維持、農地の廃棄とその防止、農地の等細化との防止並びに過小農対策、農地について相続制度の当否、農地改革と違憲問題、山林の開放、自作農の転落防止、自作農維持資金の確保、農地担保金融の当否、農地所有限度の当否、農地及び採草放牧地の取得資格の適否、農地の処理に関する都道府県知事の権限と都道府県農業委員会の権限並びにその調整、開拓審議会の構成及びその機能、譲渡支拂金徵収の当否、市町村の合併とこれに伴う不在地主の考え方、小作料及びその減免措置の当否、耕作者の土地及び立木に対する利用権設定の取扱方、未墾地買収の経過及び買収未墾地の開墾及び入植の状況並びに未墾地買収の調整、園芸の総合利用とこれに関連して農地と林地との調整、本法律案第七十二條が規定する荒廃した土地の買收方法の適否、農地の一畝価格と政府買收価格及び両者の調整、駐日米軍等による農地及び開拓地の接收対策等の諸問題について熟心な質疑が行われたのであります。これが詳細については会議録に譲ることを御了承願いたいのですが、その一、二を紹介いたしますと、本法律案は、諸般の事情に照合するとき未熟な点が少くないと認められるが、近く改正の意思ありやとの質問に対し、現段階においては完全であると思うが、時運の推移に即応して改正するにやぶさかでない想起が答えられ、又農地改革の成果を維持するためには、自作農維持資金の確保が先決せ

らるべきであるとして、これが実行に
関する政府の決意が質され、而もこの
場合、農地担保の金融については、農
地改革に逆行する結果を招来すること
を懸念して慎重を期すべきであるとし
て、政府の見解が確かめられましたと
ころ、これに対しても、闇金融の跋扈は
寒心に堪えないものがあり、速かに調
根を絶つて、自作農維持資金の確保に
ついては、その必要を痛感して、長期
低利の融資の実現を期待している。而し
て差つての措置として、申出によつ
て自作地を国において買收し、直ちに
これを充り戻し、その代金を年賦捕と
する途を設け、金融同様の効果を狙つ
て、約八億五千万円の資金を用意して
いる。農地担保の金融は今のところな
お問題が残されている懸念の答弁があ
り、これに対して自作農維持のため適
当なる融資制度の速かなる確立が要望
せられたのであります。更に又、國の
巨額な投資と農家及び開拓者の營々
の努力によつて培われた農地及び開拓
地が、駐日米軍或いは警察予備隊の用
に接収或いは使用せられることに対し
て極めて重大な関心が拂われ、かよう
な用途に對して農地及び開拓地を使用
することは原則としてこれを避くべき
であり、万一真に止むを得ない事情に
よつて接収或いは使用せられなければ
ならないときには、政府においてこれ
が補償救済を徹底するよう熾烈な要望
が行われたのであります。

の要望を付して賛成があり、飯島委員は、諸般の事情に即応して、改めて速かに本法案に再検討を加え、名実共に農地改革の基本法として完備したものたらしめ、自作農維持に関する資金制度を確立し、且つ駐日米軍或いは警察官舎隊等による農地及び開拓地の接收或いは使用に関する対策を確立すべきであるとの條件を付して賛成があり、社会党第二控室を代表して小林委員から、本法案の内容については幾多の不備があり、修正を企図したのであるが、今回は近い機会に改正せられることを期待し、且つ行政的措置によつて足らざるところが補われることを要望して賛成があり、岡村委員は、前討論者と同様の不満があるが、農業の基本政策に關する立法の実現を期待して賛成があり、統いて採決の結果、全会一致を以て兩法案は衆議院送付案の通り可決すべきものと決定いたしました。

にもかかわらず、その後段においておいては、ただボツダム政令の国内法に切替へた機会に、従来の三法案を整理統合して農地改革の成果維持のための基本法としたと述べられてるのであります。これはまさに羊頭狗肉と言わなければならんのであります。本法律案は、従来の農地改革の法律的基礎となつておりました。したがつて農地調整法、自作農創設特別措置法及びいわゆるボツダム政令三法令を統合したもので、極めて事務的にできており、我が國農業の基本法としては幾多の欠陥を有するものと言わなければなりません。この法律の目的にもありますように、耕作者の農地取得を促進し、その権利を保護し、その他土地の利用関係を調整し、以て耕作者の地位の安定と農業生産力の増進を図ることの意味におきましても、日本の農業の実情に副うことが最も必要なことであることをござります。又農村の発展なくして生産力の増強を期待することはできないのでござります。自作農が小作農に転落したり地主制度が復元したり、農村の民主化が逆行するようなことがありますれば、農業生産力の発展も期待することは不可能になると思うのでござります。

見ます場合におきましては、次のようになつております。五反未満のものを一〇〇といたしますれば、五反歩から町五反歩のものは一八四、一町五反歩乃至二町歩のものは二一六、二町歩以上のものは二八九となつておるのであります。即ち、零細農家は労働集約による土地生産性が増大するが、半面におきましては労働生産性が低下しますから、ここにおいて適正規模の經營といふことが問題になつて來るのであります。世間農業センサスによりますと、北海道を除く全国での經營面積五反歩未満のものが四二・九%を占めておる情勢に鑑みまして、小農の保護政策又は農村の人口問題等の基本的な事項についての解決を行わざして適正規模を云々するときは、我が國農家の半数は圧迫せられ、却つて農業生産を萎縮せしむる虞れがあるのであります。

られたこと、農地改革前の高率小作料に代つて、低米価政策と税金、殊に固定資産税の重圧によつて、生産意欲が阻害せられた。税金の滞納による農地の差押えや農地の売買が増加して來た。次に農地改革の精神に逆行する動きや、改革の推進を足踏みさせるような事例がすでに現われておる。旧地主は最近再び活潑に動き出したことは事実である。中富農層と貧農層の経済力の開きが拡大したこと、農地の移動、集中化の傾向等が見られる。山形県では、小作地買上げが昨年中に三百三十五件、岩手県では

県の下閉伊郡、氣仙郡では、小作料の
物納は半ば公然化しておるといふよ
なことを指摘しておるのでございま
す。

次に、農業委員会の活動が低調で、新らしい村作りの中心勢力としては力不足というような批判が農村に多いよう

であります。又、委員会に對しては、地主に有力な決定ばかりするといふ不平や、山林地主と農業委員会の行動を

監視すべきだとその声も聞かれるのであります。政府は、政策の対象を富農、中農に置いている故に、農地法案では

未墾地五万町歩を旧地主に返還することを予定したり、農業委員会の権限を

縮小しようとしたたり、又、次三男対策に至つては掛け声ばかりで、その実績が上つておらんという批判もあるのでございます。

農地法案は、本法施行以前の在村地主所有一町歩以上の小作地は政府の買収の対象にしないことにしておりますが、これは明らかに地主土地所有の温存を図るうとするものであります。農地法案の施行の前後にかかわらず、制限面積を超える一切の小作地に対しでは、強制譲渡の措置を講すべきであります。昔の地主及び旧地主と違った形の地主が発生することにつきましては、十分監視すべきことであるのであります。地主制度復元を阻止するため、法的に明確にすべきであると思うのであります。

次に、施行法案第十四條の規定によりますれば、徒らに不生産的な土地投資を強制し、経営の発展を阻害するものでありますから、旧免渡価格による売渡方式を採用すべきであります。

農地法案第二十條は、地主に耕作能力があり、小作人が農地を取上げられても生活に困らない場合には、地主の土地引上げを認めておるが、これは地主土地取上げを合理化するものであるから、耕作者保護の重要性からしても、不当土地の取上げが起らぬようには措置すべきであります。

農地法案第十四條は、買収される土地の農業施設は、市町村農業委員会の認定によつて、買収、非買収を決定することとしておりますが、この認定は常に適切であるといふ保証はなく、又農業施設の妥当ならざる温存は、土地支配の塊りどころを残すことにもなりますから、これは創設農家が、その創

設地における農業用の利用のために必要とし、買入れも申入れられた場合は買収を行うことにしてべきであり、なお申入れの期限は制限すべきではないと思うのであります。

第八十條も、その措置を誤まるときは、地主復元の機会を與えることになら、注意を要することであります。

なお農業動態調査によりますれば、昭和二十六年二月一日前一ヵ年間において、水田の潰廃一千九百六十九町歩のうち、災害による潰れ地四千七百六十一町歩を差引きまして、四千二百七町歩が他の用途に転用されております。かかる熟田の潰廃は農業生産拡充に見逃すことのできない問題であり、土地收用法が農地法に優先

○ 董長（佐藤尚武君） 小林亦治君。
〔小林亦治君登壇、拍手〕

要であると考えますので、その限りにおいて、私は日本社会党第二挨拶室を表いたしまして、本件両法案に賛成するものであります。

るに主なる規制をもつてゐる。この社会の要請に応えて十分なる内容を持つべきであると考えるが、今この鏡原より両法案の内容を検討するときに、なお幾多の不備陥れが存在するのであります。折角の農地改革であつたにもかかわらず、山林、原野の開放が置き去りにされたために、山林地主が再び農村に君臨し、反動的復古調に乗つて、封建牙城の修理を急ぎつあるときに、これら山林將軍に再び土地が返つて行くという反動的傾向に対しては、断固たる警戒を加うる必要を痛感するものであります。旧地主は土地開放にあらゆる策謀を弄して、農民への土地配分に妨害を加えて參つておる今日の状況に対し、法案第八十條の二項によつて、これら反動地主、山林將軍に凱歌をあげしむることはならぬであろうか。嚴重な警戒を要するところであります。

過般、政府が昭和二十六年度現在として発表したところの開拓不適地の見込面積は、大は北海道の二万二百五十町歩、千葉と東京は零であります。が、京都府の十八町歩に至るまで、全国の総計が実に四万六千七百四十九町歩に達する。(農林次官聞いているかと呼ぶ者あり) 而もこれは恐らく公頃面積でありましよが、これを実測面積に引き直せばその幾倍なるやを知るのであります。私は幾たびも本壇上より訴えております通りに、開拓は行き過ぎであるということは、これは地主側の巧みな謀略宣伝であります。開拓は現に予定の三分の一にも達しておらない。而も開拓地を欲するところの農民は圧倒的に多いのであって、行き過ぎはおろか、漸くその緒についたばかり

りであります。農地開拓の狙いは、地主をなくすることにあつたにもかかわらず、法律によつて地主が再び復活することになつたなれば、それこそ誠に恐るべき反動政治と申さなければなりません。農林委員として私の微力の故に、法案第八十條第一項は削除修正に至りましたが、政府はかかる反動地主の毒牙を未然にこれを抜き去るために、本法施行前に速かに各地の現況を調査せられて、小林将軍どもの野望を封するに足る措置をとらなかつたために、本法の制定は、あたかも山風にあらば、本法の制定は、あたかも山風に武器を與うるの結果になるのであります。

次に、農地法第一條、第三條、第四條、第六十四條において然りであります。が、政府は増産政策については今なお錯誤を改めようとおはしておらぬことであります。すなわち專業農家にあらざれば生産力が低いと見ておられ点でありまして、これらの者にあらざれば新たに農地を譲り受け或いは未だに副わしむることにより、以上の欠陥を補われんことを強く政府に要望します。(拍手)

○議長(佐藤尚武君) これにて討論の通告者の発言は全部終了いたしました。討論は終局したものと認めます。

○議長(佐藤尚武君) これより両案の採決をいたします。

両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。(拍手)よつて両案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 日程第十一、輸出取引法案、

日程第十二、航空機製造法案、(いづれも内閣提出、衆議院送付)

日程第十三、特定中小企業の安定に

関する臨時措置法案、(衆議院提出)以上三案を一括して議題とすること

おつたんでは相済まんと思うのであります。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

法の制定に當つて、これらを抜本的に救済するの絶好のチャンスでもあつたにかわらず、事ここに及びかねません。

たことは、私どもは、農林委員として、国会議員として、国民代表として、誠に申訴ないと存じておるのであります。大農に比べまして小農の生産力といふものが如何に割高であるかといふことは、只今本壇上より三橋君からも諸君に御案内のあつた通りであります。従つて、第六十四條の運用に当つては、能く限り本條のいわゆる農業を営む者の生活上必要な業務に従事する者という解釈を大幅に拡張して、農村居住者、取り分け日雇労働者の便宜に副わしむることにより、以上の欠陥を補われんことを強く政府に要望しまして、賛成の討論に代える次第であります。

(拍手)

○議長(佐藤尚武君) これにて討論の通告者の発言は全部終了いたしました。

○議長(佐藤尚武君) これより両案の採決をいたします。

両案全部を問題に供します。両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(佐藤尚武君) 総員起立と認めます。(拍手)よつて両案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 日程第十一、輸出取引法案、

日程第十二、航空機製造法案、(いづれも内閣提出、衆議院送付)

日程第十三、特定中小企業の安定に

関する臨時措置法案、(衆議院提出)以上三案を一括して議題とすること

を促進し、国際的信用を高め、

公正にして且つ秩序ある輸出取

引を促進し、国際的信用を高め、

のを以て、

輸出貿易の増進に資することがで

きる。

三、費用

別に費用を要しない。

四、前各号に掲げるものの外、国際取引における公正な習慣に

もとる輸出取引であつて、政令

で定めるもの

第二章 輸出取引の公正

第三章 輸出業者による輸出取引の

規制

第一條 この法律は、不公正な輸出取引を防止し、及び輸出取引の秩序を確立し、もつて輸出貿易の健全な発展を図ることを目的とする。

(目的)

第一章 総則

第二條 この法律において「不公正な輸出取引」とは、左に掲げるも

のを以て、

輸出業者による輸出取引の

規制

第一條 この法律は、不公正な輸出

取引を防止し、及び輸出取引の秩

序を確立し、もつて輸出貿易の健

全な発展を図ることを目的とする。

(協定)

第五條 輸出業者は、左の各号の一

に掲げる事由がある場合におい

て、それぞれ各号に掲げる事由を

除去するため必要があるときは、

該仕向地に輸出する当該貨物と同

種又は類似の貨物の輸出取引にお

ける価格、品質その他の取引條件

又は数量について協定を締結することができる。

一 輸出貨物の価格が仕向地におけるその貨物と同種又は類似の貨物の価格に比して著しく低いため、仕向地における関係産業の利益を著しく害し、又は害するおそれがあること。

二 輸出貨物の価格が著しく変動し、仕向地の輸入業者が著しい損失を受け、又は受けるおそれがあるため、その貨物の輸出取引の成立が困難となること。

三 輸出貨物に係る仕向地の輸入取引における競争が実質的に制限されているため、その貨物の輸出業者の利益を著しく害し、又は害するおそれがあること。

四 輸出業者は、前項の認可を受けた締結した協定を変更しようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

3 通商産業大臣は、前二項の認可の申請があつた場合において、申請に係る協定又はその変更が左の各号に適合していると認めるときは、認可をしなければならない。

一 その内容が第一項各号の一つに掲げる事由を除去するため必要な最少限度のものであること。

二 その内容が不当に差別的でないこと。

三 輸出取引の秩序の確立を著しく害するものでない」と。

(認可の取消消)

第六條 通商産業大臣は、前條第一項の認可をした協定(同條第二項の変更の認可をしたときは、その変更後のもの)が前條第三項各号

に適合するものでなくなつたと認めるときは、その協定を締結している者に対し、その変更を命じ、又は認可を取り消さなければならぬ。

³ 大臣の認可を受けて、当該仕向地に輸出する当該貨物と同種又は類似の貨物の輸出取引における価格、品質その他の取引條件又は数量について、一定額で定めるとこより、組合員の遵守すべき事項を定めることができる。

二 設立手続並びに定款及び事業計画の内容が法令に違反しないこと。

三 その設立が輸出取引の秩序の確立に寄與するものであることを左に掲げる事項を定めなければならない。

(解説)
第十八條 通商産業大臣は、輸出組合が左の各号の一に該当すると認めるときは、その輸出組合の解散を命ずることができる。
一 第十四條第二項各号に適合するものでなくなつたとき。
二 定款に定める事業以外の事業を行つたとき。
三 通商産業大臣が輸出組合の解散を命じた場合における次条による

に適合するものでなくなつたと認めるときは、その協定を締結している者に対し、その変更を命じ、又は認可を取り消さなければならぬ。

(協定の廃止の届出)

第七條 輸出業者は、第五條第一項の協定を廃止しようとするときは、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

第四章 輸出組合

(法人格)

第八條 輸出組合は、法人とする。

第九條 輸出組合は、左の要件を備えなければならない。

- 一 営利を目的としないこと。
- 二 組合員が任意に加入し、又は脱退することができるること。
- 三 組合員の議決権及び選舉権は、平等であること。

(名称)

第十條 輸出組合は、その名称中に輸出組合という文字を用いなければならない。

十一條 輸出組合でない者は、その名称中に輸出組合という文字を用いてはならない。

(事業)

十二條 輸出組合は、左に掲げる事業を行なうことができる。

- 一 輸出業者の不公正な輸出取引の防止
- 二 輸出業者の共通の利益を増進するための施設
- 三 輸出組合は、前項に定めるものの事由がある場合において、それぞれ各号に掲げる事由を除去するため必要があるときは、通商産業

(組合員の資格)

第十二條 輸出組合の組合員たる資格を有する者は、左に掲げる者であつて、定款で定めるものとする。

- 一 輸出業者
- 二 輸出組合(発起人)

第十三條 輸出業者をもつて組織する輸出組合を設立するには、その組合員となるうとする三十人以上の輸出業者が、その他の輸出組合を設立するには、その組合員となるうとする二以上の輸出組合又は十人以上の輸出業者及び一以上の輸出組合が発起人となることを要する。

(設立の認可)

第十四条 発起人は、創立総会の終了後遅滞なく、定款及び事業計画書を提出して、通商産業大臣に、設立の認可を申請しなければならない。

二 通商産業大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、設立しようとする輸出組合が左の各号に適合していると認めるときは、認可をしなければならない。

三 第九條各号の要件を備えてい

二 設立手続並びに定款及び事業計画の内容が法令に違反しないこと。

三 その設立が輸出取引の秩序の確立に寄與するものであることを左に掲げる事項を定めなければならない。

(解説)
第十八條 通商産業大臣は、輸出組合が左の各号の一に該当すると認めるときは、その輸出組合の解散を命ずることができる。
一 第十四條第二項各号に適合するものでなくなつたとき。
二 定款に定める事業以外の事業を行つたとき。
三 通商産業大臣が輸出組合の解散を命じた場合における次条による

二 設立手続並びに定款及び事業
確立に寄與するものであること。
計画の内容が法令に違反しないこと。

三 その設立が輸出取引の秩序の
確立に寄與するものであること。
（定款）

第十五條 輸出組合の定款には、少くとも左に掲げる事項を定めなければならない。
一 事業
二 名称
三 事務所の所在地
四 組合員たる資格に関する規定
五 組合員の加入及び脱退に関する規定
六 組合員の権利義務に関する規定
七 事業の執行に関する規定
八 役員に関する規定
九 会議に関する規定
十 会計に関する規定
十一 公告の方法

2 輸出組合の定款には、前項の事項の外、輸出組合の存立時期又は解散の事由を定めたときは、その時期又は事由を記載しなければならない。
（定款の変更）

第十六條 定款の変更は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 第十四條第二項の規定は、前項の認可に準用する。
（合併）

第十七條 輸出組合の合併は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

2 第十四條第二項の規定は、前項の認可に準用する。

(解散)
第十八條 通商産業大臣は、輸出組合が左の各号の一に該当すると認めるときは、その輸出組合の解散を命ずることができる。
一 第十四條第二項各号に適合するものでなくなつたとき。
二 定款に定める事業以外の事業を行つたとき。

(解散)
第十八條 通商産業大臣は、輸出組合の合が左の各号の一に該当すると認めるときは、その輸出組合の解散を命ずることができる。
一 第十四條第二項各号に適合するものでなくなつたとき。
二 定款に定める事業以外の事業を行つたとき。
2 通商産業大臣が輸出組合の解散を命じた場合における次條において準用する中小企業等協同組合法第三條第二項(住所)、第八條(登記)、第十一條から第十四條まで、第十九條(組合員)、第二十七條、第二十八條、第三十條から第三十二條までの(設立)、第三十五條から第三十六條の三まで、第三十八條から第四十二條まで(役員)、第四十六條から第五十條まで、第五十一條第一項、第五十二条から第五十五条まで(総会及び総代会)、第六十八条、第六十九條(解散及び清算)、第八十三条(第二項第三号及び第五号を除く)、第八十四条、第八十五条、第八十六條第一項、第八十八條から第九十五条まで、第十九十七条第一項及び第二項、第九十八条から第一百三條まで(登記)並びに第百十五條第二号から第六号の二まで、第八号から第十二号まで及び第十五号から第十七号まで

通商産業省令で定める航空機の区分に従い、その製造のための設備及び製造の方法（以下「製造設備等」といふ）について、通商産業大臣の検査を受け、これに合格した後でなければ、その製造設備等により航空機の製造をしてはならない。但し、試験的に製造をする場合はその他の通商産業省令で定める場合、この限りでない。

2 通商産業大臣は、前項の検査の申請があつたときは、申請に係る

製造設備等が通商産業省令で定める生産技術上の基準に適合するかどうかを検査し、適合すると認めるとときは、これを合格としなければならない。

3 航空機を製造する者は、航空機の製造のための製造設備等について通商産業省令で定める変更をして通商産業省令で定める変更をしようとするときは、通商産業大臣の承認を受けなければならない。

4 通商産業大臣は、前項の承認の申請があつたときは、申請に係る変更後の製造設備等が第二項の生産技術上の基準に適合するかどうかを検査し、適合すると認めるとときは、同項の承認をしなければならない。

第七條 通商産業大臣は、航空機の製造のための製造設備等が前條第一項の生産技術上の基準に適合しなくなつたときは、期間を定めて、当該製造設備等をその基準に適合するように改良すべきことを指示することができる。

2 通商産業大臣は、前項の規定による指示を行つた場合において、同項の期間内に当該製造設備等に

ついてその指示に基く改良が行われなかつたときは、前條第二項の合格の決定を取り消すことができる。

3 通商産業大臣は、航空機を製造する者が航空機の製造のための製造設備等について前條第三項の承認を受けないで同項の変更をしたときは、その合格の決定を取り消すことができる。

（製造の確認）

第八條 航空機の製造をする者は、

その製造に係る航空機について通商産業大臣の確認を受けなければならぬ。但し、第六條第一項但書に規定する場合は、この限りでない。

2 通商産業大臣は、前項の確認の申請があつたときは、申請に係る航空機が第六條第一項の検査に合格し、又は同條第三項の承認を受けた製造設備等により製造されたものであるかどうかについて確認をしなければならない。

3 通商産業大臣は、第一項の確認をしたときは、申請者に製造証明書を交付しなければならない。

4 航空機を製造した者は、前項の製造証書とともにその製造設備等を修理並びに航空運送事業者又は航空機使用事業者の自家修理工場及び修理工場（航空運送事業者又は航空機使用事業者の自家修理工場及

びこれに準するものを除く。）の従業者であつて、政令で定めるものを前條第二項に規定する事務に從事する。

り航空機用機器の製造をしてはならない。但し、試験的に製造をする場合は、この限りでない。

2 第六條第二項から第四項まで及び第七條の規定は、航空機用機器の製造設備等に準用する。

2 第六條第二項から第四項まで及び第七條の規定は、航空機の修理設備等に準用する。

（修理の確認）

第十條 航空機について通商産業省令で定める修理をする者は、その修理に係る航空機について、通商産業大臣の確認を受けなければならぬ。但し、前條第一項但書に規定する場合は、この限りでない。

2 第十條の規定は、航空機の修理設備等に準用する。

り航空機用機器の製造をしてはならない。但し、試験的に製造をする場合は、この限りでない。

2 第六條第二項から第四項まで及び第七條の規定は、航空機用機器の修理設備等に準用する。

2 第六條第二項から第四項まで及び第七條の規定は、航空機用機器の修理設備等に準用する。

（航空工場検査官）

第十五條 通商産業省に、航空工場検査官（以下「検査官」という。）を置く。

2 検査官は、この法律の規定によ

る検査又は確認に関する事務に從事する。

（航空工場検査員）

第十六條 通商産業大臣は、航空機又は航空機用機器の製造工場又は

修理工場（航空運送事業者又は航

空機使用事業者の自家修理工場及

びこれに準するものを除く。）の従業者であつて、政令で定めるものを前條第二項に規定する事務に從事させることができる。

（第六章 雜則）

第十七條 通商産業大臣は、この法

律の施行に必要な限度において、

航空機若しくは航空機用機器の製造者若しくは修理をする者から、航空

機若しくは航空機用機器の製造若しくは修理若しくは製造設備等若

しくは修理設備等に関する報告を

徴し、又はその職員にその者の事務所、工場、倉庫若しくは航空機若しくは航空機用機器の所在する

した後でなければ、その修理設備等により航空機用機器の修理をすることはならない。但し、試験的に製造をする場合は、この限りでない。

2 第六條第二項から第四項まで及び第七條の規定は、航空機用機器の修理設備等に準用する。

り航空機用機器の製造をしてはならない。但し、試験的に製造をする場合は、この限りでない。

2 第六條第二項から第四項まで及び第七條の規定は、航空機用機器の修理設備等に準用する。

2 第六條第二項から第四項まで及び第七條の規定は、航空機用機器の修理設備等に準用する。

（航空工場検査員）

第十五條 通商産業省に、航空工場検査官（以下「検査官」という。）を置く。

2 検査官は、この法律の規定によ

る検査又は確認に関する事務に從事する。

（航空工場検査員）

第十六條 通商産業大臣は、航空機又は航空機用機器の製造工場又は

修理工場（航空運送事業者又は航

空機使用事業者の自家修理工場及

びこれに準するものを除く。）の従業者であつて、政令で定めるものを前條第二項に規定する事務に從事させることができる。

（第六章 雜則）

第十七條 通商産業大臣は、この法

律の施行に必要な限度において、

航空機若しくは航空機用機器の製造者若しくは修理をする者から、航空

機若しくは航空機用機器の製造若しくは修理若しくは製造設備等若

しくは修理設備等に関する報告を

徴し、又はその職員にその者の事務所、工場、倉庫若しくは航空機若しくは航空機用機器の所在する

場所に立ち入り、航空機、航空機用機器、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人に呈示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。(手数料の納付)

第十八條 別表の上欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内で政令で定める額の手数料を納めなければならない。

第十九條 この法律の規定による通商産業大臣の処分に対する不服のある者は、その旨を記載した書面をもつて、通商産業大臣に対し不服の申立てをすることができる。

(聽聞)
二十條 通商産業大臣は、不服の申立てを受けたときは、その不服の申立てをした者に対し、相当な期間において予告をした上、公開による聽聞を行わなければならぬ。前項の予告においては、期日、場所及び事案の内容を示さなければならない。

3 聽聞に際しては、不服の申立てをした者及び利害関係人に對し、当該事案について証拠を提示し、意見を述べる機会を與えなければならぬ。

第二十一條 通商産業大臣は、前條の聽聞を行った後、文書をもつて決定をし、その写を不服の申立て

した者に送付しなければならぬ。

第七章 調則

第二十二條 第六條第一項、第九條第一項、第十一條第一項、第十三

條又は第十四條第一項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第二十三條 第八條第四項(第十條第三項及び第十二條第三項において準用する場合を含む)以下同じ)の規定に違反した者は、六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第二十四條 左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

第二十條 通商産業大臣は、不服の申立てを受けたときは、その不服の申立てをした者に対し、相当な期間において予告をした上、公開による聽聞を行わなければならぬ。

第二十一條 通商産業大臣は、不服の申立てを受けたときは、その不服の申立てをした者に対し、相当な期間において予告をした上、公開による聽聞を行わなければならぬ。

第二十二條 通商産業大臣は、不服の申立てを受けたときは、その不服の申立てをした者に対し、相当な期間において予告をした上、公開による聽聞を行わなければならぬ。

第二十三條 通商産業大臣は、不服の申立てを受けたときは、その不服の申立てをした者に対し、相当な期間において予告をした上、公開による聽聞を行わなければならぬ。

第二十四條 通商産業大臣は、不服の申立てを受けたときは、その不服の申立てをした者に対し、相当な期間において予告をした上、公開による聽聞を行わなければならぬ。

第二十五條 通商産業大臣は、不服の申立てを受けたときは、その不服の申立てをした者に対し、相当な期間において予告をした上、公開による聽聞を行わなければならぬ。

第二十六條 通商産業大臣は、不服の申立てを受けたときは、その不服の申立てをした者に対し、相当な期間において予告をした上、公開による聽聞を行わなければならぬ。

第二十七條 通商産業大臣は、不服の申立てを受けたときは、その不服の申立てをした者に対し、相当な期間において予告をした上、公開による聽聞を行わなければならぬ。

第二十八條 通商産業大臣は、不服の申立てを受けたときは、その不服の申立てをした者に対し、相当な期間において予告をした上、公開による聽聞を行わなければならぬ。

第二十九條 通商産業大臣は、不服の申立てを受けたときは、その不服の申立てをした者に対し、相当な期間において予告をした上、公開による聽聞を行わなければならぬ。

第三十條 通商産業大臣は、不服の申立てを受けたときは、その不服の申立てをした者に対し、相当な期間において予告をした上、公開による聽聞を行わなければならぬ。

第三十一條 通商産業大臣は、不服の申立てを受けたときは、その不服の申立てをした者に対し、相当な期間において予告をした上、公開による聽聞を行わなければならぬ。

第三十二條 通商産業大臣は、不服の申立てを受けたときは、その不服の申立てをした者に対し、相当な期間において予告をした上、公開による聽聞を行わなければならぬ。

第三十三條 通商産業大臣は、不服の申立てを受けたときは、その不服の申立てをした者に対し、相当な期間において予告をした上、公開による聽聞を行わなければならぬ。

るため、当該業務に対し相当の注意及び監督が盡されたことの証明があつたときは、その法人又は人等の検査に關すること。

第六の二 航空機又は航空機用機器の製造設備等又は修理設備

六の三 航空機又は航空機用機器の確認又は証明に關すること。

六の四 計量行政審議会

六の五 計量行政審議会

六の六 計量行政審議会

六の七 計量行政審議会

六の八 計量行政審議会

六の九 計量行政審議会

六の十 計量行政審議会

六の十一 計量行政審議会

六の十二 計量行政審議会

六の十三 計量行政審議会

六の十四 計量行政審議会

六の十五 計量行政審議会

六の十六 計量行政審議会

六の十七 計量行政審議会

六の十八 計量行政審議会

六の十九 計量行政審議会

六の二十 計量行政審議会

六の二十一 計量行政審議会

六の二十二 計量行政審議会

六の二十三 計量行政審議会

六の二十四 計量行政審議会

六の二十五 計量行政審議会

六の二十六 計量行政審議会

六の二十七 計量行政審議会

六の二十八 計量行政審議会

六の二十九 計量行政審議会

六の三十 計量行政審議会

六の三十一 計量行政審議会

六の三十二 計量行政審議会

六の三十三 計量行政審議会

六の三十四 計量行政審議会

六の三十五 計量行政審議会

六の三十六 計量行政審議会

六の三十七 計量行政審議会

六の三十八 計量行政審議会

六の三十九 計量行政審議会

六の四十 計量行政審議会

六の四十一 計量行政審議会

六の四十二 計量行政審議会

六の四十三 計量行政審議会

六の四十四 計量行政審議会

六の四十五 計量行政審議会

六の四十六 計量行政審議会

六の四十七 計量行政審議会

六の四十八 計量行政審議会

六の四十九 計量行政審議会

六の五十 計量行政審議会

六の五十一 計量行政審議会

六の五十二 計量行政審議会

六の五十三 計量行政審議会

六の五十四 計量行政審議会

六の五十五 計量行政審議会

六の五十六 計量行政審議会

六の五十七 計量行政審議会

六の五十八 計量行政審議会

六の五十九 計量行政審議会

六の六十 計量行政審議会

六の六十一 計量行政審議会

六の六十二 計量行政審議会

六の六十三 計量行政審議会

六の六十四 計量行政審議会

六の六十五 計量行政審議会

六の六十六 計量行政審議会

六の六十七 計量行政審議会

六の六十八 計量行政審議会

六の六十九 計量行政審議会

六の七十 計量行政審議会

六の七十一 計量行政審議会

六の七十二 計量行政審議会

六の七十三 計量行政審議会

六の七十四 計量行政審議会

六の七十五 計量行政審議会

六の七十六 計量行政審議会

六の七十七 計量行政審議会

六の七十八 計量行政審議会

六の七十九 計量行政審議会

六の八十 計量行政審議会

六の八十一 計量行政審議会

六の八十二 計量行政審議会

六の八十三 計量行政審議会

六の八十四 計量行政審議会

六の八十五 計量行政審議会

六の八十六 計量行政審議会

六の八十七 計量行政審議会

六の八十八 計量行政審議会

六の八十九 計量行政審議会

六の九十 計量行政審議会

六の九十一 計量行政審議会

六の九十二 計量行政審議会

六の九十三 計量行政審議会

六の九十四 計量行政審議会

六の九十五 計量行政審議会

六の九十六 計量行政審議会

六の九十七 計量行政審議会

六の九十八 計量行政審議会

六の九十九 計量行政審議会

六の一百 計量行政審議会

六の一百一 計量行政審議会

六の一百二 計量行政審議会

六の一百三 計量行政審議会

六の一百四 計量行政審議会

六の一百五 計量行政審議会

六の一百六 計量行政審議会

六の一百七 計量行政審議会

六の一百八 計量行政審議会

六の一百九 計量行政審議会

六の一百十 計量行政審議会

六の一百十一 計量行政審議会

六の一百十二 計量行政審議会

六の一百十三 計量行政審議会

六の一百十四 計量行政審議会

六の一百十五 計量行政審議会

六の一百十六 計量行政審議会

六の一百十七 計量行政審議会

六の一百十八 計量行政審議会

六の一百十九 計量行政審議会

六の一百二十 計量行政審議会

六の一百二十一 計量行政審議会

六の一百二十二 計量行政審議会

六の一百二十三 計量行政審議会

六の一百二十四 計量行政審議会

六の一百二十五 計量行政審議会

六の一百二十六 計量行政審議会

六の一百二十七 計量行政審議会

六の一百二十八 計量行政審議会

六の一百二十九 計量行政審議会

六の一百三十 計量行政審議会

六の一百三十一 計量行政審議会

六の一百三十二 計量行政審議会

六の一百三十三 計量行政審議会

六の一百三十四 計量行政審議会

六の一百三十五 計量行政審議会

六の一百三十六 計量行政審議会

六の一百三十七 計量行政審議会

六の一百三十八 計量行政審議会

六の一百三十九 計量行政審議会

六の一百四十 計量行政審議会

六の一百四十一 計量行政審議会

六の一百四十二 計量行政審議会

六の一百四十三 計量行政審議会

六の一百四十四 計量行政審議会

六の一百四十五 計量行政審議会

六の一百四十六 計量行政審議会

六の一百四十七 計量行政審議会

六の一百四十八 計量行政審議会

六の一百四十九 計量行政審議会

六の一百五十 計量行政審議会

六の一百五十一 計量行政審議会

六の一百五十二 計量行政審議会

六の一百五十三 計量行政審議会

六の一百五十四 計量行政審議会

六の一百五十五 計量行政審議会

六の一百五十六 計量行政審議会

六の一百五十七 計量行政審議会

六の一百五十八 計量行政審議会

六の一百五十九 計量行政審議会

六の一百六十 計量行政審議会

六の一百六十一 計量行政審議会

六の一百六十二 計量行政審議会

六の一百六十三 計量行政審議会

六の一百六十四 計量行政審議会

六の一百六十五 計量行政審議会

六の一百六十六 計量行政審議会

六の一百六十七 計量行政審議会

六の一百六十八 計量行政審議会

六の一百六十九 計量行政審議会

六の一百七十 計量行政審議会

六の一百七十一 計量行政審議会

六の一百七十二 計量行政審議会

六の一百七十三 計量行政審議会

六の一百七十四 計量行政審議会

六の一百七十五 計量行政審議会

六の一百七十六 計量行政審議会

六の一百七十七 計量行政審議会

六の一百七十八 計量行政審議会

六の一百七十九 計量行政審議会

六の一百八十 計量行政審議会

六の一百八十一 計量行政審議会

六の一百八十二 計量行政審議会

六の一百八十三 計量行政審議会

六の一百八十四 計量行政審議会

六の一百八十五 計量行政審議会

六の一百八十六 計量行政審議会

六の一百八十七 計量行政審議会

十四、はうらう鉄器製造業で政令で定めるもの

要領書

一、委員会の決定の理由

中小企業の安定を確保するために中小企業の占める比重が高い工業部門において、製品の需給が著しく均衡を失した場合に適切なる需給調整を施す必要があるが、調整組合の設立を主軸として構成されている本法案は右に開する妥当な方途と認められる。但し、委員会は別表に所要の修正を加えた。

二、事件の利害得失

本法の施行により当該業種にかかる産業の危機を開拓するためには生産数量等を調節することは中小企業の安定に資することができる。

三、費用

別に費用を要しない。

特定中小企業の安定に関する臨時措置法案

右の本院提出案をここに送付する。

昭和二十七年六月十七日

參議院議長 佐藤尚武殿 譲治

(目的)

第一條 この法律は、中小企業の占める重要性が極めて高い工業部門について、製品の需給が著しく均衡を失した場合において、適切な需給調整措置を講ずることができ

るようにして、もつて中小企業の安定を確保し、国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

(適用業種の指定及び中小企業者の定義)

第二條

この法律の適用を受ける業種は、工業部門に属する業種であつて、当該業種に属する事業を営む者の総数のおおむね三分の一以上が中小企業者であり、且つ、当該業種に係る製品(加工品を含む)以下同じ)の過去一年間の総生産量のおおむね二分の一以上が中小企業者によつて生産されている業種について、左の各号に掲げる事態が生じた場合には、別表において指定するものとする。

一、当該業種に係る製品の価格がその原材料の価格に照して著しく低いため、当該業種に属する事業の經營において相当の損失が生じていること。

二、当該業種に属する事業の經營の不振が相当長期間にわたる虞があり、企業の合理化のみによつてはこれを克服することが困難であり、当該業種に係る産業及び関連産業の存立に重大な影響を及ぼす虞があること。

この法律で「中小企業者」とは、常時使用する従業員の数が三百人以下の事業者をいう。

(調査組合)

第三條 別表に掲げる業種(以下「指定業種」という。)に属する事業を営む者は、その共同の利益を増進するため、調査組合を組織する。

とができる。

(法人格)

調整組合は、法人とする。

第五條

調整組合は、左の要件を備えなければならない。

一、營利を目的としないこと。

二、組合員が任意に加入し又は脱退することができる。

三、組合員の議決権及び選舉権が平等であること。

四、第五條各号の要件を備えてい

ること。

五、前條の構成要件を備えていること。

六、第五條各号に適合するもの

と。

七、第七條 調整組合の地区は、相互に重複するものがあつてはならない。

八、第六條 調整組合は、その名称中に「地区の重複禁止」

と。

九、第七條 調整組合の地区内において指定業種に属する事業を営む者は、この限りでない。

(組合員の資格)

第十條 調整組合の組合員たる資格を有する者は、組合の地区内において指定業種に属する事業を営む者とする。

(組合の構成要件)

第十一條 調整組合の定款には、少くとも左に掲げる事項を記載しなければならない。

一、事業

二、名称

三、地区

四、事務所の所在地

五、組合員たる資格に関する規定

六、組合員の加入及び脱退に関する規定

七、組合員の権利義務に関する規定

八、事業の執行に関する規定

九、役員に関する規定

十、会議に関する規定

十一、会計に関する規定

十二、公告の方法

2 調整組合の定款には、前項の事項を記載した書類を通商産業大臣に提出して、設立の認可を受けなければならぬ。

(定款の変更)

第三條 定款の変更は、通商産業大臣に適合していると認めるときは、認めをしなければならない。

(解散)

第十四條 通商産業大臣は、調整組合が左の各号に該当すると認めるときは、その調整組合の解散を命ぜることができる。

(合併)

第十三條 調整組合の合併は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

(清算)

第十二條 清算の事由を定めたときは、その清算が事由を記載しなければならない。

(後遺地)

第十一條 後遺地なく、定款その他必要な事項を記載した書類を通商産業大臣に提出して、設立の認可を受けなければならぬ。

(会計)

第十二條 会計の事由を定めたときは、その会計が事由を記載しなければならない。

(定期報告)

第十三條 会計の定期報告は、通商産業大臣に提出して、定期報告を受けなければならぬ。

(監査)

第十四條 通商産業大臣は、監査の結果、監査の登記は、通商産業大臣の嘱託によつてする。

(解散)

第十五條 調整組合は、左に掲げる事業を行なうことができる。

一、組合員が生産(製造又は加工をいう。)をする指定業種に係る

製品の生産数量若しくは出荷數

量又はその生産設備に関する制限

二 組合員の事業（指定業種に係るものに限る。）の経営の合理化に関する指導及びあつ旋
三 組合員に対する生産調整及び経営合理化のための資金の貸付並びに組合員のためにするその借入
四 前三号に掲げる事業を行ったために必要な調査、研究、製品の検査その他の事業

（調整規程の認可）
第十六條 調整組合は、前條第一号に掲げる事業を行おうとするときは、調整規程（制限の内、答及びその実施に関する定をいう。以下同じ。）を定めて通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様と

2 通商産業大臣は、前項の認可の申請があつた場合において、当該調整規程の内容が左の各号の一に該当すると認めると認めるときは、認可を受けるべきこととする。

（過怠金）
第二十條 調整組合は、定期の定めることにより、第十六条第一項の認可を受けた調整規程に違反した組合員に対し、過怠金を課することができる。

（検査員）
第二十一條 調整組合は、定期の定めることにより、組合員に対する指定業種に係る業主は、調整規程の実施の期日を置くことができる。

（調整規程の実施の予告）
第十七條 調整組合の組合員たる事務主は、調整規程の実施に対する指定業種に係る少くとも十五日前に、その從業員に對し、當該調整規程の実施について予告をしなければならない。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

（調整規程の変更命令及び認可の取消）
第十八條 通商産業大臣は、第十六条第一項の認可をした後において、当該調整規程の内容が同條第二項各号の一に該当するに至つたと認めるときは、当該調整組合に對し、これを変更すべきことを命じなければならない。

（離職従業員の優先雇用）
第二十二条 調整組合の組合員たる事業主は、調整規程の実施がその従業員の離職を招來した場合には、その後の従業員の採用については、当該離職者の希望によりその者を優先的に雇い入れよう努めなければならない。

（準用）
第二十三条 調整組合の組合員たる事業主は、調整組合が前項の命令に従わないとき、又は当該調整規程の内容が同條第二項各号の一に該当するに至つたと認めるときは、同條第一項の認可を取り消すことができる。

（調整規程の廃止の届出）
第十九條 調整組合は、調整規程を廃止したときは、選舉なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

（連合会）
第二十四条 同一の業種に係る調整組合は、調整組合連合会（以下「連合会」という。）を組織することができる。（連合会の会員の議決権及び選挙権）
第二十五条 連合会の会員の議決権及び選挙権は、会員たる調整組合の組合員の員数に応じて、定期で定めるものとする。

（連合会の事業）
第二十六條 連合会は、左に掲げる事業を行ふことができる。

（準用）
第二十七条 第四條第五條（第三号を除く。）、第六條、第十條、第十一條（第一項第二号を除く。）から第十四條まで、第十六條及び第十八条から第二十二条までの規定は、連合会に準用する。この場合において、第二十一條第二項中「組合員の半数以上」とあるのは「議決権の三分の二」とあるのは「その三分の二」と読み替えるものとする。

（解散）
第二十八条 中小企業等協同組合法第三條第二項（住所）、第八條（登記）、第十二條から第十四條まで、第十九條（組合員）、第二十七條、第二十八條、第三十條から第三十二條まで（設立）、第三十五條から第五十条まで、第五十二条から第五十四条まで（総会）、第六十二条から第六十六条まで（役員）、第四十六條から第五十条まで、第五十一條第一項（解散及び清算）、第八十三條（第二項を除く。）、第八十四條、第八十五条（第八十六條第一項、第八十七條第一項及び第二項、第九

三 会員たる調整組合及びその組合員に対する生産調整及び経営合理化のための資金の貸付並びに会員たる調整組合及びその組合員のためにするその借入に必要な調査、研究、製品の検査その他の事業）
（調整規程の設定等に関する決議）
第二十二条 調整規程の設定、変更又は廃止は、総会の決議によらなければならぬ。
2 前項の決議は、組合員の半数以上が出席し、その三分の二以上と認めるときは、当該調整組合に對し、これを変更すべきことを命じなければならない。

（離職従業員の優先雇用）
第二十三条 調整組合の組合員たる事業主は、調整規程の実施がその従業員の離職を招來した場合には、その後の従業員の採用については、当該離職者の希望によりその者を優先的に雇い入れよう努めなければならない。

（準用）
第二十七条 第四條第五條（第三号を除く。）、第六條、第十條、第十一條（第一項第二号を除く。）から第十四條まで、第十六條及び第十八条から第二十二条までの規定は、連合会に準用する。この場合において、第二十一條第二項中「組合員の半数以上」とあるのは「議決権の三分の二」とあるのは「その三分の二」と読み替えるものとする。

（解散）
第二十八条 中小企業等協同組合法第三條第二項（住所）、第八條（登記）、第十二條から第十四條まで、第十九條（組合員）、第二十七條、第二十八條、第三十條から第三十二條まで（設立）、第三十五條から第五十条まで、第五十二条から第五十四条まで（総会）、第六十二条から第六十六条まで（役員）、第四十六條から第五十条まで、第五十一條第一項（解散及び清算）、第八十三條（第二項を除く。）、第八十四條、第八十五条（第八十六條第一項、第八十七條第一項及び第二項、第九

十八條から第百三條まで（登記）並びに第百十五條第二号から第六号の二まで、第八号から第十二号まで及び第十五号から第十七号まで（罰則）の規定は、調整組合及び連合会に、同法第十一條（議決権及び選挙権）の規定は、調整組合に準用する。この場合において、第二十八條中前條第一項の認証」とあるのは「特定中小企業の安定に関する臨時指置法第十條の認可」と、第五十三條中「組合員の半数以上」とあるのは「議決権の三分の二」とあるのは「議決権の三分の二」と読み替えるものとする。

（解散）
第二十七条 第四條第五條（第三号を除く。）、第六條、第十條、第十一條（第一項第二号を除く。）から第十四條まで、第十六條及び第十八条から第二十二条までの規定は、連合会に準用する。この場合において、第二十一條第二項中「組合員の半数以上」とあるのは「議決権の三分の二」とあるのは「その三分の二」と読み替えるものとする。

（解散）
第二十八条 中小企業等協同組合法第三條第二項（住所）、第八條（登記）、第十二條から第十四條まで、第十九條（組合員）、第二十七條、第二十八條、第三十條から第三十二條まで（設立）、第三十五條から第五十条まで、第五十二条から第五十四条まで（総会）、第六十二条から第六十六条まで（役員）、第四十六條から第五十条まで、第五十一條第一項（解散及び清算）、第八十三條（第二項を除く。）、第八十四條、第八十五条（第八十六條第一項、第八十七條第一項及び第二項、第九

下げ、同條第一号の次に第二号として次の二号を加える。

二 電源開発に要する資金の調達及び配分に關し調査審議する事。

第九條第一項中「十四人」を「十五人」に、同條第三項第八号中「七人」を「八人」に改める。

第十二條を次のように改める。

(会社の目的)
第十二條 電源開発株式会社(以下「会社」といふ。)は、基本計画において会社が行うべきものと定められた地点における電源開発をすみやかに行い、電気の供給を増加することを目的とする株式会社とする。

2 基本計画において会社が行うべき電源開発の地点を定める場合には、その地点は、左の各号の一に該当するもののうち、会社以外の者が具体的な計画を附して電源開発を行るべきことを主務官庁に申し出たものであつて審議会においてその計画の内容が適當であり、且つ、その計画の実施が可能であると確認されたものに係る地点を除いた地点に限る。

一 只見川その他の河川等に係る大規模な又は実施の困難な電源開発

二 國土の総合的な開発、利用及び保全に關し特に考慮を要する北上川その他の河川等に係る電源開発

三 電力の地域的な需給を調整する等のため特に必要な火力又は水力開発

会の意見をききき」を加える。
第二十二条第一項第一号中「水力を利用する發電のための」を削り、同條第三項を次のように改める。

3 会社が第一項第三号の規定により電気事業者に對し電気の供給をしようとするときは、その供給量、供給についての料金及び供給の相手方について主務官庁の認可を受けなければならない。この場合においては、公益事業令(昭和二十五年政令第三百四十三号)第四十一条の規定は、適用しない。

4 主務官庁は、第二項の発電施設及び送電変電施設の貸付又は譲渡並びに前項の料金についての認可に當つては、經濟安定本部總裁に依頼して審議会の意見を求めて、そぞれに尊重して、これをしなければならない。

第五條中「第三十二條第一項」を「第三十五條第一項」に改める。
第三十六條第一号中「第十四條第五項、第二十八條又は第三十條」を「第十五條第五項、第三十條又は第三十一條」に、同條三十三條に、同條第二号中「第二十條」を「第二十四條但書」に改める。

第三十七條第一号中「第二十二條第七條」を「第二十三條第二項若しくは第三項又は第三十一條」に、同條二十九條第二項に改める。

第三十八條中「第十六條」を「第十條」に改める。

第十九條中「内閣」の上に「株主總会の意見をききき」を加える。

第二十二条第一項第一号中「水力を利用する發電のための」を削り、同條第三項を次のように改める。

3 会社が第一項第三号の規定により電気事業者に對し電気の供給をしようとするときは、その供給量、供給についての料金及び供給の相手方について主務官庁の認可を受けなければならない。この場合においては、公益事業令(昭和二十五年政令第三百四十三号)第四十一条の規定は、適用しない。

4 主務官庁は、第二項の発電施設及び送電変電施設の貸付又は譲渡並びに前項の料金についての認可に當つては、經濟安定本部總裁に依頼して審議会の意見を求めて、そぞれに尊重して、これをしなければならない。

第五條中「第三十二條第一項」を「第三十五條第一項」に改める。
第三十六條第一号中「第十四條第五項、第二十八條又は第三十條」を「第十五條第五項、第三十條又は第三十一條」に、同條三十三條に、同條第二号中「第二十條」を「第二十四條但書」に改める。

第六條中「第三十二條第一項」を「第三十五條第一項」に改める。

第七條を第八條とし、以下第二十

四條まで順次一條ずつ繰り下げる。

一章中第六條の次に次の二條を加える。

(損失補償)
第七條 電源開発等により生ずる農地、林野、家屋等の水没、かんがい水、飲料水又は工業用水の不足、木材の流送の支障、さく河魚類の減少その他の事由により損失を受ける者があるときは、当該電源開発等を行う者は、その者に対する公正な補償をすることに努めなければならぬ。

下順次三條ずつ繰り下げる、第二十二条第一項中「第十六條」を「第十七條」に改める。

第三十一條 会社は、主務官庁の認可を受けなければ発電施設及び送電変電施設を所有権及び賃借権以外の権利の目的とすることができない。

第二十五条を第二十七條とし、以下第二十八條まで順次二條ずつ繰り下げる、第二十四條の次に次の二條を加える。

第二十六条 会社の所有する発電施設又は送電変電施設は、工場抵当

法(明治三十八年法律第五十四号)第一條の工場とみなし、同法の規定を適用する。この場合においては、設立は送電変電施設は、工場抵当

附則第十二項中「第十六條」を「第十七條」に改める。

附則第十四項中「第十四條第三項及び第十五條」を「第十五條第三項及び第十六條」に改める。

附則第二十項中「昭和二十五年政令第三百四十三号」を削る。

附則第十五項を「第十六項」とし、以下順次一項ずつ繰り下げる、附則第十一項に改める。

附則第二十一項中「第十四條第三項及び第十五項」を削る。

附則第二十二項中「第十六項」とし、以下順次一項ずつ繰り下げる、附則第十一項に改める。

附則第二十三項中「第十六項」とし、以下順次一項ずつ繰り下げる、附則第十一項に改める。

附則第二十四項中「第十六項」とし、以下順次一項ずつ繰り下げる、附則第十一項に改める。

附則第二十五項中「第十六項」とし、以下順次一項ずつ繰り下げる、附則第十一項に改める。

附則第二十六項中「第十六項」とし、以下順次一項ずつ繰り下げる、附則第十一項に改める。

附則第二十七項中「第十六項」とし、以下順次一項ずつ繰り下げる、附則第十一項に改める。

附則第二十八項中「第十六項」とし、以下順次一項ずつ繰り下げる、附則第十一項に改める。

附則第二十九項中「第十六項」とし、以下順次一項ずつ繰り下げる、附則第十一項に改める。

附則第三十項中「第十六項」とし、以下順次一項ずつ繰り下げる、附則第十一項に改める。

附則第三十一項中「第十六項」とし、以下順次一項ずつ繰り下げる、附則第十一項に改める。

附則第三十二項中「第十六項」とし、以下順次一項ずつ繰り下げる、附則第十一項に改める。

附則第三十三項中「第十六項」とし、以下順次一項ずつ繰り下げる、附則第十一項に改める。

附則第三十四項中「第十六項」とし、以下順次一項ずつ繰り下げる、附則第十一項に改める。

附則第三十五項中「第十六項」とし、以下順次一項ずつ繰り下げる、附則第十一項に改める。

附則第三十六項中「第十六項」とし、以下順次一項ずつ繰り下げる、附則第十一項に改める。

附則第三十七項中「第十六項」とし、以下順次一項ずつ繰り下げる、附則第十一項に改める。

附則第三十八項中「第十六項」とし、以下順次一項ずつ繰り下げる、附則第十一項に改める。

附則第三十九項中「第十六項」とし、以下順次一項ずつ繰り下げる、附則第十一項に改める。

附則第四十項中「第十六項」とし、以下順次一項ずつ繰り下げる、附則第十一項に改める。

附則第四十一項中「第十六項」とし、以下順次一項ずつ繰り下げる、附則第十一項に改める。

附則第四十二項中「第十六項」とし、以下順次一項ずつ繰り下げる、附則第十一項に改める。

附則第四十三項中「第十六項」とし、以下順次一項ずつ繰り下げる、附則第十一項に改める。

附則第四十四項中「第十六項」とし、以下順次一項ずつ繰り下げる、附則第十一項に改める。

附則第四十五項中「第十六項」とし、以下順次一項ずつ繰り下げる、附則第十一項に改める。

附則第四十六項中「第十六項」とし、以下順次一項ずつ繰り下げる、附則第十一項に改める。

附則第四十七項中「第十六項」とし、以下順次一項ずつ繰り下げる、附則第十一項に改める。

に關する基本的法制の整備(四)堤防の建設、造林、治山並びに砂防等に關して万全を期すること(五)一般電気事業者に對して、政府資金の確保、社債発行の特例、課税の特典等に關して立法措置を執ること(六)開発地點については審議會において慎重審議すべきこと等の附帶決議を行つた。

電源開発及び関係施設の整備を促進することにより、自立經濟の達成を図り、今後の經濟の發展に資する等の利益がある。

昭和二十七年五月十日
右の本院提案をここに送付する。

電源開発促進法案
昭和二十七年五月十日
第一、委員会の決定の理由
本法案は、電源開発促進のため

に(一)資金確保について政府の努力を義務づけ(二)國土の総合的開発、利用、保全を必要とする特殊地點の電源開発のために特殊会社を設立し、その建設した電源開発施設を電力会社に譲渡し、又は貸付け、もしくはその施設により発電して電力を電力会社に供給することとし、及び(三)電源開発調整を行なうことを目的とするものであつて、概ね適當と認めた。

なお、委員会において(一)基本計画の作成及び公表(二)電源開発会社の目的の明確化(三)公正な損失補償の確保等の規定を修正追加し、適切な運営を行ひ得るようにした。又(一)外資導入について政

府の努力を促し(二)電源開発株式会社の義務運営に關し、電力の供給に主点をおくること(三)公共水利

に關する基本的法制の整備(四)堤防の建設、造林、治山並びに砂防等に關して万全を期すること(五)一般電気事業者に對して、政府資金の確保、社債発行の特例、課税の特典等に關して立法措置を執ること(六)開発地點については審議會において慎重審議すべきこと等の附帶決議を行つた。

電源開発及び関係施設の整備を促進することにより、自立經濟の達成を図り、今後の經濟の發展に資する等の利益がある。

昭和二十七年五月十日
右の本院提案をここに送付する。

電源開発促進法案
昭和二十七年五月十日
第一、目的
第一章 総則(第一條～第六條)
第二章 電源開発調整審議會(第七條～第十一條)
第三章 電源開発株式会社(第十二條～二條)
二條 第三十八條

右の本院提案をここに送付する。

電源開発促進法案
昭和二十七年五月十日
第一、目的
第一章 総則(第一條～第六條)
第二章 電源開発調整審議會(第七條～第十一條)
第三章 電源開発株式会社(第十二條～二條)
二條 第三十八條

右の本院提案をここに送付する。

電源開発促進法案
昭和二十七年五月十日
第一、目的
第一章 総則(第一條～第六條)
第二章 電源開発調整審議會(第七條～第十一條)
第三章 電源開発株式会社(第十二條～二條)
二條 第三十八條

右の本院提案をここに送付する。

電源開発促進法案
昭和二十七年五月十日
第一、目的
第一章 総則(第一條～第六條)
第二章 電源開発調整審議會(第七條～第十一條)
第三章 電源開発株式会社(第十二條～二條)
二條 第三十八條

右の本院提案をここに送付する。

電源開発促進法案
昭和二十七年五月十日
第一、目的
第一章 総則(第一條～第六條)
第二章 電源開発調整審議會(第七條～第十一條)
第三章 電源開発株式会社(第十二條～二條)
二條 第三十八條

右の本院提案をここに送付する。

電源開発促進法案
昭和二十七年五月十日
第一、目的
第一章 総則(第一條～第六條)
第二章 電源開発調整審議會(第七條～第十一條)
第三章 電源開発株式会社(第十二條～二條)
二條 第三十八條

右の本院提案をここに送付する。

電源開発促進法案
昭和二十七年五月十日
第一、目的
第一章 総則(第一條～第六條)
第二章 電源開発調整審議會(第七條～第十一條)
第三章 電源開発株式会社(第十二條～二條)
二條 第三十八條

右の本院提案をここに送付する。

電源開発促進法案
昭和二十七年五月十日
第一、目的
第一章 総則(第一條～第六條)
第二章 電源開発調整審議會(第七條～第十一條)
第三章 電源開発株式会社(第十二條～二條)
二條 第三十八條

右の本院提案をここに送付する。

電源開発促進法案
昭和二十七年五月十日
第一、目的
第一章 総則(第一條～第六條)
第二章 電源開発調整審議會(第七條～第十一條)
第三章 電源開発株式会社(第十二條～二條)
二條 第三十八條

右の本院提案をここに送付する。

電源開発促進法案
昭和二十七年五月十日
第一、目的
第一章 総則(第一條～第六條)
第二章 電源開発調整審議會(第七條～第十一條)
第三章 電源開発株式会社(第十二條～二條)
二條 第三十八條

右の本院提案をここに送付する。

電源開発促進法案
昭和二十七年五月十日
第一、目的
第一章 総則(第一條～第六條)
第二章 電源開発調整審議會(第七條～第十一條)
第三章 電源開発株式会社(第十二條～二條)
二條 第三十八條

右の本院提案をここに送付する。

卷之三

第二條 この法律において「電源開発」とは、発電のため必要なダム、水路、貯水池、建物、機械、器具その他の工作物の設置若しくは改良をいう。
（電源開発に関する総合調整）

（公共事業の施行及び費用の負担）

第六條 国又は地方公共団体は、公共の利益のため河川、湖沼又は道路に関する國又は地方公共団体が施行する工事（以下「公共事業」という。）が電源開発等と密接な関係を有する場合においては、電源開発等を行う者に対し、当該公共事業の施行を委託することができ

び価額等についての認可の基準

を作成すること。
前各号に掲げるものの外、電源開発の促進及び総合調整に関する必要な事項を調査審議する。
と。
組織
元條 審議会は、会長及び委員十人をもつて組織する。

処理するため必要があるときは、

関係都道府県知事の出席を求める。
その意見をきかなければならぬ。

(政令への委任)

第十一條 この法律に定めるものの
外、審議会の組織及び運営に關する
必要な事項は、政令で定める。

るときは、主務官

なければならぬ（利息配当の特例）

の認可を受け

業前に利息の
定めた場合に
有する株式に
当をする」と

官報(号外)

(事業の範囲)

第二十二条 会社は、その目的を達成するため、左の事業を営むものとする。

一 水力を利用する発電のための電源開発及びこれに附帯する送電施設の整備

二 発電施設及び送電変電施設の貸付又は譲渡

三 電気事業者に対する電気の供給

四 前各号に掲げるものの外、その他の会社の目的を達成するために必要な事業

2 会社が前項第一号の規定により付け、若しくは譲渡し又は同項第四号に掲げる事業を営もうとするときは、主務官庁の認可を受けなければならない。

3 主務官庁は、前項の発電施設及び送電変電施設の貸付又は譲渡についての認可に当つては、貸付又は譲渡の相手方及び価額等に関し審議会の作成した基準を尊重して、これをしなければならない。

(社債発行限度の特例)

第二十三条 会社は、商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百九十七條の規定による制限をこえて社債を募集することができる。但し、資本及び準備金の総額又は最終の貸借対照表により会社に現存する純財産額のいすれか少い額の十倍をこえてはならない。

(一般担保)

第二十四条 会社の社債権者は、会社の財産について他の債権者に先

だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

2 前項の先取特權の順位は、民法(明治二十九年法律第八十九号)の規定による一般の先取特權に次ぐるものとする。

(外貨債務の補証)

第二十五条 政府は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)

第三條の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、会社の外貨で支拂わなければならぬ債務について、保証契約をすることができる。

(土地の立入等)

第二十六条 会社は、発電施設又は送電変電施設の設置又は改良に関する測量、実地調査又は工事のため必要があるときは、都道府県知事の許可を受けて、その職員に、他人の土地に立ち入り、又は支撑となる竹木を伐採させることができ、これをしなければならない。

2 都道府県知事は、前項の許可の申請があつたときは、土地の所有者及び占有者又は竹木の所有者にその旨を通知して、意見書を提出する機会を與えなければならない。

3 会社は、第一項の規定によりその職員に他人の土地に立ち入り、又は竹木を伐採させるときは、あらかじめ土地の占有者又は竹木の所有者に通知しなければならない。

4 第一項の規定により他人の土地に立ち入り、又は竹木を伐採する行為が法令若しくは法令に基く处罚を受けたことを証明する書面を

機帶して、土地の占有者又は竹木の所有者の請求があつたときは、これを呈示しなければならない。

5 会社は、第一項の規定によりその職員に他人の土地に立ち入り、又は竹木を伐採させたときは、これによつて生じた損失を補償しなければならない。

(監督)

第二十七条 会社は、主務官庁がこの法律の定めるところに従い監督する。

2 主務官庁は、この法律を施行するため特に必要があると認めるときは、会社に対し、業務に關し監督上必要な命令をすることができる。

3 第一項の規定による検査の権限は、犯罪捜査のために認められたる職員は、その身分を示す社票を拂帶し、関係人に呈示しなければならない。

4 第二十九條 会社は、弁済期限が一年をこえる資金を借り入れようとするときは、主務官庁の認可を受けなければならない。

5 第三十條 会社は、毎營業年度の事業計画を定め、主務官庁の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。

(役員の解任)

第三十一條 内閣は、会社の役員の行為をしたときは、行為者を罰する。外、会社に對して各本條の刑を科する。

第三十二條 左の各号に掲げる違反があつた場合においては、その行為をした会社の役員又は職員は、三十万円以下の過料に処する。

4 第十四條第五項第二十八条第一項又は第三十條の規定に違反したとき。

(報告及び検査)

第三十二条 主務官庁は、この法律を施行するため必要があると認めるとときは、会社からその業務の状況に關する報告を徵し、又はその職員に、会社の営業所、事務所その他事業場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができ

る。

2 第二十七条第二項の規定による命令に違反したとき。

3 第二十九條 第十六條の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

4 第三十條 会社の役員は、設立委員会の認可を受けなければならぬ。

5 第三十二条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした会社の役員又は職員は、五万円以下の罰金に処する。

6 第三十三条 前條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした会社の役員又は職員は、五万円以下の罰金に処する。

(罰則)

第三十四条 第三十二条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、五万円以下の罰金に處する。

3 第三十五条 会社の役員又は職員が会社の業務に關し前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰する。

4 第三十六条 左の各号に掲げる違反があつた場合には、その行為をした会社の役員又は職員は、三十万円以下の過料に処する。

5 第三十七条 左の各号に記載したときには、株式申込証を政府に提出し、その検査を受けなければならない。

6 設立委員会は、株主の募集を終ったときは、株式申込証を政府に提出し、その検査を受けなければならない。

7 設立委員会は、前項の検査を受けた後、運帶なく、各株につきその發行価額の全額の拂込をさせなければならない。

二 第二十三條但書の規定に違反して、社債を募集したとき。

3 第三十七条 左の各号に記載したときには、その行為をした会社の役員は、三万円以下の過料に処する。

4 第二十二条第二項の規定に違反したとき。

5 第二十四條第五項第二十八条第一項又は第三十條の規定に違反したとき。

6 第二十九條 第十六條の規定に違反したとき。

7 第三十條 会社の役員は、会社の行為が法令若しくは法令に基く处罚を受けたことを証明する書面を

8. 前項の拂込があつたときは、設立委員は、遅滞なく、創立総会を招集しなければならない。

9. 創立総会が終結したときは、設立委員は、その事務を会社の總裁に引き渡さなければならない。

10. 商法第百六十七條、第百八十一條及び第百八十五條の規定は、会社の設立については、適用しない。

11. この法律の施行の際、現にその商号中に電源開発株式会社という文字を使用している者は、この法律の施行後六月以内にその商号を変更しなければならない。

12. 第十六條の規定は、前項の期間内は、同項に規定する者には、適用しない。

13. 日本開発銀行は、当分の間、日本開発銀行法（昭和二十六年法律第二百八号）第十八條の規定にかかわらず、会社の株式を引き受けれることができる。

14. 第十四條第三項及び第十五條の規定の適用に關しては、日本開発銀行が前項の規定により引き受けた保有する株式は、政府において保有するものとみなす。

15. 第四項の規定の適用に關しては、日本開発銀行が前項の規定による引受けをする引受けは、政府においてする引受けとみなす。

16. 経済安定本部設置法（昭和二十四年法律第二百六十四号）の一部を次のように改正する。

第十五條第一項の表中國土調査審議会の項の次に次のように加え
る。

電源開発促進法（昭和二十七年法律第
○○号）の規定によりその所掌事務に属せしめら
審議会 発調整 電源開発

規定にむかわらず、千分の一・五とする。
19 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のよう
に改正する。
第三百四十九條の次に次の二條
を加える。
(発電施設に対する固定資本税)

十一 電源開発株式会社に対する

22 土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）の一部を次のように改正する。

十七の二 電源開発株式会社が を加える

設置し、又は改良する発電施設又は送電変電施設

項の場合において、同項の規定によりなお効力を有する旧電気事業法第三十条第二項で

規定する電気を供給又は使用する事業を営む者が設置し、又は改良する発電施設又は送

音頭加言

木更作答 只今議題となりました
源開発促進法案につきまして、終
委員会による審議の終了

を御報告いたします。

て御説明いたします。自立経済の
という緊要な課題を達成するため

に電源の開発及び送電電施設の整行なつて電力供給を増加し、産業

一五〇

の振興発達の基礎を築くことが提案の理由であります。従いまして、このために本法案は、昭和三十一年におきまして、鉱工業生産を戦前、つまり昭和七年から十一年の平均に比しまして約二倍に引上げるということを前提にし、同時に国民の生活水準を現在より約一〇%、一割向上せしめるといふことのために、同年度の電力需要を需用端におきまして大体四百八十億KWH程度というふうに想定して、この四百八十億KWH程度を確保するためには、先ず既存の民間電力会社を初め自家発電及び公営による電源開発を極力促進することを原則とし、政府は、次に述べる電源開発株式会社を含めて、これら四つの開発担当者について、それ所要資金の確保に努めることを義務付け、且つ固定資産税などの半額軽減を行ふということにしたわけであります。(二番目に、既存電力公社などによつては著手困難又は適当ならざる大規模な或いは国土の総合的な開発、利用、保全を必要とする特定地点の電源開発については、新たに電源開発株式会社を設けることとして、主として政府の一般会計からの直接出資及び将来は外資導入によつて総合的且つ急速なる電源開発を行わしめて、電力会社、自家発電、公営によつてもなお足らざる電源開発に当らせることとした。なお、この特殊公社は原則として電源開発を目的として、完成した電力設備は逐次電気事業者に対し譲渡、貸付或いは卸売りをするものであるが、資金及び税金面での特典によつて民間電力会社が行うよりは低廉になり得る。そういうふうにして豊富低廉な電力を成るべく速かに増加するものであるとい

うこと。三番目に、電源開発の円滑なる実施を図るために、電源開発に関する基本計画を審議し、関係行政機関の調整を総合調整するため、電源開発調整審議会といふものを作つて、水又は土地に関する諸権利などの総合的な調整を行つこととした。以上簡単に述べましたが、以上が本法案の内容の概略であります。

次いで、本委員会の審査におきましては、本法案の重要性と関連性とを考慮いたしまして、通商産業委員会、大蔵委員会、建設委員会等の各委員会と連合審査を行い、公聽会も行いまして、各界の意見を聴取し、そのおきまして單独の本委員会に移しまして審議を行なつた。通算しますと三十数回に及ぶ慎重な審議を行なつて来たのであります。同委員会におきましても熱心な質疑を繰り返されたのであります。その詳細につきましては速記録に譲ることをお許し願いまして、ここにはその主要な質疑につきまして御報告いたします。

第一に資金の関係であります。現在民間電力会社の電源開発を阻む一番大きな原因は、資金が不足であるといふことにあります。何故に一般会計による財政資金を直接民間電力会社にやるといふ方法をとらざるに特殊会社を設けてこれに投資するという方法をとつたしまして、国民の税金からの、而も融資であるから、直接民間電力会社には出

理由の主な点であつたと思うわけあります。次に特殊会社は民間電力会社が資金その他の理由で力の及ばないような電源の開発を行うのが目的であつて、民間電力会社などと並行してこれにプラスして電源開発を行つのであつて、決して九つの電力会社による電源開発を圧迫し、阻害するというものではないのだ。こういふふうに述べられました。

それから、この特殊会社は、特權と同時に、特殊会社なるが故に政府の特別な監督を受けることになつておなり、主なる特權としては、民間電力会社と異なる点は、発行株式の二分の一以上は政府出資によつて資金的に安定するようにしてること、それから政府保有株式については建設利息の配当などがなくして、そのためにその分だけ電源の建設費が安くなるということになり得る。それから社債発行限度の特例が認められて、外資導入等に対しても、その分の十分な考慮をしてある。それから四番目には、外債債務について上述のような政府の保証があつて、外資の受け体制が整え得るようにできており、それから登録税が減免されておるというような、大体五、六点の答弁があつたと思ひます。

1 挑戦者に めりのに上達の意

それから項目の大きな問題で、技術者要員の問題が出て、特殊会社が設立せられて必要な技術者要員を確保できずがあるのではないか。又文部省であるので配付された資料から見ていれば役職員は公務員では通用を受けないようにしたところも、もうな点で、従来の公団と見られたような欠陥を排除できるだけの考慮をされているのであるというような説明があります。

とかそういう
か公社とか
廃止するため
郷つたつも
がされてお
本當はな
うこま
常にま
おつそ
けね
なくて、そ
うはな
うこま
常にま
おつそ
そ

三に十分に集めらることにつきまして、
ことにも相当議論が
心配をされてお
なから第五番目
問題につきまして
はどくいふ
か、又どういうう
をきめるのがと
まして、各年度
、又、水力、火

、及び技術要員な
れるかどうかと、は、委員会におまかして、非
行われまして、非
る強い意見も出で
えておきます。

は、地域別の度合、更に開発によるものと、他の電力需給の状況が、そのた
めに、外埠送電をも行なうべきこと、それが相当強く思われます。

電力供給及び水発地点の経済性問題を考慮斟酌し、うに考える。以は、民間電力会なしよろしく考慮され意見が述べられ

火供用の の優劣と て決定さ 題にわ 域別の	た。
上への審査	均衡と に役立
社の開発	か。併
すべしと ておつた	日日發
つて大規 模な要	来るの
か、地域 考慮する	につき
が火力開 拓的な要	期間も
会社の上 のトヨ	りでま

の不均衡或いは斜めの現象が、このように現れることが、相当困難な事である。しかし、若し、それが、さながら、若干の再現といふよ
うのではなかろうか。つまり、二十年ぐらいで終
るは見えられない。
めるかといふ、そ
こままでして、相当突
き行われておつた
ような質問に対し
業務内容は電源

の電力需給の地
金の地域差の不
を均衡化するの
難ではなからう
卸売をやれば又
うな問題も出て
。又会社の存続
了するというふ
或いはそのつも
の期限の問題等
つ込んだ質問が
と思います。以
ましては、特殊
の建設というこ

といふ問題につきましては、現在の財政資金支出の余力を考へ、資金資材の有効重点的な活用、それから総掛費の節減等といふような観点から、取りあえず一社にしてスタートすることが正しいと考へておる。若し数社を作ること、将来各地到る所に特殊会社ができる傾向を生じて、總括式となつて美を結ぶことが少くなる危険性があるよう思ふ。又特殊会社形態なるがための運営上の非能率になるといふ問題その他の欠陥の是正については、まあ一応のでき得る限りの考え方はしたつもりである。例えは予算、決算、会計などの会計法令の適用を一應除外したこと。或いは新商法による株式会社といつしまして、運営面においては一般の普通の民間企業と余り異なることがないように運営できるようにしたとか、

な過ぎて、本当に
虞れがあるのであるのでは
うな意味の質問が
されたと思いま
しては、技術者の要
しては、予備の電力会社及び外社
係技術者等も考
ら参考資料の人員
の人員は、最初に
いう方針によつて
て、そのためによ
用なども考えて
当該地域の電力へ
あつたと思いま
上のほかにその仙
当出でおりましま

大きさにつき
発調整審議会
発基本計画と
に調整決定を
この基本計画
き関係開発会
法文の十二條
るのである。
であろう諸社
会社では現状
の面から見て
り、或いはア
ラ、民間電力
よつてやらせ
れるようなら
が非常に複雑
は解決が非常
るようなもの
のおのづの

ましては、政府の議を経てきめに基いて政府が公社の開発地の具体的に選定基準は、大規模で、においては資金調達の、更に、補償着手することが、國土総合開発の会社よりも、特るほうが妥当だ。この、候補に困難にならう、こういう候補があつて民間電力であつて優先の度合につつては、政府の議を経てきめにこうものによつてすることになつては、政府の議を経てきめに示すところに

が電源開
てる。大綱的
決定すべ
選定は、
よつてい
準となる
民間電力
その他
困難であ
見地か
株会社に
と考えら
間の関
係など
務は甚
後の公
に對す
か。即
きまして
と思われ
地點のそ
うなよ

る、特殊会社のみに開発会社の業務問題に対する電気の供給即ち電力供給者に対しても、電源開発者等の損失を考慮するようなどといふに、例えば公文書によれば、農林委員会及び農業生産者問題だけではなく、電源開発について十分補償について十分意味の要望であつた。

ならず、各開発会社の業績は、開発に伴う水、電力の供給と、補償について十
分な強い要望が私たる者を以ちまして、今のようなな
る若風されたしと
たわけであります。これは特
く、開発会社の業
務から電気事業者
との卸売というよ
う関係にあるの
で、現在最も問

しまして、各年度における企業形態
又、水力、火力別の電源開発の

発をも行なへ
程が相当強く

مکالمہ

ような要
上のよ
会社の

のような質問に対し

ましては、特殊の建設というこ

とが主体である。なお、その建設完了した電力設備は、第一に譲渡又は貸付を行うこと、二義的に卸売を行うことについて民間の九つの電力会社などを行つて得る限度以上の電源開発を行うことによつて、電力の供給をより豊富にして、且つ民間電力会社で行うよりは先に言つたような理由で低廉にもなり得る電力を供給するのであるから、今後この豊富にして低廉な電力をソースとしてしまして、需給及び料金の地域差の是正に相当程度寄與し得ると考える。又地域別の電力需給状況などを勘案して開発地点をも選ぶことになつており、又譲渡、貸與の際に一定の條件を付して地域別の電力需給などを調整するようになるとことも考えられる。以上のような方法で電力需給の地域別の不均衡及び料金の地域差のは是正に最も寄與し得ると考える。又この特殊会社は創立を一義的に考えていないこと、電源開発を独占的に行う会社ではないこと、それから特殊会社の開発所有する電力設備は十年後におきましても全体の大体一二三%にしか過ぎないこと、電力の国家管理が現実に行われていないこと等々の理由からして、旧日発の再現云々の批判は当らないと思うといふ答弁がされております。それから特殊会社の存続の期間につきましては法文中には明記しておらない。予定された電源開発の完了、これに伴う譲渡、

貨與、卸売等の関係で実際に存続期間は左右されるものであつて、その存続期間については必ずしも明らかでないといふ趣旨の答弁があつたのであります。この期限問題につきましてはいろいろな質問によつて答弁が各面からされました意味もありまして、必ずしも明瞭ではないように考えられます。

次に工場抵当法との関係につきまして、これは専門的な立場から相当突つ込んだ質疑応答が繰返されております。特殊会社は電気供給事業者であるのか。若し電気事業者でないとするならば、工場抵当法にいう工場の觀念には電気の供給を目的とするということになつておるから、工場抵当法の適用による財團の設定ができることにならぬのではないか。外債担保としてゼネラル・モアダージは抵当権を設定期の場合は主務大臣の認可を必要とする旨の規定を設ける必要があるのではないか。或いは水利権を財團組成に当つてどういうふうに扱つかという意味の質問が専門的なまゝあるのではないか。これに対しまして、特殊会社はなるべく工場抵当法の適用を受けておるのであるから、電気を供給することを目的とする電気事業者ではない。従つて工場抵当法の適用を受けることによる工場の範囲が財團を設定することは一応の原則とあるよう思われる。これは解釈上の

問題だといふことにもなつたと思いま
す。抵当権設定の場合の主務大臣の認
可の必要については十分に研究をする
必要を認めた。又水利権は財團の中に
は入らぬといつしましても実際上財團
と一体をなしておるのであるから、こ
れが財團設定の場合に実質上その内容
となつていなければ事実上担保価値が
殆んどなく、借入、社債の発行は困難
ではないかとの質問でありますしたけれ
ども、これに対しまして、水利権は河
川法による公法上の水の使用権であつ
て、種々公益の上の見地から制限を設
けておる関係もあるので、これを以て
直ちに財團の組成物件とすることはむ
ずかしい。以上のような答弁によつ
て、工場抵当法との関係につきまして
は研究の余地があることが明らかにな
つたと考えます。

國るつもりであるといひ答弁があつた
と思ひます。

最初に申上げましたように、この委
員会は相當長期に亘りましてあらゆる
角度から質疑応答がなされましたな
めに、只今報告しましたことで盡きま
おるわけではないのであります。一応
整理して要点だけを御報告したわけ
でありますから、内容につきましては十
分速記録を一つ御覽をお願いしたいと
思ひます。

大体以上のようだ質疑を終りま
で、それから質疑の終了の段階になり
まして、質疑終了されましてから、杉
山委員の修正案、それから奥委員の修
正案、二つの修正案が提出せられたよ
けであります。大要を申上げます。

先ず杉山委員の主な修正案の内容
は、第一に、第二條の定義における
「電源開発」というのは「水力又は火力
による発電のため」に改め、つまり火力
も火力も両方含めて、火力も含むこと
いうことを明確にすること。これは第
二條の修正であります。

それから二番目に、第三條を、経済
安定本部總裁は電源開発基本計画を電
源開発調整審議会の議を経て決定し、
且つこれを関係行政機関の長に通知す
ると共に、一般に公表し、利害關係者
からの意見の申出ができることとし
て、その申出があつた場合は、行政機
関の長は、これを考慮して必要な措
置を講ずること、というふうに改めた。

これは第三條の修正であります。
それから三番目に、第四條の「電源開発に関する総合調整」については、
機関の処分が電源開発の円滑な実施に
支障を及ぼす虞れありと認めるときの
み、後者と協議し得ることとなつてい
たのを、これを修正して、関係行政機
関のほうからも、電源開発の実施が國
土の総合的な開発、利用、保全に重大
な影響を及ぼす虞れありと認めるとき
は、電源開発の主務官庁と協議をなし
得ること、こういふふうに原案を修正
しまして、片方からのものを相互的な
協議に改めるというふうに修正をされ
たわけであります。

以上の第三條、第四條の修正は、大
体次に述べます損失補償に関する修正
と共に、これは第七條になるわけであ
りますが、第七條の損失補償規定の挿
入と共に、先ほど申上げましたところ
の農林委員会、水産委員会からの要請
の内容と合致するものであつて、それ
を取り入れられたことだと思います。

それから第四番目に、電源開発など
に必要な資金の確保の努力を政府に義務
付けることを追加いたしまして、且つ
これに対応して、審議会の所掌事務を
して公正に配分することの努力を義務
付けましたところの第五條の規定
に、更にその資金を各開発担当者に對
する資金の調達及び配分に関する審議

國るつもりであるといふ答弁があつた

これは第三條の修正であります。

これは第三條の修正であります。
それから三番目に、第四條の「電源開発に関する総合調整」については、
機関の処分が電源開発の円滑な実施に
支障を及ぼす虞れありと認めるときの
み、後者と協議し得ることとなつてい
たのを、これを修正して、関係行政機
関のほうからも、電源開発の実施が國
土の総合的な開発、利用、保全に重大
な影響を及ぼす虞れありと認めるとき
は、電源開発の主務官庁と協議をなし
得ること、こういふふうに原案を修正
しまして、片方からのものを相互的な
協議に改めるというふうに修正をされ
たわけであります。

以上の第三條、第四條の修正は、大
体次に述べます損失補償に関する修正
と共に、これは第七條になるわけであ
りますが、第七條の損失補償規定の挿
入と共に、先ほど申上げましたところ
の農林委員会、水産委員会からの要請
の内容と合致するものであつて、それ
を取り入れられたことだと思います。

それから第四番目に、電源開発など
に必要な資金の確保の努力を政府に義務
付けることを追加いたしまして、且つ
これに対応して、審議会の所掌事務を
して公正に配分することの努力を義務
付けましたところの第五條の規定
に、更にその資金を各開発担当者に對
する資金の調達及び配分に関する審議

昭和二十七年七月七日 参議院会議録第六十四号 電源開発促進法案

調査することの一号を追加したことあります。これは、先ほども質疑応答の中に出来ましたところの、特殊会社が開発することによって、特殊会社以外のものの開発費を資金面から圧迫する可能性と危険性を成るべく除去しよう、そういう意図に基く修正内容だということになります。

それから第五番目に、電源開発によって水、土地、家屋、林木等に關して損失を受ける者に対し、当該電源開発担当者が公正な損失補償に努めることを義務付ける條文を新設いたしました。先ほど申しました第七條の新設であります。且つこれに対応して、審議会の所掌事務を規定した第八條に、電源開発により生ずる損失の補償に関し調査審議することという一項を追加しております。これは先ほど説明の通りであります。

す。更に原案のほかに、電力の地域的な需給を調整する等のため特に必要な火力又は球磨川その他の河川等に係る電源開発」ということを追加しました。この三つの問題の追加は、先ほど質疑応答の内容の中で申しましたところの地域的な需給の調整というための開発ということが入る、その例示として、先ほどと同じ意味で球磨川ということが入つたということです。左に挙げました開発地点であります。なお右に挙げました開発地点であつても、特殊会社以外の民間電力会社などが具体的な計画を附して電源開発を行うべきことを主務官庁に提出したもので、その計画が適当であつて、且つその実施が可能であるというふうに審議会が確認したものにつきましては、民間電力会社等に委ねることとして、特殊会社の開発地點から除くといふふうに第十二条の修正がなされております。

それから八番目に、先ほど質疑応答の際に述べて問題になりました工場抵当法の適用につきまして、新たに一條を新設いたしまして、特殊会社は工場抵当法の適用を受けられるというふうにいたし、更に主務官庁の認可を受けなければ抵当権の設定ができないといふことを明瞭かにしております。

第九番目に、その他、審議会の委員中、民間学識経験者から任命する者七人を八人に増加し、従つて委員総数は十四人が十五人に増加したこと、及び役員を内閣が任命するときに株主総会の意見を聞くことと改めて、少數株主の意見をも一応反映する途を開いたことなどが大体杉山委員から提出されました修正案の大要であります。

次に奥委員から出されました修正案は、大体次に述べます部分を除きましたては、全く杉山委員から出された修正案と同一であるわけであります。その相違点だけを申上げます。

それは、第一に、第十二條第二項におきましては、特殊会社が行うべき地點から除外される地點については、特殊会社以外の民間電力会社などが「具体的な計画を附して電源開発を行うべきことを主務官庁に申出したもので審議会が確認したもの」を除くといふふうになつておりますして、杉山修正案のはうでは、「主務官庁に申し出たものであつて審議会においてその計画の内容が適当であり、且つ、その計画の実施が可能

であると確認されたもの」というふうになつております。この点は、実質的には、質疑応答の際に出て来た場合には、修正意見を出されたかたは、余り実質的には變りないんだという話でありました。が、法文の読み方によります。しては、その確認をなすときの基準が明らかに示されておるからならないかという意味で、相当大きな内容上の差があるのだということが相当質疑応答の中で問題になつておつたと思ひます。なお、その次に、同じく十二條の中にあります。杉山修正案にありました三つの具体的な河川名の例示を完全に削除しておられること、それから今の点が第十二條にかかる修正意見であります。

それから二番目、附則に次の三点を追加されておる。即ち第一に、附則第十八項で、特殊会社のみでなくて、民間電気事業会社にも登録税の免除を規定しておること、それから第二に、附則第二十項で、電気事業会社の社債発行限度の特例を現行の二倍から五倍に引上げることを規定したこと、これは内容が非常に條件が附しております。それから第三に、附則の第二十一項で、電気事業会社が資金運用部資金引受で直接社債を発行し得ることを規定しております。

この附則についての三点と、この十

大体二つ、附則において三つ、これが奥修正案とそれから杉山修正案の相違であるわけであります。この両案を一緒に質疑応答を練習されたわけであります。が、この質疑応答の詳細につきましては一つ速記録に譲りますので御承知をお願いしたいと思います。

先ほど申上げましたように、最初問題になつたのは十二條二項でありまして、一体何を確認するのか。民間電力会社が具体的な計画を附して主務官庁に届出さえすれば、その届出が確認されたことになつてこれが全部除外されることになるのか、ならないのか。そして奥委員の修正案の場合には、そういうふうに申出さえあれば、それがそのまま確認をされて、従つて特殊会社で行い得ない地點になつて、つまりその意味では民間電力会社の優先の意味であるといふような解釈が成り立ち得るという質疑応答の中で意見が出ておりました。又この両案の相違点でありますところの三つの河川の例示につきまして、相当突っ込んだ意見及び質疑が繰返されまして、法制局の意見なども質したわけであります。が、一応法制局の意見によりますと、たとえば第一号の「只見川」というのは大規模な電源開発の代表的なものを例示したものであつて、「その他の河川等」というのであるから、有力な開発候補の一つであることを意味するのであるけれども、必ずこれは優先的にやらなければならぬ

虚して電源開発基本計画(以下「基本計画」といふ。)を立案し、電源開発調整審議会の議を経て、これを決定しなければならない。

2 経済安定本部総裁は、前項の規定により基本計画を定めたときは、逕済なく、これを國の関係行政機関の長に送付するとともに、政令の定めるところにより、公表しなければならない。

3 前項の規定により公表された事項に関する利害關係を有する者は、同項の公表の日から三十日以内に、政令の定めるところにより、國の行政機関の長にその意見を申し出ることができる。

4 前項の規定により意見の申し出があつたときは、國の行政機関の長は、これをしんしゃくして必要な措置を講しなければならない。

(電源開発に関する総合調整)

第五條 国の行政機関の長は、河川法(明治十九年法律第七十一号)その他の法令の規定による他の行政機関の処分が電源開発の円滑な実施に支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、又は電源開発の実施が國土の総合的な開発、利用及び保全に重大な影響を及ぼすおそれがあると認めたときは、当該事項を所管する國の行政機関の長に対し協議することができる。

2 國の行政機関の長は、前項の規定により協議をした場合において必要があるときは、経済安定本部総裁に対し、その旨を申し出て、総裁は、前項の規定により総合調整を行なべきことを求めることができる。

3 経済安定本部総裁は、前項の規定により総合調整を行なべきことを求められたときは、電源開発調整審議会の議を経て、総合調整を行なうものとする。

第五條の見出しを「(資金の確保及び配分)」に、同條中「資金の確保に努めなければならない」を「資金を確保し、且つ、電源開発等を行なう者に対する、その資金の公正な配分が行われるよう努めなければならない」に改める。

第八條但書中「第二号から第四号」を第三号から第五号に改め、同條第一号中「電源開発」を削り、同條第四号中「権利の調整」の下に「並びに電源開発等により生ずる損失の補償」を加え、同條第六号中「第二十二條第一項」を「第二十三條第二項」に、「基準を作成すること。」を「基準の作成並びに同條第四項の規定による意見を求める事項に關し調査審議すること。」に改め、同條第二号を第三号とし、以下順次一号ずつ繰り下げ、同條第一号の次に第二号として次の一号を加える。

2 電源開発株式会社(以下「人」といふ。)に、同條第八号中「七人」を「八人」に改める。

第十二條 電源開発株式会社(以下「会社」といふ。)は、基本計画において会社が行なべきものと定められた地点における電源開発をすみやかに行い、電気の供給を増加することを目的とする株式会社とする。

2 基本計画において電源開発を行う地点につき会社が行なべきものと定める場合は、左の各号の一に該当するもののうち、会社以外の者が具体的な計画を附して電源開発を行なべきことを主務官庁に申し出たもので審議会が確認したものを除いた電源開発に係る地点に限る。

一 大規模な又は実施の困難な電源開発

二 國土の総合的な開発、利用及び保全に關し特に考慮を要する電源開発

三 電力の地域的な需給を調整する等のため特に必要とする電源開発

会の意見をきき、「を加える。

第十九條中「内閣」の上に「株主総会の意見をきき、「を加える。

第二十二條第一項第一号中「水力を利用する発電のための」を削り、同條第三項を次のよう改める。

3 会社が第一項第三号の規定により電気事業者に對し電気の供給をしようとするときは、その供給量、供給についての料金及び供給の相手方について主務官庁の認可を受けなければならない。この場合において、公益事業令(昭和二十五年政令三百四十三号)第四十條の規定は、適用しない。

4 主務官庁は、第二項の発電施設及び送電変電施設の貸付又は譲渡に當てては、経済安定本部総裁に依頼して審議会の意見を求め、その意見を尊重して、これをしなければならない。

(工業抵当法の適用)

第二十六條 会社の所有する発電施設又は送電変電施設は、工場抵当法(明治三十八年法律第五十四号)の規定を尊重して、これをしなければならない。

第二十七條 第二十二条第一項及び第三十四条中「第二十二條第一項」を「第三十五条第一項」に改める。

第二十八條第一号中「第十四條第五項、第二十九條又は第三十条」を「第三十九條第一号中「第二十一條第一項」を「第二十二條第一項」に改め、同條第六号中「第二十二條第一項」を「第二十三條第二項」に、「基準を作成すること。」を「基準の作成並びに同條第四項の規定による意見を求める事項に關し調査審議すること。」に改め、同條第二号を第三号とし、以下順次一号ずつ繰り下げ、同條第一号の次に第二号として次の一号を加える。

第三十九條第一号中「第二十二條第一項」を「第二十三條第一項」に、同條第三項又は第三十一條に、同條第二号中「第二十七條第一項」を「第二十八條第一項」に改め、同條第六号中「第二十九條第一項」を「第二十一条第一項」に、同條第十三條第一項(同法第四十三條においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定は、第二十三條第一項第二号の規定による発電施設又は送電変電施設を目的とする賃借権については、適用しない。

第七條を第八條として、以下第二十一条まで順次一号ずつ繰り下げ、其の規定は、第二十三條第一項第二号の規定による発電施設又は送電変電施設を目的とする賃借権については、適用しない。

第一章中第六條の次に次の一條を加える。

だらうと思ひます。が、なせ難處があつたかといふことは、政府並びに提案者側の説明答弁がいつも食い違つておつたのでござります。答弁は新らしい疑問を又産む。前言はあるとのかわらないといふうなことがしばしばございまして、委員会は長引かざるを得なかつたのでござります。

〔副議長退席、議長着席〕

委員長も誠に忍耐強く委員の審議を主導していらしたことには、私もほんと同情と感心をいたすものでございました。併しそういう複雑ないきさつを以て審議がなかくすつきりと運ばないものでしたから、まあ、いつ果てるところだらう。このよくなに言つておる次第でございます。

この法案のように莫大な国家の金を使つて電源開発株式会社を作るということは、誠に事重大でござります。夜国会で議員はみんな疲れ切つておりました。幸いにして両修正案の質疑が行われまして、四時半、五時近くに一旦休憩に入つて、もう余り疲れておるゝ一本になつて責任の持てる内容を以て、併しこの疲れ切つて連日終夜で無理をして来ました議員たちが、休まなかつたから出ておりました。私自身も

それを願つて参りました。併しこれは、最後には腰重のとき勢いで、ばたばたと審議、討論、採決を終つたのをござります。提案者側におかれましては本案の成立をなぜか非常に急いでいた。〔選舉目当てだ」と呼ぶ者あり）杉山、奥、二つの修正案が提出されましてから……、この経済安定委員会には改進党と民主クラブの委員はないのでござります。両案の修正案が出ましてから、両社会党のほうから、これをともかく比較研究して党の態度をきめなければならないから少し待つてもらいたい。こういう申出が委員長に述べられるかもわからなかつたので、各委室は対策を練ることに忙しかつた。その際でございましたので、委員会は、討論、採決の委員会は十一時からと書いてございましたけれども、私は電話で聞きましたが、できるかどうかわからぬ。私も恐らくできまいと、これで一時間ほど私は止むない用でござりますが、こういう日にも委員会は続けれられておるのでござります。又、去る二十六日、これは皆さんも御承知のように、この日も又国会は二十九日以後のあの大混乱でございまして、国会法十三條の改正問題で荒れ狂つていたときでござりますから、連日の終夜国会で議員はみんな疲れ切つておりました。幸いにして両修正案の質疑が行われまして、四時半、五時近くに一旦休憩に入つて、もう余り疲れておるゝ一本になつて責任の持てる内容を以て、併しこの疲れ切つて連日終夜で無理をして来ました議員たちが、休まなかつたから出ておりました。私自身も

ければ身体も続かないと申していたの開されまして、十一時過ぎまで審議は続けられたのでござります。私は委員長に、あなた労働組合出身の輝ける委員長じやないか、労働基準法違反ですぞ、こういうことを私は申した次第でございます。又二十八日にはこの法案の討議、採決の日でございましたが、又々国会は、あの通りの混亂のまま、いつ開かれるかもわからなかつたので、これがまた比較研究して党の態度をきめなければならないから少し待つてもらいたい。こういう申出が委員長にありましたし、私に対しても事情を述べて協力方を申込まれましたので、私からも委員長のほうへ電話を以てこありました。その日は休んだのあります。まあ最後の頃に大蔵大臣と安本長官とお二人が緑風会においておどしたから、まあ、いつ果てるところだらう。このよくなに言つておる次第でございます。

この法案のように莫大な国家の金を使つて電源開発株式会社を作るということは、誠に事重大でござります。夜国会で議員はみんな疲れ切つておりました。幸いにして両修正案の質疑が行われまして、四時半、五時近くに一旦休憩に入つて、もう余り疲れておるゝ一本になつて責任の持てる内容を以て、併しこの疲れ切つて連日終夜で無理をして来ました議員たちが、休まなかつたから出ておりました。私自身も

これが非常に身代りでござりますけれども、この日も又再び開かれましたので、私は委員長に、あなた労働組合出身の輝ける委員長じやないか、労働基準法違反ですぞ、こういうことを考へるだけでも、私は委員長に、あなた労働組合出身の輝ける委員長じやないか、労働基準法違反ですぞ、こういうことを考へるだけでも、私は委員長は、外からの圧力なくしては、こんなにとつては財政資金の使途については全く関心を持たざるを得ないのでございました。（その通り）と呼ぶ者あり）又初めの半分ほどの期間は提案者並びに大臣の答弁は、これは飽くまで議論を開くのではなく、外資導入につきまして、皆様の御了解を頂きたいことは、初めて大蔵大臣も提案者側も外資につきましては非常に自信満足でございました。大蔵大臣のときは、外資導入はペタである。併し何分にも相手の工事の過程において一部発電したものを卸売する場合もあるらうという程度の答弁説明でございましたが、そんなに長い期間の会社に外資が入らない場合のことを考えねばならぬ。私は国電源開発の施設を作る会社であつて、できたものは譲渡し、又は販売する。ただ工事の過程において一部発電したものを卸売する場合もあるらうという程度の答弁説明でございましたが、そんな短かい期間の会社に外資が入るか、いい人が集まると思うかと、こう問い合わせられまして、だんくと今度は譲渡時間がかかる。私も恐らくできまいと、これで一時間ほど私は止むない用で出かけて来なければならぬから、私がその旨を伝えてから、十一時過ぎ電話で聞きましたが、できるかどうかわからぬ。私も恐らくできまいと書いてございましたけれども、私は國又国民政府は去年は五千三百億を予定していたが、六千三百億、つまり一千八百億、或いはそれ以上にも上るであろう、こういう場合に最も重要な電力のためには五百億くらいの金を出すのは何でもないと私は考へている。若し出すだけの金がなかつた場合には他を抑えると、こう言つておられたのでござります。私といたしましては、私は戦前戦後を通じて、子供銀行、婦人の貯蓄組合の奨励と指導に当つて来ております。（三日も出ないのだろう、委員会」と呼ぶ者あり）併し今考へてみると、今日は七月の七日、討論終結をなしてからもう十日も経つてゐるのでござります。私は、委員長が、或る同

出することに反対するものでござります。電力の国家管理ができない限り、差し当り原則としては各電力事業者の自力開発に待つべきものだらうと思うのでござります。現に各電力会社におきましては、旧日光以前に、昭和十二年までに、水力、火力合せて七百万の電力を自力で開発しているのであります。ただ戦後経済事情が一変したのですから、各電力会社の開発力を原則とするとは申しましても、金がございません。ですから、これは政府が開発銀行法を改正いたしましたのもその辺にあります。ただ思ひうるのであります。金がございません。では、これが主婦連合会の立場からいつも電気料金値上げ反対をして行く、これを指導し難堪するものが最も能率的な途だと、私はこう考へたいのでございます。ですから、この会社案につきまして、私が主婦連合会の立場から猛烈に全国の婦人会を扇動しておおりましたものですから、(笑聲)拍手)私に対しては、政府の金だから配当が要らない、税金も要らない、電力がたくさんできるし、電力料金が安くなるのだから、あなたが賛成する法案なのでござります。併し大変な一〇〇%の魅力を感じてよく検討してみますと、全く税金分と負担分が安く付いておるだけ確かに安いのでござります。それだけでございます。而も私が考えますのに、財政面について、独立

後の日本の前途、今後我が日本は独立をいたしましたので、幾多の新らしい支出が待ち構えております。外債の処理、賠償の支拂、軍人道家族の援護、それに自衛力、軍備の増強も到底増税をしなければやれないのであるうと案じられるくらいでございます。緑風会の大多数はこういう考え方で、実はこの電源開発促進法案に対し賛成しております。併し私の所属しております緑風会の多くのかたは、原案を正しいものに修正し、ともかく、今、日本の事情は電力の急速なる開発を急ぐのであるから、この法案さえよく直して、そうして電源開発の途を開くべしときれましたので、私は修正案を提出したわけでございます。

さて私の修正案は、先ほど委員長から詳しく述べられました。私はその中で、一、只見川そのほか河川等にかかる大規模な又は実施の困難な電源開発、二、国土の総合的な開発、利用及び保全に關し特に考慮を要する北上川その他の河川等にかかる電源開発、三、電力の地域的な需給を調整する等のため特に必要な火力又は球磨川その他の河川等にかかる電源開発、この三つを第十二条から削らなければならんといふことは、これは私一人の意見でなく、緑風会の多くの心あるおたかねなる要求でござります。

この修正案を提出するに當り、私は修正案を出すにつきまして、私

のほかに二十二名の賛成者が御署名い

るところとは全く困ったことだと思います。

呼ぶ者あり) 又この特殊会社法案こそ

うちから、反対したのです。

最も冥大なる予算と伴うところの議員提

(利権法案ではない) 利権法案だ」と

呼ぶ者あり) それにつきまして、私は

この附帯決議によらざして、これは單

に例示的なものに過ぎないのだと、こ

ういうことを現わしておいでになる。

併しこうして法文の中に明記すること

によって心理的な効果を狙つていると

いうことは、誠にあと味の悪い、又恥

じます。国民的な魅力、国民的な願

いであるところのこの電力開発に、こ

とを推進なさる、これは何としても解

しかねるところでございます。(その

通り)と呼ぶ者あり) 今日大いに電源を

開発して豊かにして、安い電気を供給

するということは、国民的な魅力でござります。

国民的な魅力、国民的な願

いであるところのこの電力開発に、こ

とを阻止めなければならないの

野田さんともあろうものがこうい

ういうものでござります。

す。現に高瀬政調会長も川の名前を入れることは絶対反対であることを説いたので、私も勇気付けられまして、この問題は何としても国会審議の名譽にかけましても外さなければならぬといふようにいよいよ強い決心を持ったわけでござります。それで、それが総会にかけられましてから、今度は、奥、お前と一緒に三人の委員で自由党と折衝して来いということになりました。この日は夜中の二時まで自らども、私といたしましては、綠風会の議員のたと私とも三名は、審議、協議を重ねたのでございましたけれども、私といたしましては、緑風会の議員総会における皆さんの多数の熱心なる御支持、絶対に川の名前を入れることは正しくないという主張を背負うて出かけて来ましたからには譲ることができませんと私が主張いたしました。結局明らかになりましたことは、これは民主党と自由党が話し合いで結果できた言葉で、「その通り」と呼ぶ者あり、拍手)だから、これほどどうしても削ることができない。(何と取引したのだ)と呼ぶ者あり)私はこれはがつかりしたのでござります。(破防法と取替えたのだ)と呼ぶ者あり)この感の目を以て迎えられるものなんですか。よほど慎重にいたしましても、なほの法案といふものは、とかく政治的な取引をやるのじやないかと人から疑がつかりましたのでござります。

ましたように、電源開発株式会社と無
設の民間会社、又これから電源を開拓
しようとすでに調査をし準備を進
めております(「修正案の説明じやな
よ」と呼ぶ者あり)民間電気事業者と
これら両方立てなければならぬ、兩
方。なぜならば、電源開発株式会社が
如何に莫大なる政府の金を持ちまし
うとも、これから法律を作つて、人々
集めて、審議会を作つて、基本計画を
きめて着手するのですから、明日か
でも電気が出るものではない。二、三
年はかかるのでござります。(「懲りた
よ」と呼ぶ者あり)この仕事を私も認め
ます。電源開発株式会社も私は認めて
おります。同時に両方、既設の電気事
業者も同時にこれを助けて、資金の手
当ができるよう一応の枠を拡げておく
ておく。今すぐ、金をやるというのでは
ありません。日本にそんな金はありません。
せん。併し一応の金の枠を拡げておく
ということは、答弁ではしばくそれを
を明言せられましたけれども、法律的
な措置がないものですから、私が修正
案におきましてこれを取上げたのでござ
いまして、綠風会の議員総会におきま
して、自由なる民間の事業意欲に
よつて、すでに水利権を持つているも
のを、国策の名で若しも取上げられ
るようなことがあるならば、又、金さ
えあればできるのだ、すでに準備も調
査も済んでいるものが、金さえあれば
できるのだとこう言つているのを、お

前は金がないじゃないか、できないないかといふことを言つて取上げてしまつといふことは、これはむしろこの憲法違反にでもなるくらいじやいかとじやくらゐの、一もじや御意で、そつとして緑風会では非常に熱心これを支持して下すつたかたが多かつから、私の修正案に入つたわけですが、ざいまして、私は、この法律案を私人の考え方によらえたものではあります。本来ならばこれは緑風会の一つの案としてまとまるべき性質のものだつたのです。それがために残念だつたのでござります。（拍手）私は、この修正案、これはむしろ自由党の修正案だとお言えるのであります。修正案だとお言えるのであります。緑風会の杉山さんの案として出された（拍手）或いは自由党に押し潰されてしまった修正案でござります。私は、緑風会の議員でございます。山案だと、こう言えるのであります。これが私は一番残念なところであります。私はこの意味から〔議長注意して下さる〕「言論の自由だ」と呼ぶ者あり電気開発促進法案に対しまして、修正の必要な修正の案を出したわけでござりますけれども、私はこういう国家の大きな力をもつて使う会社案、又大きくなつて困つておる電力を開発するといつてこの法案を、政党と政党の間のいざこじで、これを利用されることはかなわぬと申します。（「そうですね」と呼ぶ者あり、拍手）又、私は、この法案に対して政治

的な取引が行われるというふうなことは、絶対にあつてはならないと思ふ。私個人の問題ではないに、私は綠風会が多数を以て私に期待して下すつて、この修正案の作成を期待して下すつた皆様方の共鳴を私は力にして今日ここに立つておるわけのものでございます。十分に皆様におかれましては検討して下さいまして、正しいことを主張することが如何に勇氣の要ることであるかということを、「その通り」と呼ぶ者あり、拍手)私も今つくづくこゝに立つて思つておるのでござります。私は、綠風会の皆さん方が私に賛成して下すつたからも今日姿をお見せにならないかたが幾人もございます。私は正しいことを主張することが如何に勇氣が要るものであるかということを痛感しております。どうぞ皆さん方の御判断によりまして、奥修正案が多数の御賛成を得られますようにお願い申上げる次第でござります。(拍手)

り) 余りにも荒唐無稽ということです。私どもは本日直ちに毎日新聞社に参りまして、取消の申込をいたしておきました。殊にあの中で、一例を申上げます。するならば、細川旅館云々、私は一通もございませんし、又存じません。殊に十日の日には、同僚高田議員が、小林議員、奥岡議員と参議院で会つたことは一遍もございませんし、又存じません。殊に十四日の日には、社会党では小泉議員等と一緒に航空委員会として帝国ホテルで四時半から九時過ぎまであすこに滞在いたしておきました。(笑声)、「アリバイが立つた」と呼ぶ者あり)かくのことく荒唐無稽なことが本日上程の日に当つて提出されましたといたことは、誠に私は、本院のため、又新聞界のために残念と子るところです。これだけを簡単に申上げておきます。「一身上の弁明だ」のところ一身上の弁明が大はやりだと呼ぶ者あり)

非常に大きく、操業短縮のために、資金の不挾い、又労働者の解雇、労働者の大量解雇等、誠に憂慮すべき状態が続出いたしまして、電源開発の要望は国民の大きな声となりまして、政府も又これに対応して、財政面、資金面におきまして助成策を講じておつたことは御承知の通りでございますが、この際、電源開発促進法案といふのが提出されたのでありますから、私は誠に結構なことと賛成いたしたいのであります。併し、内容を見、又提案者並びに安本の説明を聞きますと、その内容の杜撰と、調査資料の不正確、説明の不統一等は、言語道断と申すのはかはありません。私は、本法案の実施によりまして、若し電源の開発が促進せられますならば、法案の内容の是非等は論外といたしますて、賛成いたしたいのです。さりますが、法案第一章、第二章はとにかくとして、第三章の電源開発の重大な任務を特殊会社に負わせる、即ち昨年解消して目下清算中の日発と同様の機能を持つようなものを復活して、特殊会社という名称によりまして、その重大な任務を実行せしめるとて、提案者のお考えは、全く私にはわからんのであります。皆さんも御承知の通り、日発は、昭和十二年、電力管理局によりまして、電力を豊富に目途として、一部官僚と軍部青年の合意によって、国民のこうしたる反対作

御承知の通りでございましよう。併しながら、日発存続十四カ年、この間に作りました電源は僅かに六十万K.W.年に四万キロ強であります。当時日本においては大体二三十万千瓦なければならぬといふとき、僅かに四万キロ強の増加しかしなかつたということは、今日の非常な不足の原因となつております。過去と申しましてもそぞろくはない日発失敗の事実を無視して、ここに特殊会社によつて開発させようということは、全く乱暴な計画と申すはかはないと存ずるのであります。私は、本法案のあいまいなもの、又不備な点、法文と説明との矛盾等、批判すべき点は多々ございますが、これらは不問といたしましても、本案の成立が、電源の開発を阻止、阻害するという三つの理由を挙げまして、御説明いたしたいと存じます。

昭和三十五年頃までに入力地図、百八十三万キロ、合計二百六十五万K.W.を予定地點として列記しております。が、これらはいずれも現在の会社が調査設計しておりますので、そのうちの数カ地點はすでに現在の会社が実行に移さんとして手続中のものであります。即ち、法案に難工事で民間でできないものだといふより申しておらずにかかわらず、實際は民間で実行しようとするものを奪つてやるといふ結果になるのであります。従つて民間でいたしまするならば即時に着手のできることが、新らしい特殊会社といふことまでやるために、結果は現在の調査と同じようなことになります。しかし、少くとも、新会社、特殊会社といふものができた以上は、そこの幹部、そこの陣営、技術陣といふものは、一応の調査は必ずやするであります。それも又当然必要なことであります。そろしますると、それだけの年月日、先ず早く半年、遅れれば一年くらいは当然に遅れるということが明瞭な事実であります。若しも本法案に示すごとく、又最初に説明者の言ふごとく、大規模又は困難な所だけを立てるといふのならば、今からそれらの調査研究では、二、三年は到底かかるものじやない。而も会社を今急に創立てこれに国家資金を投入すれば、その資金は一体誰が使らのか。その資金は

未利用になる。今金があればどうにかなるという会社が多いのに、この特殊会社なるものを作つてそこに金を遊ばしておく。電源開発にちつとも役立たないといふ結果となりまして、この法案は電源開発の急に応えるといふ目的でできましたものが、かくの「ことき結果を招来するということは、皆さんもよくおわかりのことと存じます。

又建設に従事する技術陣と申しますが、これも五万、十万K.W.といふ大きなものになりますれば、しつかりした人又は厖大なる組織を必要とすることは当然であります。然るに技術陣に関して説明者の申しますことは、朝鮮、滿州の引揚者、日発の失業者、これらが數千名ある、成るほどこれはございましょう。併し鮮滿から引揚げた者又は日発の解職者といふども、相当腕のある者は今頃遊んでおる人はありません。今残つておる人といふのは、恐らく停年にによる退職者とか若しくは余り働けない人といふことになりますので、若しこれらを集めまするならば、成るほど頭数だけは集まりましょ。

併しこれが本当の島台の衆でありまして、失業救済による道路事業ならまだとにかくとして、若しも決壊でもするようなことがあつたら殆んど計り知らざる損害を與える大きなダムの建設事業に従事するということは到底不適当でありまして、電源の開発促進といふことは思いも及ばざることころであります。

す。安本長官や説明者は、設計事務所を使えばいい、先ほど委員長の説明にもゴンサルティング・エンジニア団々としうございました。これは発電所工事を知らない人の言うことで、発電所建設工事は設計事務と現場事務と大きく二つに分れますので、設計事務は成るほど設計事務所に頼んでもよいでしょう。併し現場事務は設計事務所開発するのに、本社六十名、一地点五十名、合計六百六十名でやるといふよなことは、全くこの発電所建設といふことに何ら御経験のないかたの設計で、計画の杜撰な立派な証拠であります。

は困難ではないが当分見込がないからも知らん、当分見込ないということになると、当分低利の金は使えないということになります。ここ何年間は外資導入による低利の金が使えないということになります。すれば、電力代を安くするというようなことは思ひも及ばざるところだと存じます。

又提案者の説明、参考資料によりますと、電力会社は一KWH二円六十五銭、特殊会社は一KWH二円四十五銭と申しておりますが、誠にその計算は村櫻極まるものであります。電気料金のコスト計算の場合に発電費用及び營業費の取り方は種々ございますから、とやう申しませんが、コストの最も大きな部分を占めますものは金利であります。その建設費、金利を背負う建設費が一休どうでありますよ。例を申上げますると、安本から提出されました特殊会社開発計画地図表といふものがござりますが、出力並びに建設費が頗るあいまいで、例えば阿賀野川の本名発電所は五万七千キロ、二十五億七千余万円で、一KWH四万五千円でできるといふので、当時私は安過ぎはせんかと言つたところが、いや、これは前後にある発電所の関係上これでできるのだと、はつきり私に答弁しておられます。然るに、最近同一地点に對しまして、東京電力及び東北電力から発電所関係の実施の申請が出されたりと聞いております。その調査によりま

すると、東京電力のやつが出力五万七千キロ、建設費四十二億円余、東北電力のやつが出力が七千キロ減りまして五万キロ、建設費三十一億円余、キロワットの単価といたしましていずれも四割乃至六割の高値となつております。我々に提示した二円四十五銭でできるといふような安値で特殊会社がやられるようなものでないということは御承知願つたことと存じます。かような調査資料によつて安く売るといふことは、誠に實際を知らない、これが本当の机上の空論ということだらうと存ずるのであります。

それから第三に、私は反対理由として、本法案は、電力再編成によりまして折角緒につきつつある電力界を混乱に陥れ、更に電力行政を複雑にいたしまして、電源開発に重大な支障を及ぼすものと断ぜざるを得ないのであります。先ず問題となりますものは、提案者の説明によりますと、特殊会社は建設工事を終了後は民間に譲り渡し、特殊会社としては電力販売を継続的に行業としないという御説明であります。今度の修正案を拝見いたしますと、火力といふものを加えておりまます。更に又会社の存続期間は期限がなないのだから何年やつてもいいんだといふようになります。これでは日発とどこが違うのか。私はあります。併し、発電は日発に、配電

は電気会社にという、この発電配電の主義は画然と通つております。然るに、今回の特殊会社、それから民間の会社、又公営事業者及び自家用、各種の企業形態に分かれまして、その結果は、発電地點において、又開発資金において、及び発生電力を処分する手段方法等において、各社間に想像のできないような困難の事情のできることは殆んど疑いのないところであります。殊に資金関係におきましては、不足がちな資金をほんづくの会社が分け取らしまず結果、国家資金投入といふれば非常な強い裏付けを持つております特殊会社が、民間並びに公営の追随し得ざる趣味を持つことになりますて、提案者が申すにかかわらず、日発の再来ではない、たゞこれには日発の再来ではないことは明瞭な事実であります。又民間でやれないようなコスト高の所をするのだ、非常に金はかかるがこれはそりゃう所をやるのだといふ御説明でありまするが、我が国の目下の経済状況からは、そういう算盤に合わないような高い力をやつてできた高い電力を使用する、これを使用し得る仕事があるでしょとか。この点について私は全くそういうことはできないことだといふよりはかないと思います。若し国土総合開発の必要上、コスト高でもやるのだと

うのならば、総合開発を目的とした電力以外の便益があるのですから、それらについては国家資金を廻せばいいので、特殊会社でなければならぬという理窟はないと存じます。

以上が私の本法案及び杉山修正案に反対する理由であります。いろいろ申し上げたいのであります。まだ同僚議員からたくさん細かい反対のお説もあると存じます。私は大綱にとどめておきます。以上が反対論であります。が、奥議員の修正案については、杉山案に反対したと同様に私は批判すべき点は私としては持つております。併し電源開発のため民間において最も苦しんでおりますのは資金であります。極端に申しまするならば、資金が十分であるならば、開発できない所はないと申しても或いは差支えないのではないかと存じますが、この資金の点におきまして、奥議員の修正案は、すべての発電所、発電業者に、同様に公平に政府は資金を世話をしなければいかん。或いは民間会社の社債発行等に関する従来よりもより強力なる法規の裏付けをする、又電源開発の順序がするる明確になるというようなことがございますので、たとえ特殊会社と並行して進んでおりましても、民間会社も相当に開発できるだらうという希望を持ちますため、これら促進法、とにかく名前が促進法なのでありますから、私は是非成立いたさせたいというのが私の希望な

官 報 (号 外)

すから、結局一般の需用者にとりましては比較的低廉な電力を使用することができるのです。先ほどいろいろ細かい数字を結城議員からお出しになりましたが、これはその算出の根拠のとり方次第によつていろ／＼異なるのでありますし、私は煩を避けてここにその数字に亘ることは省略いたしまして考えます。

第三に、本法案によつて電源の開発が一層速かに実現されるという点であります。先ほど結城議員は、本法案によつてむしろ開発は遅れるであらうとうことを言つたのであります。併し私はむしろ逆に速かに実現されると考えるのであります。何となれば、現在各地の電力会社その他の事業者によつて計画せられ、すでに工事に着手されておりますものは、全国で水力五十六カ地点、その出力合計百五万Kw、火力二十九カ所、その出力合計四十七万Kwに及んでおるのであります。而して各電力会社を初めいずれも極めて熱心に工事の促進に努力せられておるのでありますけれども、而も今後数年間において冒頭述べましたような電

力量を確保するためには、こればかりでは到底十分とは申し得ないのであります。この際は、あらゆる可能なる方法を盡し、電源開発を促進する趣旨の下に、今回特殊会社を設立して、国の

援助を得て、他の事業者と並行してその足らざるを補わなければならない。或いは又国土の総合的開発を実施することとは最も時宜に適した措置と言わざるを得ないのであります。かように、あらゆる機関を動員し、あらゆる手段を講じて本問題の解決に努力を盡すならば、所期の目的は必ずや迅速に実現を見るであろうことを確信して疑

次に第四といたしましては、本法案によつて電力需要の地域的アンバランスを是正されるということになります。電源開発株式会社が開発いたしました地点の選定につきましては、地域的電力需要状況が勘案されるということは、法文の示すところであります。従つて、民間の電力会社にとり着手困難なる地点といえども、地域的需要の観点から速かに開発される可能性が増大して参るのであります。而してかよしなら地点が開発されました際には、その発生電力を直接卸売をする場合もとより、その設備を貸付又は譲渡する場合におきましても必ずしも方的需給の不均衡は正に大いに役立つこと論ずるまでもないであります。

更に、電源開発、特に水力電源の開発に当りまして常に問題となつておられます困難なる問題は、水並びに土地の使用に伴う諸種の権利の調整、この問題と損害補償の問題であります。電源開発に関連する具体的問題は極めて

次に電源の開発に当たりまして現在最も困難なる問題の第一は所要資金の問題であります。極めて多額の且つ長期に亘る資金の調達に關しましては、各事業者の特に苦心をいたし、努力を傾けているところであります。民間資金の協力は申すまでもなく、この際、政府におきましても、資金の面においてあらゆる便宜を圖り、援助を與えて、これが促進を図るべき」とは、國民のひとしく希望するところであります。修正案第五條におきましては、「政府は、電源開発及び送電変電施設の整備に必要な資金を確保し、且つ、電源開発等を行ふ者に対し、その資金の公正な配分が行われるよう努めなければならない。」かように規定いたしました。更に「資金の調達及び配分」は第九條によつて、審議会の調査審議を経ることとし、資金の面におきましても、政府の一段の努力を義務付けておる点は最も時宜に適したる方策と信じまして、懇意を表する次第であります。

いと想つのであります。
奥素と杉山泰との間には四つの違
た点があるのであります。」の四つ
の点は、先ず第一に本文の第十二條の
ありますて、この本文の第十二條の規
定は、先ほど佐々木委員長からも繰り生
じて、

多岐に亘つておりまして、例えば灌用水、工業用水、飲料水のごとく、直接水の使用に関するもののか、或は流木、舟運、漁業等の権益の調整問題、或いは水底に没する土地、家屋等に於ける補償、或いは天然記念物の保存問題、更に洪水防止に関する対策等、よそ治山、治水、利水の各方面に跨つて解決を要する問題は實に多いのがあります。本法案におきましては、それがため、第三條、第四條及び第七條の規定を置くと同時に、第八條以下におきましては電源開発調整審議会の規定を設け、関係各省大臣及び学識経験者を集め、以上の諸問題の公正適切なる解決を図らんとしておるのであります。このことは、本問題の処理にはしましては從来に見ざる一つの大進歩前進を示すものとして、大いに賛成の意を表する次第であります。

めにこの奥案のほうがよいという理由にはならないであります。私はむしろ杉山案に同意をいたし、奥案に反対をいたすのであります。

がございましたが、要するに奥寒によることの條文は法律として極めて不備なとのと断ぜざるを得ないのであります。何となれば、その第二項におきまして、即ち会社の目的のとくことに関連いたしまして、「基本計画において電源開発を行ふ地点につき会社が行らるべきものと定める場合は、左の各号の一に該当するもののうち、会社以外の者が具体的な計画を附して電源開発を行ふべきことを主務官庁に申し出たもので審議会が確認したもの」を除いた電源開発に係る地点に限る。「審議会が確認した」とありますけれども、何を確認するかということがさっぱり漠然としておるのであります。かような意味合いでおいて、この條文は法律として極めて不備、不明瞭なものであると断ぜざるを得ないのであります。

上げますと、その第一は、附則の第十九項に租税特別措置法の改正があります。即ち土地又は建物に関する権利の取扱い、或いは所有権の保存の登記、或いは又社債の拂込の登記について登録税を減免する規定であります。これは従来特殊会社にはよくある規定であります。但し、この登録税減免の規定を一般の商法による民間の会社に及ぼすとどういうのがその趣旨でござります。併しながら、この問題は従来殆んどこれは前例が一つもないであります。従来はいずれも特殊会社、政府が特に嚴重に監督をいたしておる会社に限つておつたのである。従つて、今回前例のない扱いを特にこの附則を選んでこれによつて改正するということには、私は反対せざるを得ないのであります。

一兆何百億という大きな数字にまで、の社債の発行限度を拡張する必要ありや否や、これは皆様の御判断に待ちたいと思うのであります。私はあえてかような修正の必要を認めないのでありますから、これに反対をいたします。

第三の附則は即ち第二十一項、資金運用部資金によつて一般会社の社債を引受けよう、こういう意見であります。が、これは御承知のように、資金運用部の資金といふものは、従来も、国債、地方債その他政府機關或いは又政府が拿出資又は保証をしているような特殊な法人に限られておるのであります。大正十四年以來預金部預金法が制定されて以来、一般の会社に貸出したり、或いは社債の引受をしたといふ前例は全然ないのであります。かような前例のないような重大なる事項を單にこの法律の附則によつて賄おうということは、実に私は無理があると思う。従つて私はこの附則の修正に対しても反対せざるを得ない。

以上四つの点につきまして、私はいずれも異議員修正案に対しましては反対をいたすものであります。

ただ、ここで申上げておきたいことは、この最後の附則の三つの点であります。これは社債の限度外発行のこととで、今申上げましたように数字から言いましても、今直ちにかような修正を行ふ必要のないことはおわかりであらうと思います。他の二つの点、即ち登録

税減免の規定と、それから資金運用部
資金によつて電力会社の社債を引受け
るかどうかという問題は、これは前
例はありませんけれども、併し、私
が申したいのは、前例がないから十
べていけないという意見はとらない
のである。前例のない問題であります
しても必要且つ妥当なものであれば、
これは大いに改正してよろしいと思ふ
のであります。併しながらこの改正の
方法が、今回は急いでこの法案の附則
に規定してこれによつて修正の目的を
遂げようというのは、私は正しい途で
はないと思うのであります。これは要
するに、或いは独立の法律なり、或い
は又それ／＼の資金運用部資金法又は
租税特別措置法等の改正法で、別途に
慎重に調査審議の上、改正案を提出す
ることが最も妥当である。かように考
えておるのであります。従いまして、
この奥謹員提案に対しまして御賛成の
かたといえども、他の点につきまして
は杉山案と殆んど同様なのであります
るから、杉山案の修正に御賛成下さつ
て決して差支えはないと私は固く信
るのであります。その他のいろいろな
員のお話がありましたが、時間の関係な
もありますので、これに対する臘解
は省略いたします。

さんの御賛同を得ましてこの法案が成立いたしまするならば、必ずこれにて電源の開発は促進せられ、国民多数の要望に応え得るものであるといふことを固く信じまして、委員会決定通り修正議決に賛成をいたし、奥案に反対いたすものであります。

これを以て私の討論といたします。

〔三輪貞治君発言の許可を求む〕

○議長（佐藤國武君） 三輪貞治君、何ですか。

○三輪貞治君 参議院規則第八十四條により、議長において出席議員の数の計算をなされんとの要求をいたします。

○議長（佐藤國武君） 三輪貞治君から出席議員の数を計算することを要求されましたから、これより氏名点呼を行いますから、指名に応じてお答えを願います。議場の閉鎖を命じます。氏名点呼を行います。

〔議場閉鎖〕

〔参考氏名を点呼〕

○議長（佐藤國武君） 氏名点呼に応じて返事をして頂きます。手を擧げるばかりでなく、返事をして頂きます。

〔参考氏名を点呼〕

○議長（佐藤國武君） 点呼の結果を御報告いたします。

議場に現在する議員は、講長を除いて九十四名でございます。（拍手）

即ち定足数がござりますから、議事は継続いたします。議場の閉鎖を命じます。

○議長(佐藤尚武君) 栗山良夫君。
〔「汚ないぞ」「恥を知れ」「懲罰だ
じやないか」「合法的にやろうと
いうのだ」「勘定できないのか」
と呼ぶ者あり、その他発言する
者多し〕

○議長(佐藤尚武君) 静謐にお願いし
ます。

〔栗山良夫君登壇〕

○栗山良夫君 電源開発促進法の原案
及び両修正案に対しまして、日本社会
党第四控室を代表し、反対の意見を表
明するものであります。

申しますでもなく、我が党は、第一国
会以来、電力危機の打開を図り、電力
を安定させるために真剣な努力を傾け
て來たものであります。石炭、電力等
のエネルギー資源を確保いたしますこ
とは、我が國産業の發展のための優先
的絶対條件でありますから、電力を安
定させるために一刻も早く電源の開發
を怠がねばならないことは全國民の常
識となつてゐるのであります。そらし
て、この輿論を實現に移すための施策
を進めますことが私どもの重大なる使
命であります。併しながら、この真剣
な国民の要望に便乗いたしまして行う
党略のために利用せられるとか、或い
は開発された電力が特定の需要に片寄
つて使用せられるとか、或いは特定地

昭和二十七年七月七日 参議院会議録第六十四号 電源開発促進法案

区のみに偏重して配分されたりするとか、不明朗不公平に運用せられるようなことがあります。若しこれらの弊害を完全に除去いたしまして、真に国民の要望に応えて公明正大にこれを行なうということあります。若しこれらの方策を完全に除けはないであります。我が党も又率先して協力を惜しむものではございません。然るに、本法律案の審議に入りますや、混迷に混迷を重ねましたことは、只今申上げました諸点に幾多の疑惑を包蔵していただからであります。

私は以下主なる反対点を指摘いたしましたて、我が党があえて反対をいたしまするゆゑんが、眞の電源開発を望み、電力の公平なる配分によりまして我が国の發展に寄與いたしたい熱意の現われでありますることを、本議場を通じて広く国民諸君に訴えんとするものであります。

私は第一に、本法律案を提案せられたる自由党の態度に反対であります。自由党は一昨年四月第八国会に、我が党の強い反対を押切つて電力事業の再編成に関する法律案を提案いたしたのであります。そうして、その提案説明の中心を次のように述べたのであります。即ち「かくのごとく再編成によつて初めて電気事業の經營の合理化、供給力の増強、サービスの改善が招来せられ、延いては電力事業に対する外資導入再開の前提條件が成熟するものと確信するのであります。即ち、今回の再編

成は、単に経済力集中排除の要請に対する
するという消極的な見地のみならず、
我が国の最重要の基礎産業としての電
気事業の正常且つ健全なる発達を促進
するという積極的な目標の下に実施す
るものであります。」こう述べたのであ
ります。当時の法律案は廢棄となりま
したが、その理由は、只今問題となつて
おりますところのいわゆる電力事業の
復元に関する問題につきまして、自由
党内の意見の調整が困難となつたため
に、自由党内においてみずから審議未
了としたということは周知の事実であ
りまして、廢案の理由は、再編成に対
する根本方針が変つたためではなかつ
たのであります。然るに、このたび自
由党が、電力事業の九分割後一ヵ年を
出でないのに、再編成の根本方針を交
更いたしまして、小規模な旧日発の復
元を企図し、電源開発促進法の成立を
強要するということは、天下の公党と
して誠に恥すべき行為であります。重
要なる基礎産業に、朝令暮改式の、不
徹底な、実に不徹底な組織の変更を加
えることは、我が国の電気事業の発展
のために誠に遺憾であります。殊に本
法律案の審議に当たりまして、私どもが
提案者及び政府に対しまして、その理
論的矛盾を追及いたしましたが、十八
回に及ぶ連合委員会を通じて、終始一
貫、日発の復元ではないこと、九分割
による電力再編成は誤まりでなかつた
こと、特殊会社は一応の開発を終れば

順次設備を電力事業者へ賃付又は譲渡を行ひ、昭和三十五年頃から清算に入ることのいわゆる電源開発土建会社であることを力説したのであります。然るに、この特殊会社の性格及び運用の構想について痛烈な批判を受けまするや、提案者及び政府側は、本法律案の成立のために、是が非でも協力を得なければならぬ会派に対しましては、委員会における説明をひるがえりまして、電力の卸売を中心とし又、社会は永久に存続する意思であることなどを打明けて、了解に努めたいといわれてゐるのです。法律を提案する場合は、基本方針及び運用の構想を最も率直に且つ具体的に述べて、多数の賛成を得て成立を図るが、私ども政治家の常識であります。破防法におきましては、政府及び自由党はその基本方針を一步も譲歩しない強硬な態度を貫いたのであります。この自由党が、本法律案におきましては、例示といふ名目で開発地点を予定する固有河川名を挿入し、事实上審議会の審議を拘束するような杉山修正案をすら呑んだのであります。立法技術上から見ても、私どもはこのような法文の例を知らないのであります。本法案のことく、特殊会社の設立を急ぐのあまり、本法律案の性格、その運用の構想などについて、随面もなく場当たり的に口をえておらずといふことは、全く私どもの了解を得ないところであります。真の電源

開発を企図するといふよりは、電源開発特殊会社を何としても設立したい、そのためには、説明は如何ようにでもいたしましょうという態度は、看板に偽わりのあることを示すものであります。そこに巻間伝えられるような利権法案だとする好ましくない風聞が発生するのであります。私ども立法の府にある者といたしましては、このような環境の中で生れんとする本法律案は未練なく流産させまして、眞の電源開発を期待し得る、そして超党派的に支持できる案を再提案せらるべきものであると考えるのであります。」このような不明朗な環境で生れるところの月足らず兒は恐らく育たないであります。電源開発が意のことく進まないであろうということはあります。この際この法案を成立せしめなければ電源開発が不可能となるかのことを言辞を弄する人もあります。が、国会は今国会限りではございません。月足らず兒を生むよりは、次の国会で月満ちた健康兒を生むことのほうがより一層眞の電源開発の促進となるのであります。

るわけであります。従つて電源の開発を考えますすると共に、電力事業の運営に関する方策も又同時に併せて行なわなければならんのであります。昨年五月の電力九分割後の電力政策に関する国民の批判は、一つには、自由党の鉄、石炭、電力等に対する重要産業の政策の誤まりが電力事業にはね返り、一年足らずの間に二回に亘つて電力料金の値上げを行なつたこと、二つには、各電力会社の独立採算的経営のため、電力の全国的需給が乱れ、又電力料金の地域差がますます増大しておること、三つには、大口産業へ原価を切つた割安電力を多量に割当てました結果、中小企業以下一般需用の電力料金を不当に高騰させしたことなどに向けられているのであります。この弊害を除くためには、今後開発される電力、多額の国家資金を直接又は間接投資によつて開発する電力をば高度に活用しなくてはなりません。このためには、強い世論の支持を受けておるところの我が党政策である全国一社の電力国策会社を設立いたしまして、一には、発生電力を全国的規模において有機的に需給調整をいたします。二には、電力料金は地域差を撤廃いたしまして、全国均一とし、且つ大口産業偏重の弊を改める等の実現を図りますると共に、一方において、石炭、鉄鋼等の基幹産業を併せて國家の統制下に置きまして、エネルギー

Digitized by srujanika@gmail.com

給を促し、全産業発展の基礎を作らなくてはならないのです。然るに、自由党はこれらの抜本的重要な政策の遂行を怠るのみでなく、今次国会にはこれらの理念と全く相反するところの電力事業復元法案を提案し、ます／＼電力需給の混乱と、そして料金の地域差の拡大を圖らんとしたとしておるのであります。これらの基本的重開発の要望に便乗いたしまして、電源開発会社の設立を図るがごときことには、すなはちこれ理解するわけには参らんのであります。「その通り」と呼ぶ者あり)

第三点といたしまして、法律案の内容に関して承服しがたい点、及び提案者並びに政府の説明と法文との間にあらる矛盾等について主なるものを指摘いたしたいのであります。先ず第一に、提案者は、電源開発所要資金は莫大な額によるから外資に依存しなくては困難であるという前提に立ちまして、最も外資の導入の容易な企業形態として全国一社の特殊会社を選んだのであると主張をいたしたのであります。然るに、その後の海外の状況から外資導入の自信を失いますや、この大前提を翻して、大蔵大臣は、外資の導入を希望しつつ、国内資金を以て重点投資を行なつて電源開発を推進するのであると説き、更に資金の不足を生ずる場合

は融資の規正を以て臨む、年当り一千五百億円程度の重點投資は何でもないに、こう受け流したのであります。併しまして、本法案の目標とする電源開発は、昭和三十一年度に鉱工業の生産金の水準を基準年次の二倍に引上げるために苦しむところの国民の漠然たる電力開発の要望に便乗いたしまして、電源開発会社の設立を図るがごときことは、すなはちこれを理解するわけには参らんのであります。「その通り」と呼ぶ者あり)

第三点といたしまして、法律案の内容に関して承服しがたい点、及び提案者並びに政府の説明と法文との間にあらる矛盾等について主なるものを指摘いたしたいのであります。先ず第一に、提案者は、電源開発所要資金は莫大な額によるから外資に依存しなくては困難であるという前提に立ちまして、最も外資の導入の容易な企業形態として全国一社の特殊会社を選んだのであると主張をいたしたのであります。然るに、その後の海外の状況から外資導入の自信を失いますや、この大前提を翻して、大蔵大臣は、外資の導入を希望しつつ、国内資金を以て重点投資を行なつて電源開発を推進するのであると説き、更に資金の不足を生ずる場合

は融資の規正を以て臨む、年当り一千五百億円程度の重點投資は何でもないに、こう受け流したのであります。併しまして、本法案の目標とする電源開発は、昭和三十一年度に鉱工業の生産金の水準を基準年次の二倍に引上げるために苦しむところの国民の漠然たる電力開発の要望に便乗いたしまして、電源開発会社の設立を図るがごときことは、すなはちこれを理解するわけには参らんのであります。「その通り」と呼ぶ者あり)

第三点といたしまして、法律案の内容に関して承服しがたい点、及び提案者並びに政府の説明と法文との間にあらる矛盾等について主なるものを指摘いたしたいのであります。先ず第一に、提案者は、電源開発所要資金は莫大な額によるから外資に依存しなくては困難であるという前提に立ちまして、最も外資の導入の容易な企業形態として全国一社の特殊会社を選んだのであると主張をいたしたのであります。然るに、その後の海外の状況から外資導入の自信を失いますや、この大前提を翻して、大蔵大臣は、外資の導入を希望しつつ、国内資金を以て重点投資を行なつて電源開発を推進するのであると説き、更に資金の不足を生ずる場合

は融資の規正を以て臨む、年当り一千五百億円程度の重點投資は何でもないに、こう受け流したのであります。併しまして、本法案の目標とする電源開発は、昭和三十一年度に鉱工業の生産金の水準を基準年次の二倍に引上げるために苦しむところの国民の漠然たる電力開発の要望に便乗いたしまして、電源開発会社の設立を図るがごときことは、すなはちこれを理解するわけには参らんのであります。「その通り」と呼ぶ者あり)

第三点といたしまして、法律案の内容に関して承服しがたい点、及び提案者並びに政府の説明と法文との間にあらる矛盾等について主なるものを指摘いたしたいのであります。先ず第一に、提案者は、電源開発所要資金は莫大な額によるから外資に依存しなくては困難であるという前提に立ちまして、最も外資の導入の容易な企業形態として全国一社の特殊会社を選んだのであると主張をいたしたのであります。然るに、その後の海外の状況から外資導入の自信を失いますや、この大前提を翻して、大蔵大臣は、外資の導入を希望しつつ、国内資金を以て重点投資を行なつて電源開発を推進するのであると説き、更に資金の不足を生ずる場合

は融資の規正を以て臨む、年当り一千五百億円程度の重點投資は何でもないに、こう受け流したのであります。併しまして、本法案の目標とする電源開発は、昭和三十一年度に鉱工業の生産金の水準を基準年次の二倍に引上げるために苦しむところの国民の漠然たる電力開発の要望に便乗いたしまして、電源開発会社の設立を図るがごときことは、すなはちこれを理解するわけには参らんのであります。「その通り」と呼ぶ者あり)

第三点といたしまして、法律案の内容に関して承服しがたい点、及び提案者並びに政府の説明と法文との間にあらる矛盾等について主なるものを指摘いたしたいのであります。先ず第一に、提案者は、電源開発所要資金は莫大な額によるから外資に依存しなくては困難であるという前提に立ちまして、最も外資の導入の容易な企業形態として全国一社の特殊会社を選んだのであると主張をいたしたのであります。然るに、その後の海外の状況から外資導入の自信を失いますや、この大前提を翻して、大蔵大臣は、外資の導入を希望しつつ、国内資金を以て重点投資を行なつて電源開発を推進するのであると説き、更に資金の不足を生ずる場合

官 報 (号 外)

ながら、修正案の質疑を打切りて討論採決に入ることを強く要望せられたのであります。（「当然だ」と呼ぶ者も）かくて参議院混亂のうちに委員会を進め、二十三時を過ぎた深更に及んで兩修正案の質疑打切りの採決を强行され、越えて六月二十七日討論に入つたのであります。（「嘘を言うな」と呼ぶ者あり）我が党は国会の混亂事態の收拾のため全力精力を傾けており、到底原案及び突然提出をせられた兩修正案に対する対して党議をまとめる時間的余裕がないので、正式に討論延期の申入れを委員長に行なつたのであります。然るに、自由党は委員長に強要いたしまして、遂に野党の欠席のまま、自由党、絲風会の一部委員のみでこの両会派の賛成討論に入つたのであります。委員会の運営として実に異例の処置であります。翌六月二十八日、再び混亂した参議院の中で委員会は强行再開せられ、我が党及び午後の出席をあらかじめ申出で採決の延期を申出でました修正案提出者奥委員の列席を待たずして、前日に引続いて討論が行われ、次いで採決に入ったのであります。同一法律案の討論が二日に亘り、而も他の会派の欠席のまま行われ、修正案に対して賛成者がないという現象を生じて、前日に引続いて討論が行われ、次いで採決に入ったのであります。同一大のあります。経済安定委員会は十名の小委員会であり、民主クラブ、改進党には委員がないのでありますから、又国会の混亂で本会議上程の日も

予定しがたい状況でありますから、このような無理な議事の進行を図ることなく、全委員出席の下に円満なる結果が得たかったのであります。こうして自由党の非民主的な議事運営によりまして後味の悪いものを残したこととは、誠に遺憾であると申さなければなりません。特に本法律案が本日本会議に上程することに決定いたしまするや、毎日新聞が七日朝刊を以て、私及び原案反対者数名を挙げて、その行動を羅列し、事実無根の記事を以て誹謗したことは、参議院の空気を有利に導き、一挙に原案を可決成立せしめんとする野望でありますとして、嚴重に抗議をするものであります。取材記者は、私の隣に聞くところによりますると、毎日の社会部の永瀬一郎という方だということをござりまするが、殊に私に関する電気事業者及び電産労組との関係は全くでたらめでありますとして、電産労組は、五日の中央執行委員会の記事につきましては、全然委員会の中でさよくな発言が行われたことはないということを今日の常任執行委員会において確認をし、毎日新聞に抗議、取消の要求をいたしましたのであります。(拍手) 電産の方針に従つて行動をいたしました私が、電産の抱き込みに金を使つたというがこときことは、およそナンセンスであります。本会議の採決を直前に眺めまして、反対派のみを一方的にデマを以て、誹謗することは、明らかに国会審議権

に対する脅迫行為であります。（拍手）若しこのような不明朗の記事で議員各位の態度が影響を受けるよくなことがありますれば、「（ない／＼）と呼ぶ者（あり）国会の運営上誠に由々しき（事）であります。（一人で力んでいるのではないか」と呼ぶ者（あり）討論を終るに当りまして、私に聞する全く事実無根のデマであることを明らかにいたしまして、反対討論を行ふものであります、（拍手）

論争においても明らかなるところがあります。即ち、端的に申上げまするならば、開発の方式は特殊会社か民間会社といふことであつたと言えると考へます。而してその対立は最後には遂に修正案の形をとつて現われて参ったうに思われます。即ち、一つの修正案は、原案を通すための全くの字句修正的なものであります。本質的には原案と變りはないのであります。私し、又他の一つの修正案は公益委案近いものであると言つて差支えないと、このように考へるのであります。私も食糧と電力を諸経済政策の基本考えており、この電力につきましては、発電・配電を通じて一連の計画的・公益的措置が絶対に必要である、これが成る所以であります。原案もはいたさないわけであります。下ここにその理由の主なるものを述べることといたします。

豊富にして低廉なる電力を供給することであつたのであります。然るにその結果はどうかと申上げますると、御承知の通り重役の数が徒らに殖えたのみでありまして、合理化は殆んど行われず、外資導入は全く今日に至るも跡につかず、而も電源開発は藉口して遂に二回に亘る大幅の電気料金の値上げを行いまして、国民怨嗟の的となつておるのであります。即ち、今回政府與党が全国一社の形を持つた特殊会社の構想を持たざるを得なくなつたことは、明らかにみずからその失敗を告白したものであると共に、「ノーノー」と呼ぶ者あり)政府が電気事業に対して無定見、無方策なることを指摘せざるを得ないのであります。(拍手)

次に第四点といいたしましては、申すまでもなく電源開発事業は単なる企業の対象としてとどまるものではなくして、それは實に全産業の基幹をなすと共に、農業水利、水運、漁撈、治山、治水、開拓、災害防除等に繋がる総合的国土開発の見地から重大でありまするし、これらに対する十分なる考慮が拂われなければならないと思います。

第三点は、政府が唯一の口実といったして来たところの外資導入の点であります。が、これとても、かのごとく臨時的に而も多分に利権と政争の舞台となりやすい恰好をとつたこの特殊会社に外資が特に入りよいとは到底考えられないであります。例えば導入されるといたしましても、極く僅少のものが試験的にに入るに過ぎないと考えらるるのであります。

から施工までその殆んどすべてを業者に譲負わせることとなつてしまふ。單なるトネル会社となりおおせてしまふ、い、公益性の強い電力開発事業が業者の食い物となる虞れがあり、且つその間におきまして政治的利権の介在する危険大なるものがあるということは、國民が非常に心配をいたしております。

河魚族の減少等の損失に対しても、施設による完全補償について明確な規定を設けるべきであるというふうに私はどうもは考るるのであります。

又電源開発調整審議会の構成のことは、一層民主化いたしまして、電源開発に關係あるあらゆる利益代表者

るだけに誠に遺憾といったところであります。(拍手)私どもは、電源開発事業が重要且つ焦眉の急を要するものであり、且つ又莫大なる資本の投入を必要とするものであることを承知いたしましたが故に、このたびのことき粗筋極りない構想を以て軽率な处置を実施に移さんとすることは、徒らに貴重な国費を浪費いたしまして実効を收むるに

に杉山修正案に反対の意思を表明いたしましたと共に、奥案の現実的良心点に賛意を表したいと思います。

烈な批判は、單なる引上げに対する反対のゼスチュアではなく、電力が国民経済とその日常生活にまで直結していることを示すものでありまして、この輿論の動向を見究めて、電力事業界の眞の民主化と、それを推進する国家権力の支援が行われなければならんと存するのであります。然るに、只今議題となつております自由党政府原案なる

次に反対の第五点といたしまして、只見川、北上川、球磨川の三つの地名を法文の中に明記した点であります。政府並びに自由党が、何でもかでもこの法律案を通過せしめて、電源開発株式会社を、民主クラブ並びに慈風会の一部に対しまして試みて参りましたことは、すでに御承知のことであると思いますが、その結果、前代未聞の不体裁の如きのことを法文を作り上げましたことは、私は、これが參議院であります

を参加せしめるは勿論のこと、消費者代表、一般産業界代表、農業代表、労働組合代表等をも参加せしむることとくらべべきであつたと思うが、これらの点につきましては極めて大まかなる規定にとどめておりまして、ここに官僚的な独善と利権化に対してその余地を與えておるといふことは、無責任の説り言を免れないと言わざるを得ないと考えるのでござります。

るだけに誠に遺憾といったところであります。(拍手)私どもは、電源開発事業が重要且つ焦眉の急を要するものであり、且つ又莫大なる資本の投入を必要とするものであることを承知いたしましたが故に、このたびのことき粗筋極りない構想を以て軽率な处置を実施に移さんとすることは、徒らに貴重な国費を浪費いたしまして実効を收むるに

に杉山修正案に反対の意思を表明いたしましたと共に、奥案の現実的良心点に賛意を表したいと思います。

烈な批判は、單なる引上げに対する反対のゼスチュアではなく、電力が国民経済とその日常生活にまで直結していることを示すものでありまして、この輿論の動向を見究めて、電力事業界の眞の民主化と、それを推進する国家権力の支援が行われなければならんと存するのであります。然るに、只今議題となつております自由党政府原案なる

あります。聞くところによりますと、緑風会の中には多くの心ある有志の方々がこの法案の通過を好んでおられないと承つておるのであります。破裂法に次いでこの惡案の產生役を再び緑風会が演することにならないこと、を念願いたしまして、私の反対の討論を終りたい。かように存する次第であります。(拍手)

至らないことあるべきを恐れるからであります。ここに私どもは、政府は速かに本案を一応撤回されまして、新しい構想の下に、政府みずから責任において改めて提案されることを政府に願ふますと共に、最後に特に絲風会のみます諸君にお願いを申上げたいのであります。それは禍根を将来に残す心配のある内容を多量に持つておりますこの點法を是非否決させて頂きたいことであ

に杉山修正案に反対の意思を表明いたしましたと共に、奥案の現実的良心点に賛意を表したいと思います。

烈な批判は、單なる引上げに対する反対のゼスチュアではなく、電力が国民経済とその日常生活にまで直結していることを示すものでありまして、この輿論の動向を見究めて、電力事業界の眞の民主化と、それを推進する国家権力の支援が行われなければならんと存するのであります。然るに、只今議題となつております自由党政府原案なる

本的な解決を図らんとし、藍業構造の受けようとする藍業界と、その結果として生ずる虞ある失業問題等の根本的水準到達への努力が経済的文化基盤の民主的育成を裏付けておることは、国民ひとしく認めておるところでありまして、その方向につきましては理解しておることと存じます。事務局らしく今更政府が言うことき電源開発は、自由党の専売特許的なものでは断じてございません。過去二回に亘つて行われました電力料金引上げ時に巻き起りましたところの物凄い消費者の反対の輿論、又政府の無施策に対する峻

心を持つておるのでありますて、その動向に注目を拂い父監視をするのは当然であろうと存じます。日本の民主化は先ず電力界からでありまして、又電力需給の面にあり、最後には最大の需要量獲得にあると存じます。今、我が國が自立自生經濟達成の道を電源の急速な開発に求めまして、無限限に増加するとして、世界經濟恐慌の余波して行く人口と、

烈な批判は、單なる引上げに対する反対のゼスチュアではなく、電力が国民経済とその日常生活にまで直結していることを示すものでありまして、この輿論の動向を見究めて、電力事業界の眞の民主化と、それを推進する国家権力の支援が行われなければならんと存するのであります。然るに、只今議題となつております自由党政府原案なる

に扇動せられまして右往左往する與党勢力保持のために、かかる遺言状が一議員一枚ずつ特別の法律として出されようとした気がまさえが、会期四回の延長となり、政府與党内部の对立抗争の余波をこうむらせ、遂に參議院をして混乱に陥れたのであります。(「その通り」と呼ぶ者あり)国会の破壊活動を防止するためには、電源法、破防法のごとき遺言状的法案の撤回をするより方法ないと存ずるのであります。

先づ電氣事業再編成に當つて、政府、自由党は如何なる態度をとつたであ

ものは、電源開発に名をかりまして、四ヵ年近くお濠端にひざまずいた腰抜け外交を隠蔽し、國連旗の陰に隠れて朝令暮改の紙屑法律の濫発による内政の失敗を糊塗せんとするものであります。そして、党利党略に狂奔の果て、政治も行政も無機能無能力に落ち、命旦夕に迫つた斜陽内閣の遺言状のごときものであります。（拍手）遺産の争奪が起らなければよいと私は心配をいたしてお

Digitized by srujanika@gmail.com

Digitized by srujanika@gmail.com

りましょよ。当時ボッダム政令の基礎をなすマツカーサー書簡は発表されず、これは政府の懇請によつてなされたと伝えられたのであります。而も第五回国会の勢頭、ボッダム政令によつて、特に本州においては関西自由党の分派行動を阻止するため、潮流主義を取り入れた九分割案が施行されたのでござります。これは民主主義の根本精神である議会制度をみずから否認し、而もその討論に恐怖を抱き、これを實龍の袖に隠れて議員に籍口令を布くに至つては、民主主義や自由を唱える資格がないのみならず、政党政治としての政治的責任を汚すものと断ぜざるを得なかつたのがございます。即ち電気事業再編成の方法については、日発を中心とした全国一社案、日発を解体しての五分割案或いは七分割案、九分割案、十分割案等が、利害關係、政治的背景等の上に立つて論ぜられたのであります。全國一社案については長所も欠陥もあること勿論である。五分割案も横わつてはおつたのであります。實に我々が日本電氣事業の再編成を白紙に立ち返つて考えた場合は、五分割案が理想であつたことは、何人も認めつておつたのであります。(拍手)我が改進党は強く五分割案を主張したのでござります。然るに自由党は、その決定が内部抗争を強め、党分裂の導火線となることを恐れて、遂にボッダム政

令による九分割案の施行となつたのでござります。この経過から考えましても、政府は九分割案によつて再編成されました九電気事業会社のために、資金、資材は勿論、その他について協力すべき政治的責任を負つておるのであります。九電力会社に対しまして資金その他事業上に競合する会社を設立すべきでないと存じます。従つて本法案のごときはむしろ撤回すべきであると存じます。

によれば、土建会社は闇成金の王者であり、政党献金の第一人者であるとのわれ、その狂態振りに困惑されて、遂に国家権力と財政資金を投じて土建会社を作り、その上に安坐して總選舉に臨み、なお政權に囁き付かんとする論の生ずるはずもございません。ただ杞憂されることは、この会社が別の目的のみを追求して、國家の財政資金を以て赤い灯青い灯のみの電源開発に終始專念しないかといふ点でございます。「なか／＼文学的だぞ」と呼ぶが如き（あり）電源開発特殊会社の新たな設立は一朝一夕に國家資金を以てしても察易にできるものではなく、計画の実施と事業遂行はできるものではありません。わけても人的資源を如何にするかが重大な問題であります。先づ急速に開発するためには調査機関と技術経営の陣容とが整備されなければならぬのであります。特に大規模の開発事業には長年月を要し、調査研究には超人間的努力が必要であります。更に高度の工学的技術等も必須の要件であります。して、一夜作りの、建設しましたら直ちに貸付或いは譲渡する短命な会社に就職する優秀な技術者は見当らぬと存するのであります。而して、これらの総合的調査とこれに當る技術陣容は、

のであります。今日では九電力会社の中にその調査計画の実施に必要な人々がいるのでございます。これを如何に国家的権力をを持ち、財政資金以てし、或いは吉田首相の最後的なマンを以てしても作ることは不可抵抗ります。又電力会社から大量に抜きすることも道義上許される行為ではありません。（「その通り」と呼んでござります。）なお又、苦しまぎれの政府の方、説明によりますと、引揚者、職業者、失業者の中に埋もれた実に優秀な技術者があると言いつているのです。ですが、それは十数年前の優秀者の薬ぬけの體であり、或いは数年後の優秀者としての卵か「ひよこ」であります。急速な電源の開発の用には失礼ながら供せないと存するのであります。

（「それで修正案に何故賛成なんだ？」と呼ぶ者あり）わけて全国一社という國家的構想は、基礎産業、基幹産業の開発或いは国管の方式として生れるのであります。とくにその例を英国资本主義において、急速な電源の開発の用には失礼ながら供せないと存するのであります。併し、そのためには、広汎な社会保障の制度が堅実に経済的に確立され、企業そのものと労働の條件が一体となつて社会化されなければなりません。現在の情勢下においては、学者の議論としてならともかく、一枚の闇を通り、國家的事業と言えば汚職收賄の絶えない現状の情勢下においては、学者の議論としてならともかく、一枚の闇を通り、

思ひ付きで実施されるべきではないと存ずるのであります。併しながら、一面、経済の社会化は必然の方向であります。それに限られたこの四つの島の自然的條件が十分検討の上尊重され、その四つの島に住む国民の経済と文化と、その中にある生活感情が一体となって国際經濟に対応しようとするとき、初めて公共の利益や、国民生活上の福祉を日常守るべとする国家的事業として始められるのであります。火の音、煙硝の臭いの近づくに従つて、再びあの暗い総動員法をまねようとする國家統或いは經濟觀には、慎重の上にも慎重を期すべきであります。朝に自由放任經濟を唱え夕に強力統制を唱えて右往左往する自主性なき姿や、何でも自由にできるといふ独善的ファシシヨ的自由は、それ自体、自由党政府の凋落を示し、その無能と無力の現われのほか何ものでもありません。又保身榮達よりほかに途なき官僚の手に若し踊つているとしたら、自由も民主化も、政党とし政治家として語る資格なしと断せざるを得ないであります。

今我が国において開拓されんとする河川流域別地點は、只見川、天龍川、北上川、石狩川、十勝川、吉野川、龍野川、庄川、球磨川等であります。これららの河川を一体化する産業的、經濟的、文化的総合性は、何らないのであります。国土の急進開拓と産業の振興

官 報 (号 外)

87

を背景とする電源の開発は、現電力事業界をそのままにしておく限り、その電力会社に有機性を持たせ結合せしめる国家的構想でなければならんのであります。従つて全国一社の特殊会社のみが一応は問題視されるのであります。従つて全国一社とその構想は生れる競合のものではあります。二或いは三地域に跨る河川發上採算性なきものは、別途の立場と方法によつても開発できるのであります。試みに全国一社とする事業計画の内容について見ますに、あえて全国一社とする理由は見出せません。その電源開発計画によりますと、一、二期を通じて一千六百億円を投じ、二百六十万KWを開発せんとするものであります。このうち約一千億円は民間資金で見込まれているのであります。財政資金のみによる全国一社といふ理由は見当りません。現に九電力会社は一千萬KWの発電力を有し、二百五十分KWの開発計画に着手しております。而も自由党政府の横車、圧迫に対応して、ますく開発に対し積極性が現われてゐるのであります。特に一應送配電は銅の増産と共に完備し、生産即消費の一貫性の上に立つて需用と供給の円滑化を図らんといたしているやに聞いてゐるのであります。

ここに若干の問題となるのは、東京を中心として東北、北陸の一部、中部の一部等を加えた関東電力ブロックの開発であります。たゞ表裏一体化しているのは選挙開発の琵琶湖、熊野川、天龍川、庄川等の開発との関連性であります。又中國、関西、北陸の一部、中部の一部を一体化した経済圏への電力供給と、開発の琵琶湖、熊野川、天龍川、庄川等の関連だけではあります。これとても何ら現九電力会社の事業分野の中から見て、全国一社賛成という理由は引出せないのであります。四国、九州、北海道等の孤立した電力関係の地点は、現下の事業と他企業との関係下では、全国一社の中には何ら含まれる要素を持ち合さないのであります。むしろ流域別、地域別の開発が、アメリカにおけるテネシー流域開発という地域流域開発にならつて考えられるべきであります。従つて、我が國のごとき複雑な政治経済の情勢下においては、河川行政との一体化、地域産業との総合化を、多種多様な産業構造の中で推進めねばならぬ限り、建設のための建設としての電源開発は勿論問題にならず、現九電力会社の事業分野を基礎として計画されるべきであります。

自由党政府は、國家財政資金を投じ、或いは課税上その他の便宜を與えて、コストの引下げを云々して宣伝いたしますが、いずれにしても国民の負担に属するのであります。何ら問題にするに当らないと存じます。又全国一社案は政府の諸政策と一体化したものでなければならないのであります。たゞ表裏一体化しているのは選挙開発の琵琶湖、熊野川、天龍川等の開発との関連性であります。又中國、関西、北陸の一部、中部の一部を一体化した経済圏への電力供給と、開発の琵琶湖、熊野川、天龍川、庄川等の関連だけではあります。これとても何ら現九電力会社の事業分野の中から見て、全国一社賛成という理由は引出せないのであります。四国、九州、北海道等の孤立した電力関係の地点は、現下の事業と他企業との関係下では、全国一社の中には何ら含まれる要素を持ち合さないのであります。むしろ流域別、地域別の開発が、アメリカにおけるテネシー流域開発という地域流域開発にならつて考えられるべきであります。従つて、我が國のごとき複雑な政治経済の情勢下においては、河川行政との一体化、地域産業との総合化を、多種多様な産業構造の中で推進めねばならぬ限り、建設のための建設としての電源開発は勿論問題にならず、現九電力会社の事業分野を基礎として計画されるべきであります。

自由党政府は、國家財政資金を投じ、或いは課税上その他の便宜を與えて、コストの引下げを云々して宣伝いたしますが、いずれにしても国民の負担に属するのであります。何ら問題にするに当らないと存じます。又全国一社案は政府の諸政策と一体化したものでなければならないのであります。たゞ表裏一体化しているのは選挙開発の琵琶湖、熊野川、天龍川等の開発との関連性であります。又中國、関西、北陸の一部、中部の一部を一体化した経済圏への電力供給と、開発の琵琶湖、熊野川、天龍川、庄川等の関連だけではあります。これとも何ら現九電力会社の事業分野の中から見て、全国一社賛成という理由は引出せないのであります。四国、九州、北海道等の孤立した電力関係の地点は、現下の事業と他企業との関係下では、全国一社の中には何ら含まれる要素を持ち合さないのであります。むしろ流域別、地域別の開発が、アメリカにおけるテネシー流域開発という地域流域開発にならつて考えられるべきであります。従つて、我が國のごとき複雑な政治経済の情勢下においては、河川行政との一体化、地域産業との総合化を、多種多様な産業構造の中で推進めねばならぬ限り、建設のための建設としての電源開発は勿論問題にならず、現九電力会社の事業分野を基礎として計画されるべきであります。

自由党政府は、國家財政資金を投じ、或いは課税上その他の便宜を與えて、コストの引下げを云々して宣伝いたしますが、いずれにしても国民の負担に属するのであります。何ら問題にするに当らないと存じます。又全国一社案は政府の諸政策と一体化したものでなければならないのであります。たゞ表裏一体化しているのは選挙開発の琵琶湖、熊野川、天龍川等の開発との関連性であります。又中國、関西、北陸の一部、中部の一部を一体化した経済圏への電力供給と、開発の琵琶湖、熊野川、天龍川、庄川等の関連だけではあります。これとも何ら現九電力会社の事業分野の中から見て、全国一社賛成という理由は引出せないのであります。四国、九州、北海道等の孤立した電力関係の地点は、現下の事業と他企業との関係下では、全国一社の中には何ら含まれる要素を持ち合さないのであります。むしろ流域別、地域別の開発が、アメリカにおけるテネシー流域開発という地域流域開発にならつて考えられるべきであります。従つて、我が國のごとき複雑な政治経済の情勢下においては、河川行政との一体化、地域産業との総合化を、多種多様な産業構造の中で推進めねばならぬ限り、建設のための建設としての電源開発は勿論問題にならず、現九電力会社の事業分野を基礎として計画されるべきであります。

復興の中核をなす独立精神の根本問題でありまして、インフレーションの要因も又ここにその萌芽が潜んでおるのあります。政府は、国会を無視して断行した電力九分割の責任と、外資導入、見返資金流用等は、一貫性ある政治責任とその行動によつてとられべきであります。政府與党的態度も又これと一体化しなければなりません。國抜け外交に次ぐ國抜け事業を今こそ肝に銘じて考えなければならぬときと存じます。

電源開発会社の将来は、国内、国際諸情勢の変化によつて支配されること勿論であります。電力行政も又國家権力支配下に動搖することもありましょ

うし、九電力会社の総合協力化の下に行われることも起きて来ると存ずるの

であります。要は電力事業の公益性と電力開発会社の支配権との融和点

にあると思ひます。公益事業委員会の制度、本法に盛られておる電源開発調

整委員会の運用、行政改革によつて改

正されるかも知れない電力審議会、こ

れらを私利私益、党利党略に利用され

ては、損害をこうむり、迷惑をするのは国民だけであります。電力行政の面

から見ても、單なる土建会社的電源開

発会社の設立の意義はないと私は信じ

ております。電力開発の面では、我

が改進党の唱えて来ました五分割案を

以上概要申上げましたこと、自由

党政原案並びに杉山案に対して、我

で今回の電源開発に当つてなぜ特殊会

社形態をとらなくてはならないかとい

う点が問題のあつたところであると思

うであります。この法案を作成する

には、政府によるところの元利の保証

等の措置が必要であるが、このために

当りまして、特殊会社形態をとらなけ

て挙げられておりましたのが、大規

模又は国土の総合的開発、利用及び保

持つておる弊害矛盾を是正する点にお

いて、現在の段階における最も良の修正

案ではございませんけれども、その良

心的な点と、その良心的行動に賛意を

表する次第でござります。(拍手)

○鈴木清一君(登壇、拍手)

〔鈴木清一君登壇、拍手〕

○鈴木清一君 私は原案並びに兩修正案に対しまして、労農党を代表いたし

まして反対の討論をいたすものであります。

反対の理由といたしまして第一に申

上げたいのは、外資の導入が當てが外

しまして、この法案提出の實質的なも

のが何もなくなつてしまつたというこ

となのであります。この法案の一一番基

本となる点は、電源開発株式会社とい

う特殊会社を作つて、この特殊会社の

形態によつて大規模特定地域の電源開

発を行つといふところにあつたわけで

あります。言うまでもなく、開発の方

必らずしも十分とは言えないと

はその説明におきまして、電源開発を

急速に実施するためには多額の長期資

金を必要としまして、これが確保につ

いては現在の財政負担能力よりして、

今後見込み得る政府資金を以てしても

それがための多額の外資を必要とするけ

ればならないということを叫んでおつ

たのであります。かかる外資を受入れ

るためにには政府資金を主体とする電

源開発株式会社を設立することが適當

であると言つておるのであります。な

くも含めまして、発電、送電、变電、配電等の事業が全國一元的に運営され

ねばならないということを、我が党は

常に主張しておるのである。然るに、

我々のかかる主張に対しまして、昨年五月、自主的な企業努力の進展による電気事業の再編が流行され、九電力会社が誕生いたしましたが、期待に反しまして、七月の料金の値上げの問題、統一は八、九月の電力危機を招いたまではありますんか。これは九分割の失敗を物語るものであります。然るに今回の電源開発促進法は、この点には何らの反省検討も加えてはおりません。又々電源の開発のみを発送電、変電、配電事業等と切り離して行わんとするものでありますので、我が党といたしましては全く主張と相容れないものでありまするので、反対の第三点とするわけであります。

府、経営者に実施せしめ、事業運営の監督を行ら必要があると言わねばならないのです。而も両院の通産委員会があることは、社会大衆の意思を反映する機会は僅かに国会に開かれておるのみであります。而も両院の通産委員会があることは、言いましても、その成果なるものは極めて微弱でありますて、又公益事業令によるところの公聽会或いは異議申立等の手続はあるにはありますても、その法的煩雜さ、官僚的事務処理は、所詮大衆とは誠に縁の遠い機關となつておるのであります。(「公式論はやめてくれ」と呼ぶ者あり)本案に盛られた電源開発調整審議会のことき機構におきまして、現実の利害の調整が行われるものとは到底考えられない。逆に一部権力者とそれを取巻くところの土建業者の暗躍の舞台となるに過ぎないと断せざるを得ないであります。信すべき報道として、本日、新聞等に盛んにいろいろのことが流布報道されておるのであります。が、私どもはむしろこういう報道を招いた点等も考へ合せまして、むしろこの案は撤回すべきであるということを叫ぶと共に、奥案に対しまして一言申上げたいのは、民營会社に政府資金を取り入れるといふような点の修正につきましては、むしろ原案と私は余り懸け離れた修正であると思うのであります。その意味におきまして、原

案並びに奥、杉山兩修正案に対しまして、我が党は反対の意を表明するものであります。

○議長(佐藤尚武君) 須藤五郎君。

〔須藤五郎君登壇、拍手〕

○須藤五郎君 いつも與党的立場をとられていらつしやる縁風会の諸君が大日に限つて非常に出席の悪いことを甚だ遺憾と存じます。(笑音)

前置はそれだけにいたしまして、これから討論に入ります。私は只今上程されました電源開発促進法案に対し反対の意見を述べたいと思います。

その反対する理由の第一点は、この開発促進案により開発されたる電気が如何なる目的に使用されるかといふ点であります。開發の目的は我が國産業の振興及び発展に寄與するためとされておりますが、果して如何なる産業の発展を図らんとしておるのか。すでに現在開発に着手しておる個所について見ましても明確なごとく、即ち利根川水系の箱島発電所は千葉県に新設されたる川崎製鉄所のために、又小河内ダムは多摩基地内の諸施設に送電するためのものであり、天龍川水系の高丘ダムは中日本重工名古屋工場に送電するためのものであります。このように、電源開発をやつて産業一般を潤おさすためのものではなく、アメリカの軍拠及び日本再軍備のための軍需工場に送電するものが目的であることは明瞭であります。(「そ�だ」と呼ぶ者あり)、政府

は、開発された電気は軍需工場のみに送られるものではない、ダム建設により洪水が調節され、灌漑用水として利用される点もあり、又農村の電化のために役立つと言ふでしよう。ところが四国の住友アルミ製錬所はどうでしようか。その電源地は高知県の山中にあります。そこからアルミ工場へ流れる電気は四国全体の電力消費量の半分を占めているのであります。その結果、高知県は無煙火農村が一番多い県であります。軍需生産のための電源開発は、他の平和産業を潤すどころか、それを犠牲にし、又農民にとつて一番大切な水を奪い、土地を奪い、あまつさえダム建設による水温の低下による減収を来たしております。だからこそ電源開発ダム建設の行われる所では必ず農民の反対反抗が起つておるのあります。即ちこの法案は平和産業や農民の犠牲を要求しておるのであります。

州諸国との関係もある。大統領としては予算の過乱と國際紛争をかけてもやると言うことはできない立場にある。従つて日本政府としては日本国民の努力を結集して先ず自力による復興と建設に邁進されたい。「と、引導を渡しているのであります。自力とは何を意味するのでしょうか。予算で捻出すると、いうてもそれは皆国民の血税であります。見返資金残高、開発銀行への政府出資金、これらも皆税金であります。これらの国費の使途は多方面であるべきであります。これを電源開発にのみ使う考え方でしようか。而も、かくしてでき上った電気はその殆んどが軍需方面に使われてしまふのでは、国民は全くたまつたものではありません。國民がこのからくりを知るならば恐らく黙つてはいらないと思います。そこで次に起つて来るのが料金値上げの問題であります。諸君、今日の料金は果して妥当なものでありますようか。「うまいぞ」と呼ぶ者あり) そうでもありません。軍需工場、米駆留軍関係に大量の、且つ生産コストを大幅に割つた電気を送るために、我々一般家庭電気消費者又は中小企業家は、前者から生じる赤字を補填するために生産コストの数倍の値段を拂い、而も停電等ならぬ電気を使わされておるのであります。

者は、開発会社が賄足するならば、昭和二十九年度になれば家庭用電気又は中小企業に対しても今日のごとき不便はかけないと書いておりますが、日産協の調査では、日本の生産を計画通り推進させるならば、その差は約四十九億KWHとなり、二十六年度電燈電熱消費量約六十億KWHに及ばないことになります。即ち家庭電気はいつまで待つても軍需産業の犠牲とされる事に変りはないのであります。我々国民の血税で開発される電気がこのような状態を続けることは許しがたいことであります。なお私たちは今日一千億の巨費を投じてこの特殊会社を作る必要があるかどうかを考えてみたいのであります。戦争中の最大発電量は昭和十八年度の三百八十六億KWHであり、昨五十一年度給発電量は三百六十六億KWHであります。而も昨年度と今年度との国際收支を見ますと、アメリカ国内の経済恐慌発展の結果輸出特需の停滞を來なし、延いては電力不足の見通しは非常に不確実となつたのであります。我々は開発会社に一千億の巨費を投する前に、先づ全面講和を結ぶことによつて大量の電気を消費するところの駐留軍の撤退を求め、平和を守ることによつて軍需産業から平和産業に転換するならば、今日の発電能力を以つても大体やつて行ける見通しは付くのであります。

「そぞう」と呼ぶ者あり）何を急いで重需産業に奉仕するため一千億の巨費を投ぜんとするのか。その前に、戦争犠牲者の救濟等々、なすべきことは山積しておるのではないか。私はこれらの矛盾を指摘するものであります。

最後に電源の開発に關し一言いたしたいと思います。電源の開発は一国の生産力の基礎であり、これは社会發展の一つの方向であり、又社会主義の基礎であります。その場合において、その電源開発は飽くまで平和建設、国民生活水準の向上に役立つものでなければなりません。このようなことは資本主義の世界では到底できないことであります。が社会主義を以てするならば可能であります。一九一七年十月ロシア社会主義革命が達成されるや、指導者レーニンが社会主義經濟建設の第一義的なものとして電化を強調した理由もそこにあります。この場合におきましても電源開発は工業發展の基礎であつたのみでなく、農業の機械化、集団經營化、農業生産力の飛躍的發展の基礎でありました。又電源開発は、同時に、水利のみ發展的な意義を持つものであります。ソ同盟におきましては見事にそれをやつております。最近のダオルガ河電源開発を見ればよくわかることがあります。一拳に千四百万ヘクタールに及ぶ砂漠熱風地帯が沃野として農民に

開放され、無遮蔽の農業生産物が生まれます。ソ連全体の国民生活水準の一層の向上に役立つものであります。(「よく聞け」と呼ぶ者あり)農業問題、労働問題を解決し得ない自由党、労働者農民の大衆を敵とする自由党が電源開発など、とんでもないことになります。若し今日計画されておるごとく無理にやられた場合には平和産業や労働建設などもを利するにとどまるものであります。(「そうだ」と呼ぶ者あり)我々はかかる利権法案に對しては、原案、修正案を問わずすべて反対であります。(拍手)

を除いて部分を問題に供します。表決は記名投票を以て行います。奥むめお君外一名提出の修正案のうち、委員会修正案と共通する部分を除いた部分に賛成の諸君は白色票を、反対の諸君は青色票を、御登壇の上御投票を願います。氏名点呼を行います。議場の閉鎖を命じます。

堀越	儀郎君	小野	義夫君
野田	卯一君	大野木秀次郎君	
入交	太藏君	宮本	
西川甚五郎君		邦彦君	
平井	太郎君	石原幹市郎君	
松本	昇君	荒太君	宮田
鉢木	貞人君	秋山俊一郎君	重文君
高橋進太郎君		鈴木	恭一君
堀	末治君	長島	銀藏君
愛知	撰一君	竹中	七郎君
平林	太一君	小川	久義君
平沼彌太郎君		園	伊能君
菊田	七平君	池田宇右衛門君	
濱淵	春次君	林屋越次郎君	
滝井治三郎君		北村	一男君
駒井	藤平君	白波瀬米吉君	
油井賢太郎君		鈴木	強平君
中山	壽彦君	西田	隆男君
岩沢	忠恭君	泉山	三六君
栗栖	赳夫君	横尾	龍君
大屋	晋三君	大隈	信幸君
黒川	武雄君	稻垣平太郎君	
境野	清雄君	重盛	壽治君
木内キヤウ君		清澤	俊英君
成瀬	幡治君	中田	吉雄君
門田	定藏君	梅津	錦一君
千葉	信君	内村	
小林	孝平君	三橋八次郎君	
若木	勝藏君		
小瀧	彬君		
栗山	良夫君		
荒木正三郎君			
佐多	忠蔵君		
羽生			

高田なほ子君	吉田 洋晴君	和田 博雄君	森崎 隆君
菊川 孝夫君	岡田 宗司君		
河崎 ナツ君	小笠原三郎君		
木下 源吾君	金子 洋文君		
須藤 五郎君	岩間 正男君		
兼岩 傳一君	江田 三郎君		
堀 真琴君	鈴木 清一君		
岩崎正三郎君	大野 幸一君		
上條 愛一君	田中 一君		
山田 節男君	齋 武雄君		
村尾 重雄君	永井純一郎君		
吉川末次郎君	内二エ邦彦君		
佐々木良作君	小林 亦治君		
松永 義雄君	中村 正雄君		
伊藤 修君	三木 治朗君		
棚橋 小虎君	波多野 鼎君		
原 虎一君	青柳 益君		
下條 恽兵君	片岡 文重君		

参考に計算いたさせます。議場の開議を命じます。

石川	榮一君	木村	守江君
西山	龜七君	大谷	望潤君
一松	攻二君	深水	六郎君
草葉	隆圓君	大島	定吉君
左藤	義詮君	小林	楨貞君
黒田	英雄君	川村	松助君
中川	以良君	溝口	三郎君
寺尾	豊君	堀越	儀郎君
三浦	辰雄君	野田	卯一君
小野	義夫君	入交	太藏君
大野	木秀次郎君	西川	甚五郎君
宮田	重文君	平井	太郎君
宮本	邦彦君	堀	末治君
杉原	荒太君	松本	昇君
秋山	俊一郎君	鈴木	直人君
山村	幸作君	高橋	進太郎君
石原	幹市郎君	平林	太一君
長島	銀藏君	平沼	彌太郎君
竹中	七郎君	菊田	七平君
小川	久義君	溝淵	春次君
團	伊能君	滝井	治三郎君
池田	宇右衛門君	駒井	藤平君
北村	一男君	油井	賢太郎君
林屋	總次郎君	中山	壽彦君
北田	隆男君	岩沢	忠恭君
白波	瀬米吉君	栗栖	赳夫君
鈴木	強平君	大屋	晋三君
西田	龍君	境野	清雄君
泉山	三六君	木内	キヤウ君
横尾		杉	君
大隈	信幸君		
稻垣	平太郎君		
小瀧			

反対者	青色票	氏名	七十四名
田村	文吉君	小林	政夫君
楠見	義男君	河井	彌八君
片柳	眞吉君	飯島	次郎君
結城	安次君	宮城	タマヨ君
成瀬	轟治君	重盛	謹治君
門田	定藏君	清澤	俊英君
千葉	信君	三輪	貞治君
小林	孝平君	三橋	八次郎君
若木	勝藏君	中田	吉雄君
小酒井	義男君	栗山	良夫君
梅津	錦一君	三好	始君
有馬	英二君	荒木	正三郎君
内村	清次君	佐多	忠隆君
羽生	三七君	紅露	みつ君
石川	清一君	松浦	定義君
松原	一彦君	高田	なほ子君
森崎	隆君	吉田	法晴君
和田	博雄君	深川	榮左門君
岩木	哲夫君	菊川	孝夫君
岡田	宗司君	河崎	ナツ君
櫻内	辰郎君	堀木	鎌三君
岡村文四郎君		小笠原	三男君
木下	源吾君	金子	洋文君
須藤	五郎君	岩間	正男君
堺	鳳琴君	大野	幸一君
兼岩	傳一君	江田	三郎君
岩崎正三郎君		鈴木	清一君
上條	愛一君	田中	一君
山田	節男君		
村尾	重雄君		
吉川末次郎君			
佐々木良作君			
小林	亦治君		

○議長(佐藤) 君外一名提唱の閉鎖を含むとの共通の決議は記名投票に賛成の君は背面を願います。

陸君 博雄君 宗司君 三男君 洋文君 正男君 清一君 幸一君 一君 武雄君 純一郎君 二邦彦君 亦治君 正雄君 治朗君 鼎君 益君 文重君 奥むめお 会修正案 ます。表 共通部 反対の諸 御投票を す。議場

○議長(佐藤義一) 告いたしました。
「参考投票」を始めます。
投票総数は
白色票四百二十一
青色票七十九
よつて奥主
案と委員会の
決せられました。

日七十六票、	一票、	票を計算】
十四票、	一票、	鎖
修正案との並 めお君外二 した。(拍手)	十四票、	尚武君) 投
色票) 氏名	色票) 氏名	
繩雄君	繩雄君	
俊作君	俊作君	
寛君	寛君	
昌作君	昌作君	
道男君	道男君	
操作君	操作君	
正雄君	正雄君	
義一君	義一君	
忠彦君	忠彦君	
豊壽君	豊壽君	
廣君	廣君	
十次郎君	十次郎君	
兵衛君	兵衛君	
常猪君	常猪君	
義臣君	義臣君	
米治君	米治君	
繁安君	繁安君	

票の結果を
通の部分は
名提出の修
早川 慎二
館 哲三
高橋龍太郎
高瀬莊太郎
高木 正夫
新谷寅三郎
小野 哲
山川 良二
岡田 信次
森 八三
上原 正吉
中川 幸平
郡 祐二
岡崎 真二
加藤 武德
植竹 春彦
古池 信三
山縣 勝見

草葉	右川榮一君	隆圓君
左藤	西山四山	龜七君
黑田	中川	以良君
三浦	寺尾	豐登君
辰雄	野木秀次郎君	義雄君
小野	大庭田	英雄君
高田	重文君	義大君
宮本	邦彦君	義和君
杉原	荒太君	義定君
長島	銀藏君	義信君
竹中	恭一君	義義君
鈴木	七郎君	義義君
安井	謙君	義義君
小川	久義君	義義君
北村	一男君	伊能君
林屋	次郎君	伊能君
四田	隆男君	伊能君
泉山	三六君	伊能君
横尾	龍君	伊能君
大隈	信幸君	伊能君
稻垣平太郎君		伊能君

守江君
望潤君
賴貞君
六郎君
定吉君
英三君
三郎君
儀郎君
松助君
卯一君
太藏君
五郎君
太郎君
昇君
直人君
太郎君
未治君
揆一君
太一君
太郎君
七平君
春次君
三郎君
藤平君
太郎君
壽彥君
忠恭君
赳夫君
晋三君
武雄君
清雄君
ヤウ君
彬君

反対者(青色) 村田 楠見 片柳 結城 成瀬 門田 千葉 小林 若木 小酒井 梅津 有馬 内村 羽生 石川 松原 森崎 和田 岩木 岡田 櫻内 國村文 太下 須藤 兼岩 堀 岩崎正 上條 山田 村尾 吉川末 佐々木

七十四名
城島達次郎君 小林 政夫君
西城タマヨ君 河井 瑠八君
重盛 藩治君
清澤 優英君
三橋八次郎君 二輪 貞治君
中田 吉雄君
末山 良夫君
三好 始若
元木正三郎君 在多 忠隆君
川原左エ門君 同田なほ子君
第川 孝夫君
河崎 ナツ君
猪木 鎌三君
右間 金子 三男君
洋文君
正男君
江田 三郎君
鈴木 清一君
入野 幸一君
田中 一君
水井純一郎君
方ニエ邦彦君
小林 亦治君

本邦内にある財産をもつて担保された債務を「前項の規定により本邦内に在る財産とみなされる債権及び債務」に改める。

第九條第一項中「特殊清算人」を「大蔵大臣の選任する特殊清算人」に改め、同條第二項及び同條第三項に規定を削り、同條第四項中「第一項但書」を「第一項」に改める。

第十九條第二項中「担保された債務」の下に「及び第二條第一項に規定する命令で定める債務」を加え、同條第六項中「別に法律」を「政令」に改める。

第十九條第三項を「第十九條の三第六項中、第九條第三項を「九條第二項」に改める。

第二十條に次の二項を加える。

第一項の規定により指定を解除された閉鎖機関（以下指定解除機関と呼ぶ。）のその指定の解除の際における特殊清算人は、その際に解任されたものとする。

第二十條の次に次の六條を加える。

第二十條の二 閉鎖機関が、前條第一項の規定により指定を解除されたときは、その指定の解除の際における特殊清算人であつたときは、大蔵大臣の選任する者（下同じ。）は、通常なく清算状況報告書を作り、大蔵大臣に提出してその承認を求めるなければならぬ。

第十九條の三 第二項から第五項までの規定は、前條第二項の規定による指定の解除があつた場合に、これを準用する。この場合において、第十九條の三第二項中「

殊清算事務が終つた旨」とあるのは「指定解除機関」である。報告書」と、同項及び同條第五項中「閉鎖機関」とあるのは「指定解除機関」と読み替えるものとする。

第二十條の四 本邦内に本店又は主たる事務所を有する閉鎖機関について第二十條の三 第二十條第一項の規定による定による指定の解除は、将来に向つてのみその効力を有する。

第二十條の四 本邦内に本店又は主たる事務所を有する閉鎖機関について第二十條第一項の規定による指定の解除があつたときは、その指定の解除の際当該機関の特殊清算人であつた者は、当該機関の清算人を選任するため、その指定の解除の日から一月以内に、株式会社では社員総会、民法第三十四條の規定による機関である機関にあつては株主総会、有限会社では機関にあつては総会を招集しなければならない。

前項の特殊清算人であつた者は、同項の株主総会、社員総会又は総会の招集については、清算人は同一の権限を有する。

大蔵大臣は、第一項の規定に基づく株主総会、社員総会若しくは総会が、同項の期間内に開かれなかつたときは当該株主総会、社員総会若しくは総会において指定清算機関の清算人が選任されなかつたときは、通常なく裁判所に附し、清算人の選任を請求しなければならない。

前項の規定による選任の裁判は、非訟事件手続法による。

第二十條の五 指定解除機関であつて

て特別の法令によつては、政令で特
別の定をなすことができる。

**第二十條の六 指定解除機関の特殊
清算人**であつた者は、当該機関の
清算人が選任されたときは、選任
なく、その清算人に、第二十條の
二第一項の規定により大蔵大臣に
提出した清算状況報告書の写、當
該機関の帳簿並びに当該機関の營
業又は事業及び特殊清算に関する
重要書類を引き渡さなければなら
ない。

**第二十條の七 指定解除機関の特殊
清算人**であつた者は、当該機関の
清算人が選任されるまで、当該機
関の財産の管理に関する一切の裁
判上又は裁判外の行為をすること
ができる。

第二十四條を第二十四條の二と
し、第二十三條の次に次の一條を加
える。

**第二十四條 本邦外に本店又は主たる事
務所を有する閉鎖機関に対する
所得税、法人税、特別法人税、
臨時利得税、營業税及び事業税の
課稅について、当該機関は、昭
和二十年八月十五日以後その本店
又は主たる事務所を本邦内におい
て有することとなつたものとみな
し、且つ、指定日において解散し
たものとみなす。但し、この場合
における閉鎖機関の昭和二十年八
月十五日を含む事業年度以後の事
業年度に係る所得又は剩余金は、
当該機関の本邦内における事業が
は本邦内に在る財産から生ずる所
得又は剩余金に限るものとし、同
日を含む事業年度以後の事業年度**

〔審査報告書は都合により附録に掲載〕

連合国財産の返還等に関する政令等の一部を改正する法律案右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送附する。

昭和二十七年六月一十六日

衆議院議長 林 靖治

参議院議長 佐藤尙武殿

連合国財産の返還等に関する政令等の一部を改正する法律案(連合国財産の返還等に関する政令の一部改正)

第一條 連合国財産の返還等に関する政令(昭和二十六年政令第六号)の一部を次のよう改正する。

第一條中「日本国との平和條約第十五條及び第十七條の規定に基き、連合国財産を保全し、又は返還するため」を「日本国との平和條約その他の連合国との間の平和の回復に関する條約を実施するため、連合国財産の保全及び返還に關し」に改める。

第二條第二項第一号中「(以下「連合国」という。)」を「及び同條約以外の平和の回復に関する條約を

日本国との間に締結した国で政令で定めるもの(以下「連合国」と総称する。)に改め、同條第三項第一号及び第四項第四号中「日本国との平和條約第二十五條に規定する連合国」の下に及び同條約以外の平和の回復に関する條約を日本国との間に締結した国で政令で定めるもの」を加える。

第十一條第三項及び第十七條第一項中「日本国との平和條約第二十五條に規定する連合国」の下に「及び同條約以外の平和の回復に関する條約を日本国との間に締結した国で政令で定めるもの」を加え、「同條約第二十五條に規定する連合国でなかつた国」を「連合国でなかつた国」に、「同條に規定する連合国」を「連合国に改める。(連合国財産である株式の回復に関する政令の一部改正)

第二條 連合国財産である株式の回復に関する政令(昭和二十四年政令第三百十号)の一部を次のよう

に改正する。

第一條中「日本国との平和條約第十五條の規定に基づき、連合国財産である株式に関する権利を連合国人に回復するため」を「日本国との平和條約その他の連合國との間の平和の回復に関する條約を実施するため、連合国財産である株式に関する権利の回復に関するもの」に改める。

第五條第一項中「日本国との平和條約第二十五條に規定する連合国」の下に「及び同條約以外の平和の回復に関する條約を日本国との間に締結した国で政令で定めるもの」を加える。

の」を加え、「同條約第二十五條に規定する連合國でなかつた國」を「連合國でなかつた國」に、「同條に規定する連合國」を「連合國」に改める。

(連合國財産補償法の一部改正)

第三條 連合國財産補償法(昭和二十六年法律第二百六十四号)の一

部を次のよう改正する。

第二條第一項を次のよう改める。

十六年法律第二百六十四号)の一

部を次のよう改正する。

この法律において「連合國」とは、左の各号に掲げる国をい

う。

附 則

この法律は、公布の日から施行す

〔平沼彌太郎君登壇、拍手〕

〔簡単々々と呼ぶ者あり〕

○平沼彌太郎君 只今上程されました

閉鎖機関令の一部を改正する法律案の結果を御報告申上げます。

本案の主な改正点を申上げますと、

大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申上げます。

第一点は、閉鎖機関整理の現状に鑑みまし、清算未結了の機関のうち、民法、商法等に基いて清算することが適

当と認められるものについては、その指定を解除し、特殊清算人であつた者に株主総会等を招集せしめて、指定解除機関の清算人を選ばなく選任せしめる

こととし、指定解除に伴う政府への報告、利害関係人の異議の申立等につい

て規定を整備しようとし、なお特殊法

人の指定解除後の清算については、別途政令で定め得ることにしようとする

ものであります。第二点は、平和條約

の発効に伴いまして閉鎖機関の在外財

産の処理について特殊清算の対象の範

域を拡張して、その本邦外にある本

店、支店その他の営業所に係る債権債

合國との間の平和の回復に関する

條約(以下「平和條約」といふ。)に

改め、同條第四項及び第五項中

「日本國との平和條約」を

「日本國との平和條約その他の連

本國との間に締結した國で政

令で定めるもの

第二條第三項中「平和條約」を

「日本國との平和條約」に改める。

第三條第三項中「平和條約」を

「日本國との平和條約その他の連

本國との間の平和の回復に関する

條約(以下「平和條約」といふ。)に

改め、同條第四項及び第五項中

「平和條約」を「その者の所属する

國と日本國との間に効力の発生し

た平和條約」に改める。

第十五條第一項中「日本國との間の」を「日本國との間に効力の発生した」に改める。

附則中「平和條約」を「日本國と

の平和條約」に改める。

この法律は、公布の日から施行す

すと、改正案による閉鎖機関の特徴

算の対象の範囲の拡大を、本邦外にあ

る本店、支店、その他の営業所に係る

債権のみにとどめ、差当り債務につき

ましてはこれを除外しようとするもの

であります。

本案は、質疑の後、討論に入り、木

村委員より賛成意見が述べられ、採決

の結果、全会一致を以て衆議院修正送

付の原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。

大に連合國財産の返還等に関する政

令等の一部を改正する法律案について

御報告申上げます。

本案は、このたび締結されたイ

ンドとの間の平和條約第五條の規定に

より、インド又はインド人が有してい

た財産で、開戦時から終戦時までの間

に本邦内にあつたものを返還するこ

と、及びこののような財産で開戦時本邦

内にあつたものが返還されず、又は戦

争の結果損害が生じている場合には、

連合國財産補償法に規定されている條

件と同一の條件で補償を行ふこととな

ります。よつて本案は可決せられました。

○議長(佐藤尚武君) 次に連合國財產

の返還等に関する政令等の一部を改正

する法律案全部を問題に供します。本

案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めま

す。よつて本案は可決せられました。

本日の議事日程はこれにて終了いたしました。次会の議事日程は決定次第

日本との平和條約第二十五條に規定する連合國のほか、今回のインド及び

今後サン・フランシスコ條約第二十六

條の規定に基いて同様の條約を締結す

ることが予想される相手國を、必要に応じ政令で定め得ることと共に、

財産の返還又は補償の請求期限等、こ

れに関連する若干の規定を整備しよう

とするものであります。

本案は、慣習審議の後、討論採決の結果、多数を以て原案通り可決すべきものと決定いたした次第であります。

右御報告いたします。

○議長(佐藤尚武君) 別に御発言もな

ければ、これより両案の採決をいたし

ます。

先ず閉鎖機関令の一部を改正する法

律案全部を問題に供します。本案に賛

成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(佐藤尚武君) 過半数と認めま

す。よつて本案は可決せられました。

一、日程第四 日本國とアメリカ合

衆国との間の安全保障條約に基き

駐留する合衆国軍隊に水面を使用

させるための漁船の操業制限等に

基づくの問題に供します。本

案に賛成の諸君の起立を求めます。

一、日程第五 昭和二十六年産米穀

の超過供出等についての奨励金に

対する所得税の臨時特例に関する

法律案

一、日程第六 製塩施設法案

一、日程第七 航空法案

一、日程第八 日本国とアメリカ合

衆国との間の安全保障條約に基く

日本はこれにて散会いたします。
午後七時四十二分散会

質問

一、日程第一 法廷等の秩序維持に

に関する法律案

一、日程第二 昭和二十三年六月三

十日以前に給與事由の生じた恩給

の特別措置に関する法律案

備法の一部を改正する法律案

一、日程第四 日本國とアメリカ合

衆国との間の安全保障條約に基き

駐留する合衆国軍隊に水面を使用

させるための漁船の操業制限等に

基づくの問題に供します。本

案に賛成の諸君の起立を求めます。

例に関する法律案

一、議員派遣の件

一、日程第九 農地法案

一、日程第十 農地法施行法案

一、日程第十一 輸出取引法案

一、日程第十二 航空機製造法案

一、日程第十三 特定中小企業の安定に関する臨時措置法案

一、日程第十四 電源開発促進法案 一、日程第十五 閉鎖機関令の一部

一、日程第十六　融合国材産の処理を改正する法律案

等に関する政令等の一部を改正する法律案

出席者は左の通り。

議長 佐藤 尚武君
副議長 三木 治朗君

議員
藤森 真治君
早川 慎一君

波多野林一君 野田 條作君
徳川 宗敬君 田村 文吉君

伊達源一郎君
竹下 豊次君
高橋龍太郎君

高橋 道勇君
高瀬莊太郎君
高木 正夫君

松山昌作君
新名寅三郎君
西郷吉之助君
小宮山常吉君

木下 眞雄君 河井 弥八君
片柳 袁吉君

加賀 操君 小野 菲君

岡本 愛祐君 岡部 常君

伊藤 伊之和
飯島 運次郎君
赤澤 與仁君

森木 正好君 紅城 安九君
山川 良一君 村上 義一君

新八三君 島津忠彦君

昭和二十七年七月七日 参議院会議録第六十四号

昭和二十七年七月七日 參議院會議錄第六十四号

明治二十五年三月三十一日第三種郵便物認可

一五三四

定価一部 十 円

東京都新宿区市谷木村町一五
印 刷
明治九年九月一號
行 所